

那須町地域防災計画

(本 編)

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
火災災害対策編
震災対策編
火山災害対策編
原子力災害対策編

(令和5年度改正)

那 須 町 防 災 会 議

目次

総論

第 1 節	計画の目的等	1
第 2 節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	3
第 3 節	本町の地勢、災害記録及び災害の概要	14

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第 1 章 災害予防

第 1 節	防災意識の高揚	20
第 2 節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	23
第 3 節	防災訓練の実施	27
第 4 節	避難行動要支援者対策	29
第 5 節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	33
第 6 節	災害に強い町づくり	35
第 7 節	土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策	37
第 8 節	水防体制の整備	42
第 9 節	積雪・雪崩対策	46
第 10 節	農林業関係災害予防対策	48
第 11 節	気象情報収集・伝達体制の整備	50
第 12 節	情報通信・放送網の整備	51
第 13 節	避難体制の整備	52
第 14 節	消防・救急・救助体制の整備	56
第 15 節	医療救護・防疫体制の整備	57
第 16 節	防災拠点の整備	58
第 17 節	建築物災害予防対策	60
第 18 節	公共施設等災害予防対策	62
第 19 節	文教対策	63
第 20 節	防災関係機関相互応援・受援体制の整備	65
第 21 節	孤立集落災害予防対策	67
第 22 節	災害廃棄物等の処理体制の整備	68

第 2 章 応急対策

第 1 節	活動体制の確立	69
第 2 節	災害対策本部の運営	71
第 3 節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	78
第 4 節	災害拡大防止活動	81
第 5 節	災害救助法の適用	84
第 6 節	避難対策	87
第 7 節	相互応援協力・派遣要請	94
第 8 節	救急・救助活動	97

第 9 節	医療救護活動	100
第10 節	緊急輸送活動	101
第11 節	食料の調達・供給活動	103
第12 節	給水活動	105
第13 節	生活必需品等の供給	107
第14 節	農林業関係対策	108
第15 節	保健衛生活動	110
第16 節	遺体の捜索、処理、埋葬活動	111
第17 節	障害物等除去活動	113
第18 節	廃棄物処理活動	115
第19 節	文教対策	117
第20 節	住宅応急対策	119
第21 節	公共施設等応急対策	120
第22 節	広報活動	123
第23 節	自発的支援の受入	125

第3章 復旧・復興

第 1 節	復旧・復興の基本的方向の決定	127
第 2 節	民生の安定化対策	128
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	132

火災災害対策編

第1章 災害予防

第 1 節	町民等の防災活動の促進	140
第 2 節	火災に強い町づくり	142
第 3 節	応急対策への備え	143

第2章 応急対策

第 1 節	活動体制の確立	145
第 2 節	災害対策本部の運営	145
第 3 節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	146
第 4 節	災害救助法の適用	147
第 5 節	消火活動及び救助・救急活動	147
第 6 節	避難対策	148
第 7 節	施設、設備の応急対策	149
第 8 節	広報対策	149

第3章 復旧・復興

第 1 節	復旧・復興	150
-------	-------	-----

震災対策編

第1章 災害予防

第 1 節	防災意識の高揚	151
第 2 節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	153
第 3 節	防災訓練の実施	153
第 4 節	避難行動要支援者対策	154
第 5 節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	154
第 6 節	震災に強い町づくり	155
第 7 節	土砂災害・山地災害予防対策	156
第 8 節	農林業関係災害予防対策	156
第 9 節	地震情報収集体制	157
第10 節	情報通信・放送網の整備	158
第11 節	避難体制の整備	159
第12 節	火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	160
第13 節	医療救護・防疫体制の整備	160
第14 節	防災拠点の整備	160
第15 節	建築物災害予防対策	161
第16 節	公共施設等災害予防対策	163
第17 節	文教対策	163
第18 節	防災関係機関相互応援・受援体制の整備	163
第19 節	孤立集落災害予防対策	163
第20 節	災害廃棄物等の処理体制の整備	163

第2章 応急対策

第 1 節	活動体制の確立	164
第 2 節	災害対策本部の運営	166
第 3 節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	167
第 4 節	災害救助法の適用	167
第 5 節	避難対策	167
第 6 節	相互応援協力・派遣要請	169
第 7 節	救急・救助及び消火活動	170
第 8 節	医療救護活動	171
第 9 節	二次災害防止活動	172
第10 節	緊急輸送活動	173
第11 節	食料の調達・供給活動	173
第12 節	給水活動	173
第13 節	生活必需品等の供給	173
第14 節	農林業関係対策	173
第15 節	保健衛生活動	173
第16 節	遺体の捜索、処理、埋葬活動	173
第17 節	障害物等除去活動	173

第18節	廃棄物処理活動	174
第19節	文教対策	174
第20節	住宅応急対策	174
第21節	公共施設等応急対策	174
第22節	広報活動	174
第23節	自発的支援の受入	174

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	175
第2節	民生の安定化対策及び公共施設復旧対策	175

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	176
第2節	地震発生時の応急対策	177
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	178
第4節	防災訓練計画	178
第5節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	179

火山災害対策編

第1章 災害予防対策

第1節	防災意識の高揚	180
第2節	火山災害に強い町づくり	182
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	186

第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	193
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	195
第3節	二次災害防災活動	197
第4節	災害救助法の適用	197
第5節	避難対策	198
第6節	救急・救助、医療及び消火活動	201
第7節	緊急輸送活動	202
第8節	降灰等対策	202
第9節	施設・設備の応急対策	203
第10節	広報活動	203

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	204
第2節	民生の安定化及び公共施設等復旧対策	205

原子力災害対策編

第1章 総則

第 1 節	計画策定の趣旨	207
第 2 節	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	208
第 3 節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	210
第 4 節	運用上の介入レベル	212
第 5 節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	214
第 6 節	リスクコミュニケーションの充実	216

第2章 災害予防

第 1 節	初動体制の整備	217
第 2 節	住民等への情報伝達体制の整備	219
第 3 節	避難活動体制等の整備	220
第 4 節	モニタリング体制の整備	222
第 5 節	住民等の健康対策	223
第 6 節	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	224
第 7 節	児童生徒等の安全対策	224
第 8 節	緊急輸送体制の整備	225
第 9 節	住民等に対する普及・啓発活動	226
第 10 節	防災訓練の実施	227

第3章 応急対策

第 1 節	災害対策本部等の設置	228
第 2 節	情報の収集・連絡活動	232
第 3 節	住民等への情報伝達	234
第 4 節	屋内退避・避難誘導等	236
第 5 節	モニタリング活動	238
第 6 節	医療活動等	239
第 7 節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	240
第 8 節	児童生徒等の安全対策	242
第 9 節	緊急輸送活動	242

第4章 復旧・復興

第 1 節	住民等の健康対策	243
第 2 節	風評被害対策	244
第 3 節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	245
第 4 節	損害賠償	247
第 5 節	各種制限の解除	248

用語集

総論

第1節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

1 計画の目的

那須町地域防災計画（以下「計画」という。）は、本町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより町土、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき那須町防災会議が策定する計画であり、町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

3 計画の構成

この計画は、本町の地域における水害・台風、竜巻等風害・雪害、震災、火山、原子力災害の対策を体系化したものであって、その構成は次のとおりである。

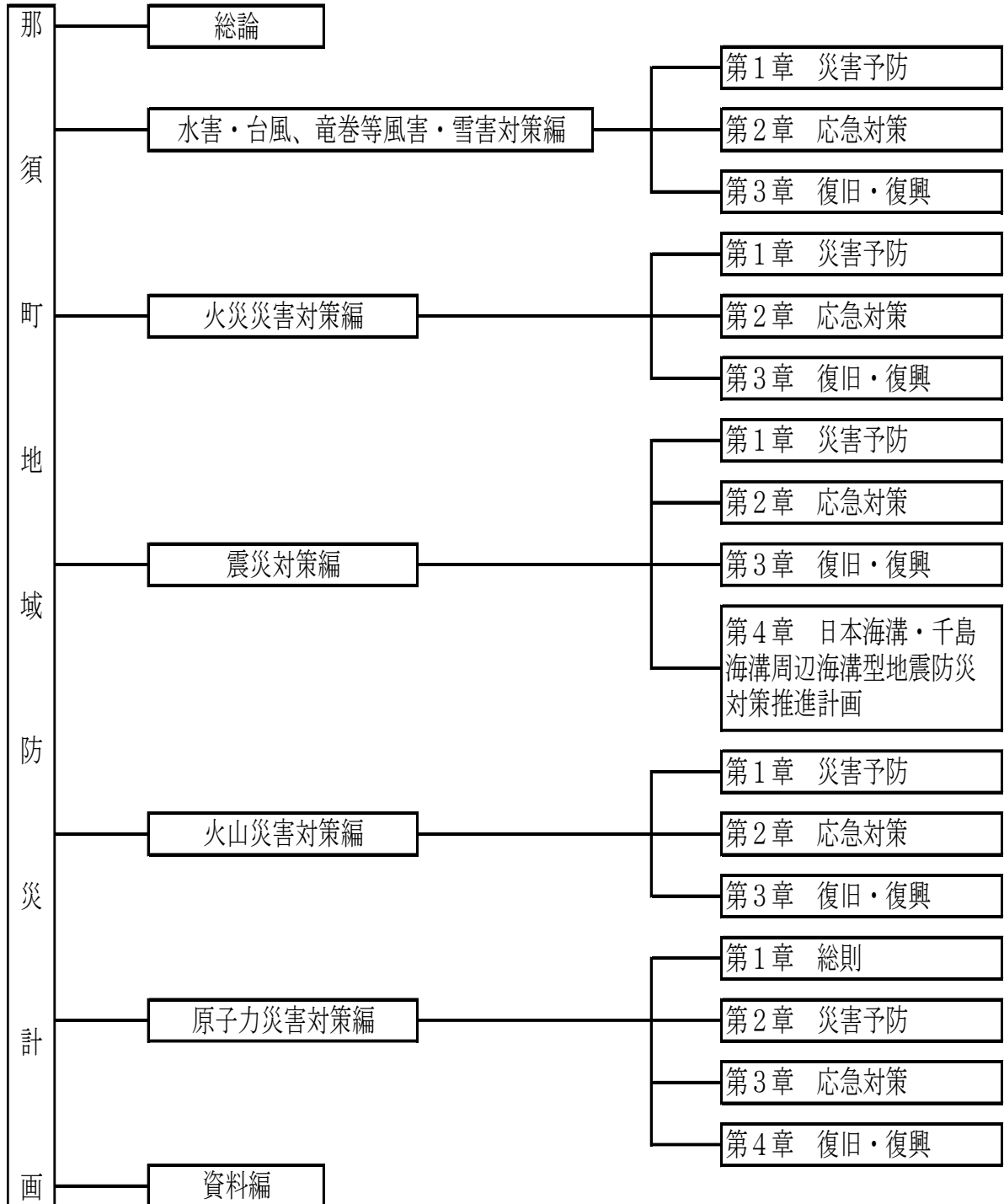
- (1) 総論
- (2) 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
- (3) 火災災害対策編
- (4) 震災対策編
- (5) 火山災害対策編
- (6) 原子力災害対策編

なお、火災災害対策編、震災対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編に定めがない対策については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編の規定に沿って対応する。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。従って町の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者及び関係機関は、その関係ある事項について計画修正案があるときは、町防災会議に提出するものとする。

資料1-1 那須町防災会議条例



第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急措置、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう町及び関係機関等の防災に対する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

1 防災関係機関等の責務

いづれどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、町等による「公助」はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

(1) 町・消防機関

町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関と連携を図りながら防災活動を実施する。

消防機関は、町の責務が十分に果たされるよう、協力を行う。

(2) 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

(3) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

(6) 町民

町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

(1) 町

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
那須町	災害予防対策 <ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する組織の整備・改革 2 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 3 防災に関する施設、設備の整備、点検 4 県及び防災関係機関との連絡調整 5 防災に必要な資機材等の整備、備蓄

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
	<p>6 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</p> <p>7 生活必需品、食料等の備蓄</p> <p>8 給水体制の整備</p> <p>9 自主防災組織の育成支援</p> <p>10 災害危険箇所の把握</p> <p>11 各種災害予防事業の推進</p> <p>12 その他法令及び那須町地域防災計画に基づく災害防災対策の実施</p> <p>災害応急対策</p> <p>1 水防、消防等応急対策</p> <p>2 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</p> <p>3 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設</p> <p>4 県外からの避難者受入れに係る県への協力要請</p> <p>5 県外からの避難者及び帰宅困難者の一時滞在の受入れ</p> <p>6 災害時における文教、保健衛生</p> <p>7 災害広報</p> <p>8 専門家等の派遣要請</p> <p>9 被災者の救難、救助その他の保護</p> <p>10 復旧資機材の確保</p> <p>11 災害対策要員の確保、動員</p> <p>12 災害における交通、輸送の確保</p> <p>13 防災関係機関が実施する災害対策の調整</p> <p>14 義援金品の受領、配分</p> <p>15 住民の避難・屋内退避、立ち入り制限</p> <p>16 農産物等の安全性の確認</p> <p>17 その他法令及び那須町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>災害復旧・復興対策</p> <p>1 災害弔慰金・災害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等</p> <p>2 被災者生活再建支援制度に係る事務</p> <p>3 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置</p> <p>4 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>5 風評被害による影響等の軽減</p> <p>6 その他法令及び那須町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>

(2) 消防・警察機関

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
<p>那須地区消防組合</p> <p>・消防本部</p> <p>・那須消防署 (湯本分署)</p>	<p>災害予防対策</p> <p>1 消防力の維持・向上</p> <p>2 町と共同での地域防災力の向上</p> <p>災害応急対策</p> <p>1 災害情報の収集・伝達</p> <p>2 消防活動</p> <p>3 救助・救急活動</p> <p>4 避難活動</p> <p>5 行方不明者の捜索</p> <p>6 その他災害対策本部長が指示する災害応急対策</p>

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
那須町消防団	<p>災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団員の能力の維持・向上 2 町及び消防本部が行う防災対策への協力 <p>災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防・水防活動 2 救助救急活動 3 避難活動 4 行方不明者の捜索 5 町及び消防本部が行う防災対策への協力
那須塩原警察署	<p>災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害警備計画の策定 2 災害装備資機材の整備 3 危険物等の保安確保に必要な指導、助言 4 防災知識の普及 <p>災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び伝達 2 被災者の救出及び負傷者等の救護 3 行方不明者の調査・捜索 4 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 5 被災地、避難場所、重要施設の警戒 6 緊急交通路の確保 7 交通の混乱防止及び交通秩序の維持 8 広報活動 9 死体の見分・検視

(3) 県

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
栃木県	<p>災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する組織の整備・改革 2 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 3 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4 災害危険箇所の災害防災対策 5 防災に関する施設・設備の整備、点検 6 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10 自主防災組織等の育成支援 11 ボランティア活動の環境整備 12 環境放射線モニタリングの実験及び結果の公表 13 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 14 その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
栃木県	<p>災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 3 専門家等の派遣要請 4 災害救助法の適用 5 消火・水防等の応急措置活動 6 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 7 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 8 緊急輸送体制の確保 9 緊急物資の調達・供給 10 災害を受けた児童、生徒の応急教育 11 施設、設備の応急復旧 12 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 13 県民への広報活動 14 ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入 15 住民の避難・屋内退避、立ち入り制限 16 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関への指示 17 県外避難者の受入れに対する総合調整 18 その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>災害復旧・復興対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 2 民生の安定化策の実施 3 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 5 損害賠償の請求等に係る支援 6 風評被害による影響の軽減 7 各種制限の解除 8 その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

(4) 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害における金融上の措置に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
	2 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理、処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること
関東森林管理局 （塩那森林管理署）	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること
関東農政局 （宇都宮地域センター）	災害予防対策 1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること 2 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 応急対策 1 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること 2 種もみ、その他営農資材の確保に関すること 3 主要食糧の需給調整に関すること 4 生鮮食料品等の供給に関すること 5 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること 6 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること 7 農産物等の安全性の確認に関すること 復旧対策 1 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること 2 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること 3 風評被害対策に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
国土地理院関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
関東運輸局 (栃木運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運輸事業の災害予防に関すること 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること 3 運輸事業の復旧、復興に関すること
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること。 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること 7 町や県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対策支援に関すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
栃木労働局 大田原労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全（鉱山関係を除く）に関すること 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること
関東地方整備局 (宇都宮国道事務所)	<p>直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。</p> <p>災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育、訓練 2 通信施設等の整備 3 公共施設等の整備 4 災害危険区域等の関係機関への通知 5 官庁施設の災害予防措置 6 豪雪害の予防 <p>災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 2 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 3 建設機械と技術者の現況の把握 4 災害時における復旧用資材の確保 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
	6 災害時のための応急資機材の備蓄 7 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 8 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 災害復旧対策 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索、救助に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

(5) 陸上自衛隊

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
陸上自衛隊東部方面 特科連隊第2大隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

(6) 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
日本郵便(株)	1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 2 災害特別事務取扱い (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 栃木県支部	1 災害時における教護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3 義援金品の募集、配分に関すること 4 日赤医療施設等の保全に関すること 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること
日本放送協会 宇都宮放送局	1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
東日本高速道路(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2 災害により路線が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと (2) 路線の復旧、脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処理を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと
東日本電信電話(株) 栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事
日本通運(株) 宇都宮支店	<p>災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関する事</p>
東京電力パワーグリッド(株) 栃木北支社	<p>電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事。</p>
東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の防災管理に関する事 2 従業員等に対する教育、訓練に関する事 3 関係機関に対する情報の提供に関する事 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事 7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関する事 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関する事
KDDI(株) 小山ネットワークセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信施設の運用と保全に関する事 2 災害時における通信のそ通の確保に関する事
(株)NTTドコモ 栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動通信施設の運用と保全に関する事。 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関する事

(7) 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき業務の大綱
関東自動車(株)	1 輸送施設等の安全・保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
土地改良事業団体連合会 <土地改良区>	水門、水路の操作に関すること
(一社)栃木県LPガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
栃木県道路公社	緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会 (公社)栃木県栄養士会	災害時における医療救護活動に関すること
(福)栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社)栃木県建設業協会那須支部	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること

(8) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
那須野農業協同組合 那須町森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事 2 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事 3 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関する事 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関する事 5 飼料、肥料等の確保対策に関する事 6 農林水産物等の出荷制限等への協力に関する事
那須町商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入院患者等の安全確保に関する事 3 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事 4 被ばく医療への協力に関する事 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入所者の安全確保に関する事 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事 4 福祉避難所としての施設の提供に関する事
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関する事
那須町建設業安全協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出活動等における重機、車両の協力に関する事 2 道路、橋梁等の災害復旧への協力に関する事 3 応急仮設住宅の建設等への協力に関する事
那須町社会福祉協議会	<p>災害予防</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅要配慮者対策に関する事 2 町が行う災害対策への協力に関する事 3 避難行動要支援者の避難支援個別プランの作成協力に関する事 <p>災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事 2 在宅要配慮者の応急対策に関する事 3 被災者の保護及び救援物資の支給に関する事 4 その他町が行う避難及び応急対策への協力に関する事 5 被災者生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事
町立小中学校 町立保育園	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難体制の整備及び避難訓練の実施に関する事 2 災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導に関する事 3 町が実施する災害応急対策への協力に関する事 4 避難所の管理・運営、炊き出し等への協力に関する事
那須町自治会連合会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の整備に関する事 2 防災知識の普及、町の実施する災害応急対策活動への協力に関する事 3 避難行動要支援者の把握、避難支援個別プランの作成等への協力に関する事

機関等の名称	処理すべき業務等の大綱
	4 地区内への情報伝達に関すること 5 被災情報の収集及び提供に関すること 6 避難行動要支援者、被災者の救助、救援対策の協力に関すること 7 避難所の自主運営に関すること 8 災害廃棄物の分別、集積所管理の協力に関すること
那須町民生委員児童委員協議会	1 防災知識の普及、防災訓練への協力に関すること 2 避難行動要支援者の把握、避難支援個別プランの作成等への協力に関すること

3 住民・事業者

機関等の名称	責 務
住 民	1 防災・減災の知識習得 2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 3 飲料水・食料・生活用品等の備蓄と検討 4 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力要請 5 警報等の収集、家族・近所への伝達 6 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 7 災害廃棄物の分別 8 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること
事 業 者	1 従業員の防災教育、訓練 2 事業継続計画(BCP)の作成・更新 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 従業員・所管施設利用者等への情報の伝達、避難訓練 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力要請 8 災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること

第3節 本町の地勢、災害記録及び災害の概要

本町の気象概要、地勢及び災害記録を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。また、災害の種類は台風、大雨等を要因とする発生が予知し得るものと、地震・噴火等と予知の難しいものがある。

1 本町の地勢

(1) 位置

那須町は栃木県の県北部に位置し、東は福島県白河市及び棚倉町に、西は那須塩原市、南は那須塩原市及び大田原市に接し、北は福島県白河市及び西郷村に接している。

役場所在地は東経140度07分14秒、北緯37度00分08秒、標高335.65mである。

(2) 気象の概要

本町は太平洋側気候であり内陸に位置するため、最高気温と最低気温の差が大きい。夏期は、雷の発生が多く盛夏期でも比較的雨量が多い。冬期は朝夕の冷え込みが厳しいため平野部でも最低気温が氷点下の日が多い。那須おろしと呼ばれる季節風が吹き、那須連山は日本海側気候の様相を呈し雪をもたらす。

(3) 地勢

本町の面積は、372.34km²で栃木県の総面積の6%を占めている。

西北部は標高1,915mの那須火山帯の主峰茶臼岳を頂点として、東南に那須山麓の裾野がなだらかな起伏をもって扇状に広がっており、耕地は、標高300mより650mまでの丘陵地帯に散在し、平坦地が非常に少ない。東部地域は、八溝山系の急峻な山林地帯に覆われ、西北部は、那須山麓の裾野を形成している。

○那須町の主な山

山名	標高
茶臼岳(活火山)	1,915m
朝日岳	1,896m
三本槍岳	1,917m
南月山	1,776m
黒尾谷岳	1,589m
八溝山	1,022m

○那須町の主な川(一級河川)

河川名	流路延長(km)	河川名	流路延長(km)
那珂川	17.0	四ツ川	10.4
余笹川	37.2	苦戸川	14.5
棒川	4.7	白戸川	10.0
黒川	32.0	高野川	6.5
板敷川	3.0	なら沢川	1.7
三蔵川	12.2	湯川	8.5
奈良川	17.3	高雄股川	11.0
菖蒲川	6.0	下黒尾川	5.1
大和須川	3.1	上黒尾川	5.6
梓川	3.5	高野沢川	2.4
木下川	1.7	小沢名川	4.2
荒金沢川	2.0	沢名川	3.5

2 過去の主な災害記録

那須町の過去における災害の状況は、次のとおりである。

発生年月日	原因	災害概要	単位：千円
昭和33年10月28日	火災	観光ホテル全焼、面積 1010.40㎡	損害額 50,000
昭和36年 6月28日	集中豪雨	流失家屋14、田畑流失、冠水、崖・山崩れ、橋梁流失等	
昭和39年 2月 8日	火災	おだん荘半焼、死者2名、負傷者2名、面積673㎡	損害額 12,340
昭和44年 1月15日	突風	112世帯、住宅、付属建物等全半壊	
昭和46年 3月 4日	火災	製材工場1、非住宅3、面積761㎡	損害額 11,250
昭和52年 9月 3日	集中豪雨	流失家屋6、床上浸水56棟、床下浸水92棟他	損害額 355,000
昭和55年 3月10日	突風	43世帯 住宅、付属建物等全半壊	損害額 13,967
昭和56年 7月14日	集中豪雨	床上浸水1棟、床下浸水3棟、道路決壊他	損害額 93,780
平成 3年 8月21日	集中豪雨	全壊家屋1棟、床上浸水6棟、床下浸水4棟、道路決壊他	損害額 16,150
平成 4年 5月24日	集中豪雨、降雹	床上浸水2棟、床下浸水6棟、農産物被害他	損害額 90,278
平成10年 8月27日	集中豪雨	死者3名、行方不明2名、負傷者19名、住宅全壊16棟、半壊37棟、流失17棟、床上浸水153棟、農地流失、道路損壊	被害額 66,893,684
平成11年 7月13日	集中豪雨	負傷者1名、住宅全壊1棟、半壊14棟、床上浸水9棟、農地流失、道路損壊	被害額 2,700,000
平成23年 3月11日	震災	負傷者3名、住宅全壊40棟、大規模半壊27棟、半壊116棟、一部損壊1568棟 道路損壊、農地・林地崩壊	
平成26年 2月14日	大雪	負傷者4名、農産物被害他	被害額 45,287
令和元年10月12日	台風	半壊6棟、一部破損32棟、道路損壊、農地・林地崩壊	

○平成10年8月末集中豪雨災害

平成10年8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、町は記録的な大雨となった。

町では、26日から5日間連続して130mm以上の日降水量を観測し、総降水量が1,254mmに達したため、各地で洪水、浸水、土砂災害の被害が発生し、特に27日には、1時間降水量90mm（1時～2時）、3時間降水量205mm（0時～3時）、日降水量607mmの記録的な豪雨となり、河川の氾濫、土砂崩れなどの大きな被害が発生した。

このため、町では、27日に災害対策本部を設置し、自衛隊の派遣要請、災害救助法の適用要請を行い、救助・救出活動、避難所の開設、給水・給食活動、生活必需品の供給などの災害応急対策を実施した。

○平成23年3月東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分ごろ、東北地方を中心に強い地震があり、宮城県北部や福島、茨城、栃木の各県で震度6強を観測し、大規模な津波、火災のほか建物が倒壊しました。

町では、震度6弱の地震に襲われ、家屋の倒壊、道路舗装の段差、水道管破裂による断水、通信機器の寸断など、ライフラインに大きな影響を受けた。

このため、町では、11日午後3時、災害対策本部を設置し、被害状況、町内被災者及び福島県からの避難者の把握、支援、並びに帰宅困難者受け入れに努め、避難所の開設、給水・給食活動、生活必需品の供給などの災害応急対策を実施した。

3 那須町を取り巻く自然的条件

(1) 関谷断層の状況

関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野ヶ原の西縁に沿って、那須岳北方の福島－栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

関谷断層は、国が定める主要114活断層帯の一つとして位置づけられ、文部科学省にある地震調査研究推進本部がこの断層の諸特性を次のように評価した（平成27年4月）。

その評価は次のとおりである。

ア 断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約2,600から4,100年と推定される。

イ 断層の将来の活動

関谷断層は、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に3m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。一般に、活断層で発生する地震は、千年程度から数万年という長い間隔で発生するとされており、将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

項目	将来の地震発生確率
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%

※今後30年間の地震発生確率が0.1%以上の場合、発生確率がやや高いと評価される。

(2) 那須岳の概要

那須火山群は、栃木県と福島県の境に位置する第四紀の火山群で、南北に連なる南月山・茶臼岳・朝日岳・三本槍岳・甲子旭岳の成層火山の集合体である。そのうち茶臼岳火山だけは現在なお常時激しい噴気活動を行っている活火山である（本計画では特に断らない限り「那須岳」は茶臼岳のことを指す）。那須岳は東に向かって開いた大きな崩壊凹地の中に生じた新しい火山で、数枚の溶岩流・火砕流と頂部の火砕丘・その中の溶岩円頂丘から形成される。溶岩円頂丘の中央火口（直径100m）の内外には硫気孔が多いが、特に西斜面の2つの爆発火口内では活発な硫気活動が続いている。有史後の噴火はすべて爆発型であり泥流を生じやすい。

ア 那須岳の監視・観測体制

那須岳は、平成21年6月、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山（以下「常時観測火山」という。）として選定されており、関係研究機関等による協力の下、気象庁において、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

イ 那須岳の火山活動

那須岳においては、約1万6千年前に最大規模のマグマ噴火が発生し、このときの噴火では火砕流や降灰が広い範囲に到達したとされている。その後、数千年おきにマグマ噴火を、数十～数百年おきに水蒸気噴火を発生させる活動を行っている。

(3) 市街地等及び準防火地域の状況

消防力の整備指針においては、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域又は2以上の準市街地が相互に近隣している区域であって、その区

域内の人口が1万人以上のものを市街地、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が1,000以上1万未満のものを準市街地という。

また、都市計画法においては、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的とし、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域が定められている。

○準防火地域の指定状況

地域	面積	決定年月日
黒田原地区	15 ha	平成6年11月22日
湯本地区	33 ha	平成6年11月22日

○過去の噴火活動

年月日	噴火活動状況	備考(文献)
応永3年 (1397年) 2月17日	噴火 那須岳爆発し、近傍の諸村に被害	本町年代記
応永15年 (1408年) 2月24日	噴火 那珂川黄変	神明鏡
応永17年 (1410年) 3月5日	噴火 噴石や埋没(山崩れか)のため死者180余名、牛馬多数被害	神明鏡
弘化3年 (1846年) 8月	噴火	震災予防調査会報告
明治14年 (1881年) 7月1日	那須岳噴火 鳴動・噴石・降灰・那珂川の魚被害	震災予防調査会報告
昭和17年 (1942年) 10~12月	茶臼岳西斜面噴気活発化	宇都宮气象台報告
昭和18年 (1943年) 12月	茶臼岳西斜面噴気活発化	宇都宮气象台報告
昭和28年 (1953年) 10月24・29日	小噴火 旧火口の西側斜面で噴火し、降灰は南6kmに及ぶ	宇都宮气象台調べ
昭和35年 (1960年) 10月10日頃	微噴火 噴石あり、北0.8kmまで降灰	
昭和38年 (1963年) 7月10・11日	異常音響 同年11月20日那須岳西斜面の無間火口で小爆発付近に降灰	
昭和52年 (1977年) 1月30・31日	地震群発 最大地震は30日23時25分 震源北緯37°00"東経139°57" 深さ0km マグニチュード3.7 黒磯市の宇都宮地方气象台那須火山観測所における有感回数4回(最大震度3)	
昭和60年 (1985年) 9月27・28日 12月16日	群発地震	
昭和61年 (1986年) 7月1日~3日	地震群発 茶臼岳の南西山麓で地震活動があり、最大地震は1日22時54分 マグニチュード4.1 黒磯市における有感回数2回(最大震度2)	

4 主な災害の種類

(1) 風水害、雪害

風、雨、雪等をもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、雪害に分け、それぞれについて、発生状況、主な原因等を上げると概ね下表のとおりである。

災害の種類		発生状況等	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越え、溢れ出したり（溢水）堤防が切れたり（破堤）して浸水する。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の豪雨 ・狭い地域への集中豪雨
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	<ul style="list-style-type: none"> ・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
土砂災害	山崩れ がけ崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土砂面から突然崩壊する。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線や台風に伴う集中降雨 ・地震
	地すべり	比較的穏やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨
風害		強い風の影響で、飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊、フェーン現象による火災延焼が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、低気圧に伴う強風 ・竜巻 ・ダウンバースト
雪害	雪崩	山の斜面の積雪の一部が崩壊して発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・多量の新雪 ・気温上昇、大雨
	積雪害	多量の積雪による鉄道・道路の不通等の交通障害、交通途絶により孤立集落が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の降雪
	雪圧害	雪の重さや積雪層が沈降するときの力によって建物や樹木が倒壊する。	<ul style="list-style-type: none"> ・多量の降雪
	融雪害	雪解けが原因となり、洪水害、土砂災害が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・気温上昇、大雨

(2) 震災

地震の発生の仕組みからみると、プレート境界で発生する海洋型地震とプレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸直下の地震との大きく二つのタイプがある。

○地震の揺れと被害想定

ア 震度

震度0	人は揺れを感じない。
震度1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。
震度2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる、つり下がっている電灯などがわずかに揺れる。
震度3	屋内のいるほとんどの人が揺れを感じ、棚の食器が音をたてることもある。
震度4	かなりの恐怖感があり、部屋の不安定な置物が倒れる。歩行中の人も揺れを感じる。
震度5弱	多くの人々が身の安全をを図ろうとする。家具の移動や、食器や本が落ちたり、窓ガラスが割れることもある。
震度5強	非常な恐怖を感じる。タンスなど重い家具や外では自動販売機が倒れることがある。
震度6弱	立っていることが困難になる。 壁のタイルや窓ガラスが壊れ、ドアが開かなくなる。
震度6強	立っていられず、はわないと動くことができない。重い家具のほとんどが倒れ、戸が外れて飛ぶ。
震度7	自分の意思で行動できない。ほとんどの家具が移動し、飛ぶものもある。

イ 長周期地震動

階級1	屋内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。
階級2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる
階級3	立っていることが困難になる。
階級4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。

(3) 火山災害

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流、火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊、津波等）、噴出物の堆積後に降雨等により発生する土石流等様々である。このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。

○主な現象及びその特徴は次のとおりである。

主な現象	特 徴
降下火砕物 (降灰物)	火口から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで埋没等の被害が生じる場合がある他、噴火の規模によっては風によって遠方に運ばれ堆積する。人的被害に結びつくことはまれであるが、火山活動が長期化すると周辺住民に影響を与える。
溶岩流	火口から流れ出した溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊、焼失、埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速1km程度以下と遅いため徒歩による避難が可能である。まれに、溶岩の質や流下する地形によっては時速十数km程度になる場合もある。
噴石 (火山弾等)	噴火に伴い吹き飛ばされた岩石等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してからの避難は困難である。
火砕流 火砕サージ	高温の火山砕屑（火山灰、軽石等）がガスと一体となり高速で流下する現象で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は時速100kmを超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に火山灰を含む高温ガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ高速で流下する。
火山泥流	噴火による火口湖の決壊や急激な融雪等により発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速30km～60kmになる。破壊力が大きく通過域では破壊的な被害が生じる。我が国では、冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流の発生の引き金として懸念される。
土石流	降雨による泥水と土砂が入り混じって沢を流れる現象で、地形にもよるが、時速50km～60kmの猛スピードで流れるため、家や橋を破壊する力が大きい。噴火が発生すると、火山灰が積もった地域では土石流が発生しやすくなり、このような状況は、噴火が終わってもしばらく続く。
山崩れ (山体崩壊)	大雨や地震などにより発生する。火山の爆発や地震によって発生する大規模な山崩れを山体崩壊という。山体崩壊によって崩れ落ちた大量の土砂が流れ下る現象を岩屑なだれ、または岩屑流と呼ぶ。
火山ガス	火山の活動に伴い火口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。

水害・台風、竜巻等風害
雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 防災意識の高揚

災害発生時において、町全体が協力して円滑かつ効果的に災害対策活動が行われるよう、防災上重要な管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

1 町民に対する防災意識の高揚

自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、災害の原因となる気象現象等について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは、町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町、県及び防災関係機関は町民に対し自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

町、県及び防災関係機関は町民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、町は、家庭等で普段からできる防災対策について、町民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。

さらに、避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（1）普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

- （ア）防災講演会、出前講座等の開催
- （イ）防災マップ、パンフレット等の配布
- （ウ）テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
- （エ）インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- （オ）防災訓練の実施
- （カ）防災器具、災害写真等の展示

イ 消防団員等による巡回指導

町は消防団員等による地域の巡回を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所の周知を行い、防災知識の普及を図る。

ウ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町はインターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災週間（8月30日から9月5日）
- イ 防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）
- ウ 水防月間（5月1日から5月31日）
- エ 山地災害防止キャンペーン（5月20日から6月30日）
- オ がけ崩れ防災週間（6月1日から6月7日）
- カ 土砂災害防止月間（6月1日から6月30日）
- キ 雪崩防災週間（12月1日から7日）
- ク とちぎ防災の日（3月11日）

3 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

本編第1章第19節3「児童・生徒等及び教職員に対する防災教育」に準ずる。

4 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ア 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- イ 病院、社会福祉施設
- ウ ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

5 職員に対する防災教育

町は、職員に対して災害時の適正な判断力を養成し、防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災手引書等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

6 防災に関する調査研究

町は県、防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への対応

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

8 言い伝えや教訓の継承

町及び町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるよう努める。

また、町は、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

資料2-1 那須町における自然災害伝承碑一覧

9 河川管理施設等の水害予防対策

(1) 河川管理施設等

ア 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

イ 事業計画

(ア) 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

(イ) 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

(2) ダム施設（多目的、利水ダム）

ア 平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。

また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

イ 保守管理目標

ダム施設の管理者は、ダム検査規定で定められている河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助、互助・共助の精神に基づき災害に速やかに対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

1 町民個人の対策

町民は、一人ひとりが自らの身の安全は、自らで守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等、平常時から災害に対する防災意識の高揚を図る。

○町民が行う主な災害対策

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報
- イ 気象注意報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- ウ 過去に発生した災害被害状況
- エ ハザードマップ等による近隣の災害危険箇所の把握
- オ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難指示等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難経路・避難所等の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（NTTや携帯電話会社が提供する災害用伝言サービス活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- イ 水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
- ウ 土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検

(4) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強の実施

(5) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

(6) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用法など）

(7) 町又は地域（自治会、自主防災組織）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(8) 地域（自治会、自主防災組織）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力

2 自主防災組織の整備

(1) 自主防災組織の役割

大規模な災害が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

(2) 自主防災組織の対策

ア 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確

認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作製するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

イ 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通じて、これらの資機材の使用法の習熟を図る。

ウ 防災知識の技術習得

町が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

エ 地域の避難行動要支援者の把握

町、消防機関、地域防災活動推進員、婦人防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

オ 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通じて、災害時の応急対策活動における組織の活動体制、消防機関や他自主防災組織との連携体制を確立する。

(3) 町による自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織の組織化を推進するため、既存の自治会等を積極的に活用し、次のとおり組織の結成推進、育成を図る。また、結成後の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作りあげるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

ア 自主防災組織への資機材の整備支援

イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

オ 広報活動（町民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

資料2-2 那須町自主防災組織補助金交付要綱

資料2-3 自主防災組織結成・運営マニュアル

資料2-4 那須町自主防災組織一覧

3 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域が行う防災活動に協力できる体制を整える。

町、県は、こうした取組に資する情報提供等を進める。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行う。

※事業継続計画の概要

事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

4 消防団の活性化の推進

消防団は、災害時においては水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、町は、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地方の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 消防団活性化総合計画等の策定
- (2) 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- (4) 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報

資料2—6 消防団の組織及び現有勢力

5 婦人防火クラブ等の育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人防火クラブの育成・強化を推進する。

6 災害関係ボランティアの環境整備

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を推進する。

(1) ボランティア活動の環境整備

町、町社会福祉協議会は、町民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ア ボランティアに係る広報の実施
- イ 災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施
- ウ 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施
- エ ボランティア団体の育成・支援

(2) 行政とボランティア団体との連携

町は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から町社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

7 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は県の協力を得て、消防本部、消防団、警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助が相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

資料2—5 地区防災計画策定組織一覧

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

1 総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、町民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施するものとする。

実施にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助、共助による活動を重視する。

また、町は災害時に応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次の訓練を主に実施する。

- (1) 職員参集、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- (2) 情報の収集・伝達、広報訓練
- (3) 避難誘導、避難場所、救護所設置運営、炊き出し訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 水防訓練
- (6) 土砂災害に係る避難訓練
- (7) 応急救護・応急医療訓練
- (8) ライフライン応急復旧訓練
- (9) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (10) 救援物資・緊急物資輸送訓練
- (11) ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、救助訓練）
- (12) 広域応援訓練
- (13) 避難行動要支援者避難支援訓練
- (14) 災害ボランティアセンター設置運営訓練

2 防災図上訓練

町は、県及び防災関係機関等と連携し、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を実施する。

特に発災初動時における迅速かつ的確な災害対策本部の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

3 非常召集訓練

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため大規模災害を想定した非常召集訓練を実施する。

4 通信訓練・情報伝達訓練

町は被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

5 水防訓練

町は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団（消防団）の参加を得た水防訓練を実施する。

6 土砂災害・全国防災訓練

町は、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

7 町民、自主防災組織、事業所の訓練

町は、防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を推進することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助、共助による活動の充実に努める。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練、避難誘導訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難行動要支援者避難支援訓練

第4節 避難行動要支援者対策

町は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成や那須町要配慮者対応マニュアルに基づき情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でないもの）などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者は、高齢化の進行等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

各地の災害において、高齢者が犠牲となる割合が高くなっていることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

2 地域における安全性の確保

町は、「那須町要配慮者対応マニュアル」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するものとする。

また、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

資料2-7 災害時要援護者対応マニュアル

資料2-8 那須町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

資料2-9 那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会設置要綱

(1) 町における計画

町は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」を踏まえ、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、本人や避難支援等関係者と打合せするなどして個別避難計画の作成に努める。

ア 避難行動要支援者名簿

(ア) 避難支援等関係者となる者

町は、次に掲げる避難支援等の実施に関わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定める。

- a 自治会及び自主防災組織
- b 警察
- c 消防本部・消防団
- d 民生委員・児童委員
- e 町社会福祉協議会
- f その他の避難支援等の実施に関わる関係者

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、次に掲げる者とする。

- a 65歳以上の一人暮らしの高齢者
- b 65歳以上の高齢者のみの世帯
- c 要介護度3以上の認定者
- d 身体障害者手帳1級、2級所持者
- e 精神障害者手帳1級、2級所持者
- f 療育手帳A、A1、A2所持者
- g その他支援が必要と思われる者

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、次に掲げる事項について避難行動要支援者名簿に記載する。また、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g その他避難支援等の実施に必要と認める事項

(エ) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(オ) 名簿情報の共有及び活用

町は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者に対し個人情報を提供することに同意した者については、その名簿情報をあらかじめ避難支援等関係者と共有する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(カ) 情報漏えいの防止措置

町は、名簿情報の提供の際には、適正な情報管理が図られるよう、守秘義務の周知徹底や保管方法の指導など必要な措置を講ずる。

(キ) 避難のための情報伝達

- a 町長は、避難行動要支援者が避難を開始するための情報又は避難支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として「高齢者等避難」を発令する。
- b 町は、避難行動要支援者に配慮した手段による情報伝達を行うほか、分かりやすい言葉や表現、説明等により、的確に伝わるよう配慮する。
- c 町は、避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、広報車等の多様な情報伝達手段の活用を図る。

(ク) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

イ 個別避難計画

(ア) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

町は、避難行動要支援者名簿に記載する者のうち、優先度の高い避難行動要支援者について、優先的に個別避難計画を作成する。

(イ) 個別避難計画作成に必要な個人情報

町は、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、次に掲げる事項を個別避難計画に記載する。

- a 避難支援等関係者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
- c その他避難支援等の実施に必要なと認める事項

(2) 福祉避難所の確保等

町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。

また、様々な媒体を利用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

(3) 緊急連絡体制の確保

町は災害時における一人暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を促進する。

(4) 幼児対策

町は、保育園・幼稚園等の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(5) 防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

3 社会福祉施設等における安全性の確保

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

町は公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等にに応じて、必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

町は県と連携し、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、町は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設(乳児院、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設等)のうち、スプリンクラーの設置義務施設については、早急に設置を指導するとともに、設置義務がない施設に対しても設置を促進する。

(2) 非常災害に関する計画の作成

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全性の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「非常災害対策計画」という。)の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者にも周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

(4) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者用施設であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町及び県は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

(5) 防災教育・訓練の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

町は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、一時避難が可能なよう配慮する。

5 在町外国人に対する対策

(1) 外国人（日本語の理解が十分でない者）への防災知識の普及

町は、外国人（日本語の理解が十分でない者）に対して、県と協力して自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJIS規格のピクトグラムの実用化に努める。

(2) 地域等における安全性の確保

町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ア 外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- イ 自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ウ 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

(3) 災害時外国人サポーターの確保

町は、災害時に外国人（日本語の理解が十分でないもの）に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

(4) 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人（日本語の理解が十分でない者）の安全体制の確保に努める。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、町は食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制の整備をする。

1 食料、生活必需品等の備蓄体制の整備

(1) 町民の備蓄推進

町民は災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、自分の身は自分で守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品のほか、3日分の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

町は、防災マップ、広報紙、インターネット等各種媒体を通して町民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

(2) 町の備蓄推進

町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行なう。食料品の備蓄にあたっては、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行うほか、ハラルフードや介護食についての供給にも万全を期すよう努める。

(3) 備蓄体制の整備

町は緊急に必要となる次のような食料や生活必需品等を公共施設及び災害備蓄倉庫を中心に現物備蓄する。

○備蓄品目

飲食物	水、アルファ米、かゆ、ソフトパン等
生活必需品	毛布、ふとん、簡易トイレ、懐中電灯等

(4) 調達体制の整備

災害発生時に必要な食料及び生活必需品の調達体制の整備を図るため、卸売業者、小売業者等と食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結を推進する。

○調達品目

食料	弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳 等
生活必需品	肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品 等
光熱材料	灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭 等
要配慮者等用	特別用途食品、乳児ミルク、ほ乳びん、紙おむつ 等
医薬品	衛生材料、救急医療セット 等

※特別用途食品とは＝難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。

(5) 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

町は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携を図り、医薬品、資器材等の備蓄体制を整備する。

3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、

地域の実情に応じ必要とされる資機材を中心に備蓄、調達体制を整備する。なお、必要に応じ、近隣市町村との共同備蓄の推進に努める。

4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

5 物資の供給体制及び受入れ体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6節 災害に強い町づくり

災害に強い町づくりを行うため町は、国、県等の都市整備に関係する各種機関と協力して、道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤としての公共施設整備を推進し、総合的な施策を展開する。

1 災害に強いまちづくり

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。よって、防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定を推進するなど、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 市街地開発事業等の推進による防災都市づくり

町及び県は、避難路に資する都市計画道路等の都市施設の整備を推進するとともに、幹線道路や都市河川、公園などを一体的に整備する災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

国、県、町等の関係機関は相互連携により、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

町は食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、町及び県は、太陽光や小水力などに恵まれているという地域特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を率先して行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

5 道路アンダー冠水対策

最近の集中豪雨は、特に狭所に集中し、かつ多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。道路管理者（県・町）は冠水箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。

(1) 冠水箇所の公表

道路管理者は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する危険性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

資料2—10 那須町における道路アンダー冠水危険箇所一覧

(2) 対策工事等の推進

道路管理者は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。

○対策工事等の例

- ・監視カメラの設置
- ・冠水情報版や通報装置の設置
- ・冠水喚起看板やチェックラインの設置
- ・進入防止柵の設置
- ・ハード面の整備や排水路の点検

(3) 初動体制の確立

道路管理者は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るための訓練を実施する。併せて、ドライバーに局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合、道路アンダーには進入しないよう周知を行う。

6 臨時ヘリポートの整備

県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、施設等の管理者と協議して選定し、必要に応じて通信機器等の機材を整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要項」に基づき県に報告を行う。

第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から町土を保全し、町民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

1 現状と課題

土砂災害・山地災害（地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ）は毎年のように全国各地で発生しており、近年、地球規模での気候変化や局地的豪雨の多発により、その発生する頻度や規模が増大していることから、これらの災害で、尊い人命が失われている現状にある。

土砂災害・山地災害の対策として、関係法令に基づき、砂防、治山事業等のハード面と警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）から町民の生命、身体及び財産を守るため「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、町及び県は連携して次の対策を実施する。

（1）基礎調査の実施

県は、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

なお、ハード整備対策の実施後、区域の見直しが必要な箇所にあつては、再度調査を実施する。

（2）土砂災害警戒区域の指定等

ア 県は、町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

イ 町は、警戒区域の指定があつた場合、町地域防災計画において、警戒区域毎に次に掲げる事項について定める。

（ア）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項

（イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（ウ）防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

（エ）警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

（オ）救助に関する事項

（カ）警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町は土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、警戒区域内の住民及び要配慮者利用施設に配布する。

（3）土砂災害特別警戒区域の指定

県は、町の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施する。

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制等

- ウ 土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告等による移転者への融資、資金の確保 等

(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除

ア 土砂災害警戒区域の解除について

県は、見直し調査や土地の区画形質変更等により、土砂災害の発生原因が消滅した場合、或いは地形の状況により明らかに土砂等が到達しない範囲が指定地内に認められた場合などに限り、土砂災害警戒区域の全部又は一部について解除する。

イ 土砂災害特別警戒区域の解除について

県は、砂防事業等による対策工事、開発工事に関する対策工事の完了等により、土砂災害防止の観点から、土砂災害特別警戒区域内の土地の安全性が確保され、指定の理由がなくなった場合、土砂災害特別区域の全部又は一部について解除する。

資料2—11 土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定状況一覧表

(5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害に関する情報の収集および伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成・公表及び当該計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した当該計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

町は、当該計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

資料2—18 土砂災害警戒区域内に位置する町内要配慮者利用施設等

(6) 土砂災害関連情報の発表・提供

ア 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法、土砂災害防止法に基づき発表する。

イ 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、国または県が関係市町村長に通知する。

3 宅地造成地災害防止対策

県は、豪雨、長雨等に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」及び「建築基準法（昭和25年法律第201号）」により、擁壁の構造、敷地の安全等について規制を行う。

4 被災宅地危険度判定制度の整備

町は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

資料2—21 那須町被災宅地危険度判定実施要綱

(1) 被災宅地危険度判定士の確保

町は、那須町被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地危険度判定士を確保する。

(2) 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

町は、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の体制を確立し、連絡網等を整備して効果的な運用を図り、判定支援を行う体制の整備に努める。

5 地すべり防止対策

地すべり危険箇所の実態調査、防止工事、指定区域の管理については「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）により県が行うこととなっている。

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・雨量等の増加
- ・湧水や地下水の濁り、増加、変動等
- ・地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湧水や湿地の発生等
- ・擁壁や舗装道路等のクラック
- ・落石や小崩落の発生等

資料2—12 地すべり防止区域指定状況（県土整備部所管）

6 山地災害防止対策

山地災害危険地区は山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区に分かれており、県はこれらについて、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。

町は、県と協力して、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害防止の未然防止及び被害の軽減を図る。

資料2—13 山地災害危険地区一覧表

7 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険区域に対して、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、その対策を順次実施している。

（1）危険箇所の実態調査

県及び町は、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

資料2—14 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表

（2）急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

（3）土地所有者等に対する防災措置

ア 土地所有者等に対する指導

町は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県は、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域において、町と協力し、土地所有者、管理者、占

有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

イ 融資制度の周知

県及び町は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者が、家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

（4）住民等への周知

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- ・斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- ・小石が斜面からばらばらと落ち出す

8 土石流防止対策

栃木県の土石流危険渓流は、県下全域に分布しており、これらの土石流の危険渓流防止対策については、昭和57年9月7日付け建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に従って、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づく砂防指定地に指定して砂防工事を順次実施しており、併せて土石流危険渓流及び土石流危険区域の周知、警戒避難体制の整備推進を図っている。

（1）砂防指定地の指定

県は、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために積極的に指定を行う。

資料2—15 那須町砂防指定地一覧表

（2）砂防工事の推進

県は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い渓流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を推進する。

（3）警戒避難体制の確立

県は、警戒避難体制の確立を図るため、土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備について、関係市町を指導する。

（4）住民への周知

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、県（県土整備部）及び町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・渓流の流末が急激ににごりだした場合や流木がまざりはじめた場合
- ・降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- ・渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

9 盛土等による災害防止に向けた対応

県は、危険な盛土等が確認された場合には、各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や洪水等から被害の軽減を図るため水防施設等を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報等の警戒情報伝達体制の整備を推進する。

1 水防管理団体、居住者等の責務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体（町）は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者（町長）は平常時から消防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

町内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、消防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防協力団体の指定

水防管理者（町長）は、水防法第36条の規定に基づき、同法第37条に掲げる業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める水防協力団体の指定を行い、その旨を公示する。

○那須町における水防協力団体

機関名	指定日
(一社) 栃木県建設業協会	平成25年6月4日

3 水防計画の策定

水防管理者（町長）は県の水防計画に応じた水防計画を定め知事と協議し、関係機関に周知する。

4 水防活動体制の整備

(1) 資機材等の整備

水防管理者（町長）は河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫を設置し、次の基準により地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

資料2—23 那須町水防倉庫所在地・備品一覧

(2) 水防管理団体水防倉庫備蓄基準（R4・栃木県水防計画より）

資機材名	器具							資材					
	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数量	5丁	5丁	5丁	20丁	5丁	3丁	5丁	500袋	100枚	70本	50kg	50kg	15kg

(3) 水防施設の整備

県及び水防管理団体（町）は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

○那須町における河川防災ステーション等

種類	河川名	所在地	備蓄資材	
防災ヤード	余笹川	那須町沼野井	根固めブロック2t	40個

5 訓練、研修等による水防団の育成・強化

- (1) 水防管理団体（町）は、平常時から水防団（消防団）に対する水防に関する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 水防管理団体（町）は毎年出水期に1回以上の水防訓練を実施する。
- (3) 水防管理者（町長）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

6 県が指定して洪水予報を実施する河川

県は、国土交通省が指定した河川以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を宇都宮地方気象台と共同して実施する。

○那須町に關係する河川

河川名	観測所	基準水位			
		水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
那珂川	晩翠橋	2.0 m	2.8 m	5.0 m	5.5 m
余笹川	中余笹橋	1.3 m	1.8 m	2.3 m	2.8 m

7 洪水予報の種類並びに発表基準

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	警戒レベル	発表基準
〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	警戒レベル2相当	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	警戒レベル3相当	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	警戒レベル4相当	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合
〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	警戒レベル5相当	氾濫の発生 (氾濫水の予報)

8 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

9 洪水浸水想定区域における対策

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、5により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町に通知する。

町は、洪水浸水想定区域の指定があった場合、当該洪水浸水想定区域毎に、次の事項を町地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

ア 洪水予報の伝達方法

イ 避難場所

ウ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

エ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

オ 高齢者、障害者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

カ 町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

また、町は、町地域防災計画にこれらの施設等を定めた場合は、施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

さらに、町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布し、その有効利用を進める。

資料 2—19 洪水浸水想定区域内に位置する町内要配慮者利用施設等

10 水防警報伝達体制の整備

県（県土整備部）は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

○水防警報の内容及び発表基準

種類	内容	発表基準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れ	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇すると

		れがあるとき。 または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。	き。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、耐水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

11 河川管理施設等の水害予防対策

(1) 河川管理施設等

ア 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

イ 事業計画

(ア) 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

(イ) 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

(2) ダム施設（多目的、利水ダム）

ア 平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。

また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

イ 保守管理目標

ダム施設の管理者は、ダム検査規定で定められている河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

第9節 積雪・雪崩対策

豪雪害・雪崩による被害の軽減を図るため、特に豪雪地帯において、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪出水等防止のための対策を実施する。

1 豪雪地帯対策基本計画による対策の推進

町は、「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）」に基づく豪雪地帯として指定されている。

豪雪地帯においては、県が策定した「栃木県豪雪地帯対策基本計画」に基づき、道路整備や、除排雪体制の充実、防雪施設の整備等克雪対策を推進していく。

2 積雪対策

(1) 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、県及び町は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- ア 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- イ 防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- ウ 路盤改良
- エ 流雪溝の設置
- オ 堆積帯、チェーン着脱帯の確保

(2) 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、住民の除雪中の事故防止を図るため、町及び県は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ア 除雪機械の整備充実
- イ 除雪要員等の動員体制
- ウ 所管施設の点検
- エ 除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- オ 備蓄品の保管庫の整備

また町は、住民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

(3) 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

(4) 道路除雪の優先付け

道路管理者（建設課）は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。

また、道路除雪について優先基準の明確化を図る。

(5) 町民に対する広報

町やライフライン関係機関は、停電等の復旧情報について迅速に町民に対する広報に努めるものとする。

3 雪崩対策

県は、森林が果たしている雪崩防止機能を高度に発揮させるための森林の整備や雪崩危険箇所のうち緊急度の高い箇所からの雪崩防止工事を実施する。

町は、県と連携して、雪崩危険箇所周辺の住民及び要配慮者関連施設等を中心に広く危険箇所の周知を行う。

資料2—16 雪崩危険箇所及び雪崩危険箇所に準ずる箇所一覧表

第10節 農林業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるために、県、町、関係施設等の管理者は、施設整備等の予防対策を実施する。

1 農地、農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県の補助事業により改善するよう指導する。

(1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水期、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

資料2—17 那須町防災重点農業用ため池

3 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

4 林道施設対策

林道の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、災害時に重要物流道路や緊急輸送道路等の重要路線が使用不能な状態となった場合に、集落間の連絡林道で代替路となり得る路線については、計画的な整備等に努める。

資料2—26 那須町における代替路になりうる林道一覧

5 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、町等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

(1) 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

(2) 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第11節 気象情報収集・伝達体制の整備

台風、豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るため、町は警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報・警報の収集

町は栃木県防災行政ネットワーク等を通じて、気象注意報・警報等の情報収集に努める。

資料2—24 那須町における警報・注意報発表基準一覧表

2 水位情報・雨量情報等の収集

町は気象庁、県、消防本部等で設置している、河川水位観測所や雨量観測所等における観測情報の収集に努める。

また、関係機関における観測情報の相互利用体制の整備に努める。

資料2—25 那須町における雨量・水位観測所等一覧

第12節 情報通信・放送網の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各種通信事業者及び放送事業者は災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

1 防災行政無線（同報系）の整備

町は、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難指示等の伝達手段として、現在ある防災行政無線（同報系・移動系）を利用し、円滑な災害情報の伝達を図る。

資料2—27 防災行政無線（同報系）配置一覧

2 栃木県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県防災行政ネットワークの運用について、適宜県と連携して、停電対策、障害時の対策等を講じる。

（1）栃木県防災行政ネットワークの概要

- ア 地域衛星通信ネットワーク（衛星系）と移動無線（移動系）とを組み合わせたシステムを構築し確実な情報伝達を図る。
- イ 県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関を衛星系と移動系で整備している。
- ウ 衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保している。
- エ 危機管理センターの整備に併せ、防災情報システムを整備し、市町・消防本部等に気象データの提供や地震情報の提供を行うとともに、県への被害等の報告機能を取り入れ、情報収集の迅速化を図り、関係機関の連携を強化拡充した。

3 その他の住民伝達手段の整備

町は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、防災行政無線のみならず、携帯電話等による緊急速報メール、登録制メール、テレビやインターネット等によるLアラートの活用、災害時優先電話等輻輳に強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

第13節 避難体制の整備

町は、災害発生時に危険区域にいる住民及び旅館、ホテル等の利用者の混乱を少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、避難に関する知識を町民に対し周知徹底する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「指定避難所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

新たに避難場所の指定や指定解除を行った場合には、その旨を県に報告するとともに、公示する。

イ 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

(ア) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

(イ) 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

(ウ) 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

(エ) 地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

ウ 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

(2) 指定避難所の指定

ア 町は、一時的に難を逃れる緊急避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての指定避難所（以下「避難所」という。）を平常時から事前に必要数指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

新たに避難所の指定や指定解除を行った場合には、その旨を県に報告するとともに、公示する。

イ 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

(ア) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

(イ) 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

(エ) 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

ウ 避難所の指定については、上記イの基準に加えて、次のことにも留意すること。

(ア) 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

(イ) 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

(ウ) 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、社会福祉施設、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

(エ) 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

(3) 指定福祉避難所の指定

ア 町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定福祉避難所として指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は指定替えを行う。

新たに避難所の指定や指定解除を行った場合には、その旨を県に報告するとともに、公示する。

イ 指定にあたっては、(2)に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

(ア) バリアフリー化された施設であること。

(イ) 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

ウ バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

資料2—28 那須町における指定避難所等一覧

(4) 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意する。

○整備にあたっての留意事項

- ・避難収容施設において、耐震診断を確保すること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備に努めること、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備に努めること。(特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする)
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。
- ・外国人(日本語の理解が十分でない者)の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・通信事業者(東日本電信電話(株)外)の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN(Wi-Fi)の利用ができる環境整備に努める。
- ・必要に応じて家庭動物(ペット)のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

(5) 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

2 避難に関する知識の周知徹底

町は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあつての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努める。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○主な周知方法

- ・ 自主防災組織等を通じた周知
- ・ 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- ・ 防災マップの配布による周知
- ・ 広報紙、インターネットによる周知
- ・ 避難訓練の実施

3 避難実施・誘導體制の整備

(1) 避難基準の設定

町は土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準をあらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(2) 避難指示等の伝達手段の整備

町は、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信設備の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

(3) 避難体制の確立

ア 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制の確立に努める。

- (ア) 地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと
- (イ) 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと
- (ウ) 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること
- (エ) 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること
- (オ) 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

イ 帰宅困難者対策

震災対策編第1章第11節1に準ずる。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町、消防本部及び警察は、デパート、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

4 避難場所管理・運営体制の確認

町は、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難場所の管理責任者をあらかじめ定め、避難場所がスムーズに開設できるよう責任者への連絡手段、方法等を確認しておく。

資料2-29 避難所運営の手引き

第14節 消防・救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、町は平常時から消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

1 消防力の整備強化

町は「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の確立に努める。

特に団員の減少や高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質向上を図るほか、機能別消防団員及び女性消防団員の加入を推進し、平日の日中時間帯における人員確保に努める。

2 救急・救助車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

3 地域防災力の向上

消防本部は各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

5 応援受入・連携体制の整備

県及び消防本部は、本章第23節第5のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。また、同節第6のとおり、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第15節 医療救護・防疫体制の整備

大規模な災害発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護・防疫活動を実施できるよう、平常時から初期医療体制及び後方医療体制・防疫体制の整備・充実を図る。

1 初期医療体制の整備

町は、県（保健福祉部）及び医療関係機関と連携し初期医療体制の整備を図る。

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成する。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。
- (5) 救護所では対応できない重傷者や特殊な医療を要する者に対し、適切な医療を行うため、後方医療体制の整備を推進する。

2 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備

災害時における医療救護活動等を行う上で不可欠な情報収集を迅速に行うため、国、県、町、医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を整備しており、これを活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供を図る。

3 災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、医療機関は、病院防災マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づき、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努めるものとする。

4 防疫体制の整備

町は、県及び医療関係機関と連携し防疫体制の確立を図る。

- (1) 防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、県（健康福祉センター）への要請が迅速に行えるよう、連絡方法、要請手段の確認等必要な準備を整えておく。
- (2) 被災地において感染患者または病原体保有者の発生に備え、隔離施設の確保と収容体制の確立を図る。

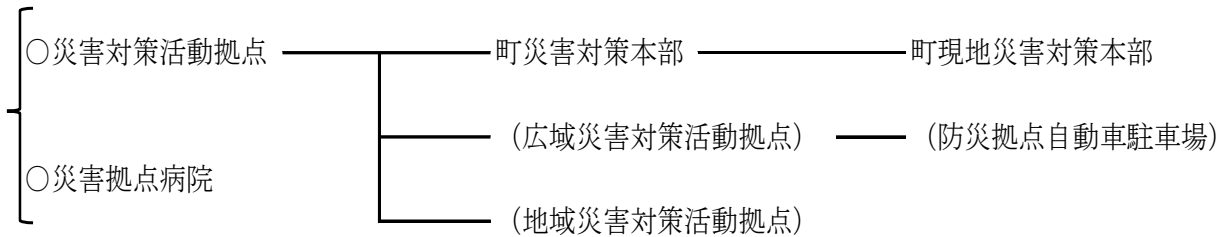
第16節 防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

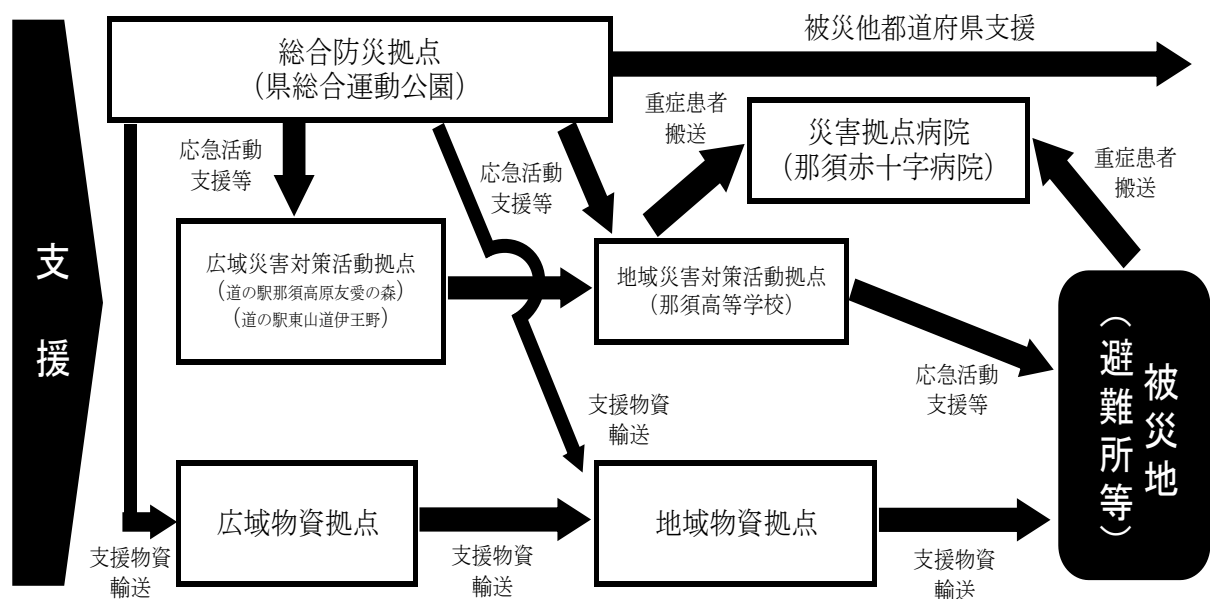
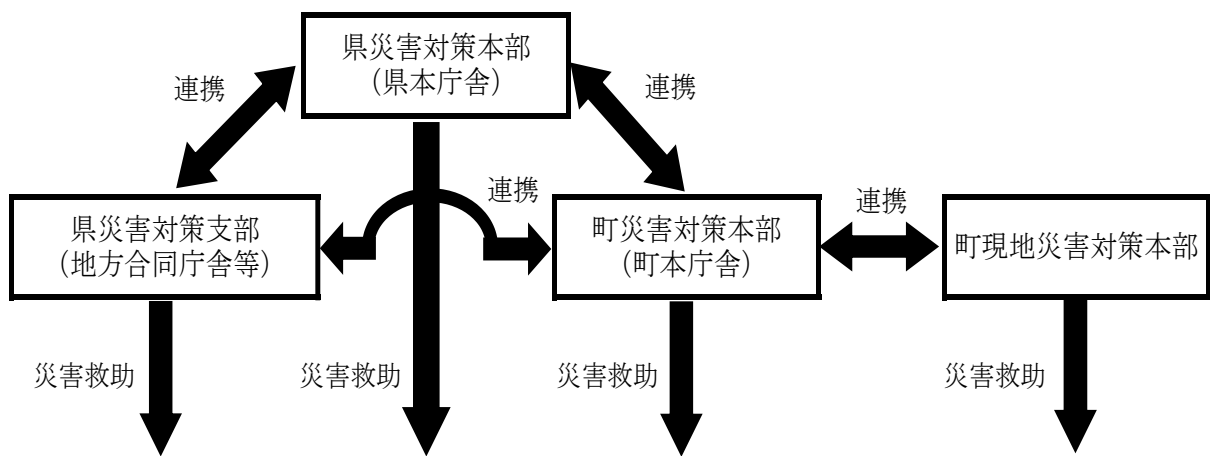
1 防災拠点の概要

(1) 防災拠点の種類

本町の防災拠点の種類は次のとおりである。



(2) 防災拠点の体系



2 災害対策活動拠点の整備

町は、災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

(1) 町災害対策本部

町は、町本庁舎について、災害対策本部機能を十分に果たすことができるよう、必要な整備を図る。

また、被災により町本庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替庁舎を選定しておく。

○本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

順位	施設名	建築年	構造
1	那須町文化センター	平成5年	鉄筋コンクリート造
2	ゆめプラザ・那須	平成17年	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
3	那須地区消防組合那須消防署	平成17年	鉄骨造

(2) 町現地災害対策本部

災害の状況により、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(3) 広域災害対策活動拠点

県は、町と連携して、県内の道の駅について、自衛隊や警察、消防等全国からの支援部隊に対する支援拠点としての活用等を促進する。

また、国土交通省は、道路法に基づき、県及び町と連携し、広域災害活動拠点における自動車駐車場について、防災拠点自動車駐車場として指定する。

○広域災害活動拠点及び防災拠点自動車駐車場

広域災害活動拠点	防災拠点自動車駐車場
道の駅那須高原友愛の森 道の駅東山道伊王野	道の駅那須高原友愛の森自動車駐車場 道の駅東山道伊王野自動車駐車場

(4) 地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な性を図る。

○地域災害活動拠点

那須高等学校

(5) 総合防災拠点

県は、県内外における大規模災害時の的確な被災地支援のための機能と地域住民が適切な避難行動等を行えるようにするための平時からの防災に係る学習・教育機能を兼ね備えた総合的な防災拠点について、必要な整備を図る。

(6) 広域物資拠点（一時集積拠点）

県は、全国からの支援物資の一時的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園等からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定して、広域物資拠点を確保するよう努める。

(7) 地域物資拠点（二次集積拠点）

町は、町有施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割を担う地域物資拠点の整備を促進する。

3 災害対策活動拠点の主な整備等

町は、災害時において中枢の役割を担う町災害対策本部及び代替施設について、必要に応じて次のような整備を計画的に推進する。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 県防災行政ネットワーク及びインターネット接続環境
- (4) 耐震性貯水槽、防火水槽、防災トイレ
- (5) 備蓄倉庫

第17節 建築物災害予防対策

災害時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、施設等の管理者は、建築物の堅牢化、付属物の落下・飛散防止等必要な防災対策を講じる。

1 一般建築物に対する予防対策

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

町及び県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講じるよう所有者に対して指示する。

(2) 特殊建築物の検査、指導

町及び県は、旅館、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適性に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

(1) 防災上重要な公共建築物

- ア 防災拠点（役場本庁等）
- イ 医療救護活動拠点（保健センター等）
- ウ 応急対策活動の拠点（消防署等）
- エ 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム等、障害者支援施設等）

(2) 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を実施する。

ア 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の確保
- (イ) 非常用電源の確保
- (ウ) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- (エ) 配管設備類の固定・強化
- (オ) 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- (カ) その他防災設備の充実

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- (ア) 法令に基づく点検等
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

3 電気設備の浸水対策

町及び県は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

4 石綿含有建材使用建築物への予防対策

(1) 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

町は、平時から県と調整し、災害時の石綿露出状況等の方法を整理するとともに、情報の受入れ・伝達体制を構築するよう努める。

(2) 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導體制の整備

町は、平時から県と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導體制を整理するよう努める。

第18節 公共施設等災害予防対策

道路、上・下水道等の公共施設は、災害時における応急対策活動の実施や町民生活の安定に重要な役割を果たすため、震災時においてもその機能が確保できるよう公共施設の管理者は、耐震性を強化した施設整備に努める。

1 道路施設

災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

2 上水道施設

水道事業管理者は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、灯油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、災害による漏えい、その他の2次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連絡に努める。

(6) 応急復旧用資器材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資器材の備蓄に努める。

(7) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

3 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、あらゆる災害に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越し水道橋、放流ゲートを設置する場合は設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

第19節 文教対策

学校等は学校安全計画を定め、災害発生時の児童・生徒の安全対策に努める。また、文化財等保護のための管理体制を整備する。

1 学校安全計画等の作成

本町にある小学校・中学校、幼稚園の長は（以下「校長等」という。）は「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設整備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理を図る。

2 学校等の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

校長等は、災害時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

（2）応急対策の備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童・生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における正しい防災のあり方を習得させる。

（1）防災教育の充実

学校では学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

イ 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役に立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ウ 町及び県は、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

（2）避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

（3）教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用すると

ともに、防災に関する各種研修を充実させる。

4 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設整備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

5 社会教育施設の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

（2）応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難経路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

6 社会教育施設の利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

（1）防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

（2）避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

（3）職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

7 文化財災害予防対策

町及び県は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

（1）文化財の所有者、管理者若しくは管理団体又は文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

（2）文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在を所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

（3）「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第20節 防災関係機関相互応援・受援体制の整備

被災市町村、消防本部、県の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに防災関係機関との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

1 応急対策職員派遣制度

総務省が平成30年3月から運用開始し、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う。

町は、県と協力してこの仕組みを一体的に支援するように努める。

2 市町村相互応援体制の整備

(1) 災害時における市町村相互応援協定

町は、町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」を実施する体制の整備に努める。

(2) その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから町は県の区域を越えた市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておくなど平常時から連携体制の強化を図る。

3 大規模災害に備えた受援計画

町は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するための「那須町受援計画」を令和5年度に策定したことから、計画に沿った支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努めるものとする。

町は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

4 消防広域応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

消防本部は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援計画による充実強化

消防本部は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等災害発生時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

県及び消防本部は、県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応援活動が円滑に行えるよう訓練後明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

5 緊急消防援助隊の受援体制整備

県及び消防本部は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。また、県は、随時計画の見直しを行い、必要に応じて、より効果的な受援体制の確立を図る。

6 消防本部、警察及び自衛隊との連携体制の強化

町は、大規模災害発生時において、消防本部、警察及び自衛隊の各機関が連携を密にして、初期の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時より相互の連絡体制を明確にしておく。

7 ライフライン等関係機関との連携

町は、大規模な災害が発生した場合に、町民の安全と町民生活の早期安定を確保するため、ライフライン等関係機関の効率的な応急対策が実施できるよう業務内容や町との連携方法を確認し、さらには防災訓練を通じて町とライフライン等関係機関の連携を図る。

また、関係機関は、災害発生時にも安定したサービスの提供と早期の業務復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

8 災害時応援協定締結企業等との連携

町は、災害時に町民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、町民の安全と町民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等、平常時から連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

資料 2—30 広域応援及び物資の提供等に関する防災協定締結一覧

第2.1節 孤立集落災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時に土砂崩れや積雪による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、県、町及び住民は連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

1 現状と課題

本町では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が存在している。

孤立可能性地区で交通等の途絶が生じた場合は、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められるため、県及び町は事前対策に積極的に取り組む必要がある。

2 孤立可能性地区の実態把握

町は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努める。

3 未然防止対策の実施

（1）道路の整備

町、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる緊急輸送道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

（2）土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

（3）通信手段の確保

町は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

4 発生時に備えた取り組みの実施

（1）連絡体制の整備

町は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

（2）避難場所等の確保

町は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

（3）緊急離着陸場の確保

町は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリの離着陸に適した土地の確保に努める。

（4）孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

町及び県は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進について支援する。

（5）住民への普及啓発

町及び県は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

(6) 住民の対策

孤立可能性地区に住む住民は、本章第5節1に記載の町民の備蓄量3日分に加え、1週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第2.2節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る必要がある。

1 現状と課題

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

2 災害廃棄物等の処理体制の整備

(1) 町の対策

町は「那須町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

(2) 処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

台風や集中豪雨等により河川の氾濫や洪水等の災害が発生、又はおそれがある場合に、被害の軽減と二次災害の発生を防止するため、町は活動体制を計画し、県、防災関係機関と相互に連携して水防活動体制を確立する。

1 町の活動体制

災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害対策を迅速かつ的確に進めるべき必要な職員の活動体制を確立する。

(1) 水害における配備体制

ア 注意体制

町は、町内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、総務課職員（防災担当）は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (ア) 大雨及び台風に関する情報の収集
- (イ) 必要に応じて関係課等への通報
- (ウ) 必要に応じて町長等への連絡

イ 災害警戒本部の設置（警戒体制）（大雨警報等の発令）

宇都宮地方気象台から町内に大雨等に関する警報が発表された場合、町は災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- (ア) 大雨等に関する情報の収集
- (イ) 被害情報の把握
- (ウ) 関係課等への通報
- (エ) 町長等への報告
- (オ) 災害情報に関する広報
- (カ) 災害応急活動の実施・調整
- (キ) 災害対策本部設置の検討

資料3-1 那須町災害警戒本部設置要綱

ウ 災害対策本部の設置（非常体制）

大雨等による被害が拡大した場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

資料3-2 那須町災害対策本部条例

○風水害における配備体制

気象情報	配備の種類	災害の様態	体制	対応
注意報	注意体制	小規模の災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合	気象情報等の情報の収集を行う体制	総務課は、気象情報の収集に努める。

気象情報	配備の種類	災害の様態	体制	対応
警報 特別警報	警戒体制	中規模の災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合	災害を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	災害警戒本部を設置し総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、生涯学習課、保健福祉課職員は災害応急対策を実施する。
	非常体制	災害が拡大し、大規模な災害となるおそれがある場合又は大規模な災害が発生した場合	全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	災害対策本部が設置され、全職員が登庁し、災害応急対策を実施する。

2 休日又は勤務時間外の体制

日直者又は防災担当者は、消防本部その他からの通報により災害の発生があったときは、直ちに総務課長に連絡して指示を仰ぎ必要に応じて関係課長に連絡する。

第2節 災害対策本部の運営

災害対策本部（本部長・町長）は総括する事務局を総務課に置き全ての指揮命令は総務部で行う。また、災害対策基本法第24条の規定に基づき、政府の非常災害対策本部が設置されたとき、及び県の災害対策本部が設置されたときは、お互いの情報交換を密にし、連携をとりながら迅速かつ最善の対策を行う。

1 災害対策本部の設置

町に災害が発生し、または発生のおそれのある場合で、災害の応急対策の必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、次の基準により災害対策本部を設置する。

(1) 設置の基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 特別警報が発表された場合
- イ 気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合
- ウ 町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合で町長が必要と認めるとき
- エ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 設置の決定

災害対策本部の設置は、町長が決定する。また、災害発生時に町長から設置についての命令指示等を受けることが不可能な場合は、次の序列をもって、災害対策本部設置の命令指示等を行うものとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

(3) 設置場所

災害対策本部の設置場所は那須町役場（本庁）内とするが、災害の発生状況及び被害状況によっては、他の災害対策活動拠点に設置する。

(4) 解散の決定

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと町長が認めたとき解散する。

2 関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 栃木県危機管理防災局危機管理課
- (2) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
- (3) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (4) その他防災関係機関

3 災害対策本部の組織

(1) 本部長等

災害対策本部は、町長を本部長、副町長、教育長を副本部長とする。

(2) 部の組織

災害対策本部条例第3条第1項に規定する部は別記第1（部及び班の組織及び事務分掌）の部の欄に掲げるものとし、部にそれぞれ班の欄に掲げる班を置く。

(3) 部長及び班長

災害対策各部の部長は、本部長の命を受けて部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は、部長の命を受け、班の事務又は業務を掌握する。

(4) 現地災害対策本部の設置

災害の状況により、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

4 災害対策本部の運営

(1) 業務

災害対策本部は次の防災業務を実施する。

- ア 災害救助法の実施に関すること
- イ 災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成に関すること
- ウ イで作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施、調整に関すること
- エ 本部の活動体制に関すること
- オ 国、県、他市町村、防災関係機関への応援要請に関すること
- カ 自衛隊の災害派遣の要請、配備に係る調整に関すること
- キ 災害救助法適用の県への申請に関すること
- ク 災害広報に関すること
- ケ 災害対策本部の解散に関すること
- コ その他重要な事項に関すること

(2) 本部会議

- ア 災害対策に関する重要事項を協議決定し、その推進を図るため、災害対策本部に本部会議を置く。
- イ 災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員等をもって次により構成する。
- ウ 本部会議は本部長が招集し、主宰する。
- エ 本部長は特に必要があると認めるときは、本部会議の構成員以外の者に対し、本部会議の出席を求めることができる。

災害対策本部役職（担当職）	役 職
本部長	町 長
副本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員（総務部長）	総務課長
本部員（総務部副部長）	企画政策課長
本部員（ 〃 ）	財政課長
本部員（ 〃 ）	税務課長
本部員（ 〃 ）	議会事務局長
本部員（ 〃 ）	会計課長
本部員（救護部長）	保健福祉課長
本部員（救護副部長）	住民生活課長
本部員（ 〃 ）	環境課長
本部員（避難部長）	生涯学習課長
本部員（避難副部長）	学校教育課長
本部員（ 〃 ）	こども未来課長
本部員（給水部長）	上下水道課長
本部員（応急・復旧部長）	建設課長
本部員（応急・復旧部副部長）	農林振興課長

災害対策本部役職（担当職）	役 職
本部員（ 〃 ）	観光商工課長
本部員（ 〃 ）	農業委員会事務局長
本部員（ 〃 ）	ふるさと定住課長
その他本部長が出席を求めた者	

（3）事務局

本部に事務局を置く。事務局は、各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営等を行い、事務局長に総務課長をもってあてる。

ア 本部連絡員

本部会議又は事務局と各部の連絡役として、事務局に本部連絡員を置く。本部連絡員は、次の業務を担当する。

- （ア）職員動員の所属部班への伝達に関する事
- （イ）所属部と事務局との連絡調整に関する事
- （ウ）所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関する事

（4）各部班の事務分掌

本部の各部班ごとの事務分掌は次のとおりとする。なお、各班において人員が不足する場合は、その班の属する部等において調整を行い協力体制をとる。それでも人員の不足が解消されない場合は、速やかに総務部総務第1班に相談する。

○部及び班の組織及び事務分掌

部名	班名	班長（班員）	事 務 分 掌
総務部	事務局	総務課長補佐 (危機管理係)	1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 本部会議の庶務に関する事 3 現地災害対策本部の設置、運営に関する事 4 本部長の命令指示等の伝達に関する事 5 避難情報の発令、警戒避難区域の設定及びこれらの情報の対象区域住民への周知に関する事 6 災害応急対策実施の総括に関する事 7 災害情報の収集・伝達に関する事 8 警察、消防、その他関係機関との連絡調整に関する事 9 自衛隊の派遣要請に関する事 10 緊急消防援助隊への要請に関する事 11 消防団の出動要請に関する事 12 災害協定を締結している地方公共団体との相互応援に関する事 13 災害協定を締結している企業団体との応援要請に関する事 14 災害対策の記録整理に関する事 15 各避難所との連絡調整に関する事 16 被害状況等の取りまとめに関する事 17 被災者名簿の集計に関する事 18 県等への被害報告に関する事 19 防災行政無線、登録制メール等情報伝達に関する事 20 各部の連絡調整に関する事（本部連絡員） 21 職員の非常招集及び解除に関する事 22 災害救助法の適用及び実施に関する事 23 ほかの班に属さない事項に関する事

部名	班名	班長(班員)	事務分掌
	総務第1班	総務課長補佐 (総務係、秘書係、 人事係、各支所(本部 連絡員)、選挙係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 緊急輸送車両に関する事 3 災害従事車両の証明書発行に関する事 4 職員の安否確認に関する事 5 職員の動員及び調整に関する事 6 避難者、救援物資等の輸送に関する事 7 臨時電話の設置及び自家発電の手配に関する事 8 自治会からの被害情報の収集に関する事 9 物資集積所の確保に関する事
	総務第2班	企画政策課長補佐 (企画政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電子計算施設の保安措置に関する事 2 情報通信ネットワーク及びコンピュータシステムの復旧に関する事 3 情報機器の点検並びに応急措置に関する事 4 災害の広報に関する事 5 報道機関との連絡調整及び被害状況等の発表に関する事 6 臨時広報紙の発行に関する事 7 インターネットによる広報に関する事 8 災害状況及び応急対策状況の記録写真撮影等に関する事
	総務第3班	財政課長補佐 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算措置に関する事 2 庁舎の保安に関する事 3 公用車の管理及び廃車に関する事 4 車両の配車及び借り上げに関する事 5 応急車両、燃料等の確保に関する事
	総務第4班	税務課長補佐 (税務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車等による各種情報(被害状況、避難所の状況、ライフラインの状況等)の広報に関する事 2 災害対策本部からの災害情報の広報伝達に関する事 3 被害状況の情報収集及び調査活動に関する事 4 家屋被害等の実態調査に関する事 5 罹災証明の発行に関する事 6 町税の減免に関する事 7 町税の徴収猶予及び申告等の期限の延長に関する事 8 町税の納税証明に関する事
	総務第5班	議会事務局長補佐 (議会事務局) (監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会議員の安否確認に関する事 2 町議会議員への情報伝達窓口の開設及び災害対策本部等からの情報伝達に関する事 3 部内他の班の応援に関する事
	総務第6班	会計課長補佐 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金、見舞金等の受入れに関する事 2 災害応急対策に要する経費の出納に関する事 3 部内他の班の応援に関する事
救護部	救護第1班	保健福祉課長補佐 (保健福祉課) (保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者等の救護対策に関する事 2 福祉避難所に関する事 3 医療施設の被害状況等に関する事 4 社会福祉協議会との連絡、協力要請に関する事 5 物資集積所における救援物資等の管理及び仕分けに関する事 6 救援物資等の受入れ及び配給に関する事 7 ボランティアの受入れ、支援活動に関する事 8 医師会、医療関係、保健所等の連絡調整に関する事 9 応急救護所の開設に関する事

部名	班名	班長(班員)	事務分掌
			10 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達、確保に関する こと 11 避難所の健康相談に関すること 12 感染症の予防対策に関すること 13 災害弔慰金の支給等に関すること 14 被災世帯に対する生活保護法、身体障害者福祉法及び 介護保険法の適用に関すること 15 災害援護資金貸付制度に関すること
	救護第2班	住民生活課長補佐 (住民生活課)	1 臨時総合窓口の設置に関すること 2 被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対に関 すること 3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること 5 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関すること 6 災害時の住民基本台帳事務に関すること
	救護第3班	環境課長補佐 (環境課)	1 防疫活動に関すること 2 防疫薬剤の調達に関すること 3 仮設トイレの設置及び維持管理に関すること 4 クリーンステーション那須の保安措置に関すること 5 塵芥(ゴミ)の収集及びし尿のくみ取り処分に関する こと 6 犬猫等の死がいの処理に関すること 7 放射線量、除染に関すること 8 災害廃棄物の処理、がきれ対策に関すること 9 ペットに関すること
避難部	避難第1班	生涯学習課長補佐 (生涯学習課) (公民館)	1 所管施設の被害調査及びその応急措置に関すること 2 食糧品の調達及び確保に関すること 3 炊き出しに関すること 4 各避難所への食糧等の輸送に関すること 5 文化財等の被害調査及びその応急措置に関すること 6 所管施設に避難所を開設する際の協力に関すること 7 所管施設の被害調査及びその応急措置に関すること
	避難第2班	学校教育課長補佐 (学校教育課)	1 児童、生徒の安否確認、避難誘導等の安全措置に関す ること 2 学校施設・所管施設の避難所の開設及び管理運営に関 すること 3 避難所収容被災者の食料及び生活必需品の把握並びに 配布に関すること 4 炊き出しに関すること 5 教育施設の被害調査及び応急復旧計画に関すること 6 学用品の確保及び配布に関すること 7 帰宅困難児童生徒の保護 8 災害時の応急教育に関すること 9 被災生徒の育英・奨学に関すること 10 避難部各班との連絡調整に関すること
	避難第3班	こども未来課長補佐 (こども未来課) (保育士) (調理員)	1 所管施設の被害調査及びその応急措置に関すること 2 食糧品の調達及び確保に関すること 3 炊き出しに関すること 4 避難所収容被災者の食料及び生活必需品の把握並びに 配布に関すること

部名	班名	班長(班員)	事務分掌
			5 保育園児及び放課後児童クラブ利用児童の安否確認、避難誘導等の安全措置に関すること 6 被災母子世帯の保護に関すること 7 被災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付に関すること 8 保育施設等との連絡調整に関すること 9 帰宅困難園児の保護に関すること
給水部	給水班	上下水道課長補佐 (上下水道課)	1 応急給水に関すること 2 水道施設の修理・復旧に関すること 3 水道施設の被害状況の取りまとめに関すること 4 水道工事業者への協力要請に関すること 5 下水道施設の修理・復旧に関すること 6 下水道施設の被害状況の取りまとめに関すること 7 下水道工事業者への協力要請に関すること 8 水道料金の減免に関すること
応急復旧部	応急復旧 第1班	建設課長補佐 (建設課)	1 避難路、緊急輸送路の確保などの道路、橋りょうの応急修理、その他の緊急措置に関すること 2 障害物の撤去に関すること 3 応急仮設住宅の建設に関すること 4 道路、橋りょうの被害状況の取りまとめに関すること 5 急傾斜地の被害状況調査に関すること 6 除雪に関すること 7 町道の通行禁止・制限等、通行規制に関すること 8 災害危険箇所のパトロールに関すること 9 震災建築物応急危険度判定に関すること 10 被災宅地危険度判定に関すること 11 部内他の班の応援に関すること
	応急復旧 第2班	農林振興課長補佐 (農林振興課)	1 米穀の把握と斡旋に関すること 2 副食等食糧の斡旋に関すること 3 農林畜産物等の被害調査及び指導に関すること 4 農家に対する災害融資に関すること 5 農家に対する被災証明に関すること 6 家畜・鳥獣の被害調査に関すること 7 家畜伝染病の連絡調整に関すること 8 農地、農業用施設等の被害調査及び応急対策に関する こと 9 農地森林の被害調査に関すること 10 農地流出等に関する被災証明に関すること 11 営農資金に関すること 12 農地等災害復旧事業補助金の交付に関すること
	応急復旧 第3班	農業委員会事務局長 補佐 (農業委員会事務局)	1 農林畜産物等の被害調査及び指導に関すること 2 農業用公共施設の被害調査及び応急措置に関すること 3 応急・復旧に係る農地の利用に関すること 4 部内他の班の応援に関すること
	応急復旧 第4班	観光商工課長補佐 (観光商工課)	1 所管施設の被害調査及びその応急措置に関すること 2 観光客、宿泊客等への災害情報の伝達及び観光地等の被害状況の把握に関すること 3 生活必需品等応急物資の斡旋に関すること 4 商工会及び商工団体との連絡調整に関すること 5 商工業及び観光施設の被害調査に関すること

部名	班名	班長(班員)	事務分掌
			6 中小企業者に対する被災証明に関すること 7 陸砂利及び岩石採取の採石場監視に関すること
	応急復旧 第5班	ふるさと定住課長補佐 (ふるさと定住課)	1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 被災者生活再建支援法に関すること 3 被災住宅復興資金に関すること 4 応急仮設住宅の管理及び運営に関すること

資料3-3 災害対策本部組織図

5 指揮命令系統

町長不在時において、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、次のような指揮命令系統の確立を図る。

(1) 意思決定

町長不在時の場合は次の序列をもって、意思決定を行うものとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

(2) 本部会議運営

町長不在時の場合は、次の序列をもって、本部会議の運営を行うものとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

資料3-4 災害対策本部指揮系統図

6 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保する。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、町は災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド(内閣府)」に示されている重要6要素について定めておく。

第3節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要とするため、町は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

1 24時間情報収集伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間体制で迅速、適切に実施する。

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員（防災担当）は災害発生後、速やかに登庁し、被害情報の収集、防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

町は、栃木県防災行政ネットワークを活用し那須地区消防本部、宇都宮地方気象台からの防災気象情報、気象警報を24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

(3) 携帯電話等の配備

災害対策関係職員（防災担当）に対して携帯電話等を配備し、防災メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

2 被害状況等の情報収集・伝達

町は、大規模な災害が発生した場合、防災行政無線、消防無線、無人航空機（ドローン）等の活用、職員の巡回等により、次に掲げる項目に留意しながら災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努め、県防災行政ネットワーク等により県、防災関係機関に伝達する。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム、湖沼の水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否状況、住民の避難状況
- (4) 人畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
- (5) 上下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況
(要配慮者利用施設)
児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食糧、その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

3 被害状況の報告

- (1) 町は災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

- (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

資料3-5 栃木県火災・災害等即報要領

○報告先

県への報告	<p>1 栃木県危機管理防災局危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県防災行政ネットワーク 500-2136 500-2146 (FAX) ・ NTT回線 028-623-2136 028-623-2146 (FAX)
国への報告	<p>1 勤務時間内（消防庁応急対策室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT回線 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) ・ 地域衛星通信ネットワーク（平日9時30分～18時15分） 発信特番-048-500-90-49013 発信特番-048-500-90-49033 (FAX) <p>2 夜間・休日（消防庁宿直室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT回線 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX) ・ 地域衛星通信ネットワーク 発信特番-048-500-90-49102 発信特番-048-500-90-49036 (FAX)

4 通信手段の確保

自然災害に関する情報の迅速、的確な収集・伝達を実施するため、町は県、防災関係機関における各種通信手段の確保を図る。

○通信手段の種類

区分	通信手段	説明
	県防災行政ネットワーク	県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
	市町防災行政無線	市町村の地域において災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備
NTT	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定）
NTT ドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話を含む）

区分	通信手段	説明
KDDI ソフトバンク	災害時優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話 ・衛星携帯電話機
その他	消防無線	消防関係の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

資料3—6 非常通信マニュアル

5 通信手段の利用方法

(1) 町防災行政無線

災害発生時において迅速な情報伝達を確保するため防災行政無線（同報系）を利用する。

(2) 県防災行政ネットワークシステム

災害に関する情報を県及び防災関係機関に迅速に伝達するため栃木県防災行政ネットワークシステムを利用し情報の適時・適切な収集・伝達を図る。

○主な防災関係機関

機 関 名	発信特番	発信局番	番 号
那須町総務課	8（衛星）	645	321・323
栃木県危機管理防災局危機管理課	〃	500	2136（災害）
宇都宮地方気象台	〃	701	02
陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	〃	702	02
大田原土木事務所	〃	533	7005
県北環境森林事務所	〃	506	2912
日本赤十字社栃木支部	〃	703	02
東京電力パワーグリッド（株）栃木 総支社	〃	708	02
東日本電信電話（株）栃木支店	〃	710	02

6 公衆電気通信設備の利用

災害時には電話が著しく混み合い、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害優先電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等措置をしておく。

資料3—7 特設公衆電話取扱マニュアル

第4節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木、雪害等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を講じる。

1 監視、警戒

(1) 町、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては、次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合は、速やかに県に報告する。

ア 警戒段階

- (ア) 降雨量等の気象情報
- (イ) 河川の水位、流量等の変化
- (ウ) 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) その他災害の抑止に必要な事項

イ 災害発生初期

- (ア) 人的被害の発生状況
- (イ) 家屋等建物の被害状況
- (ウ) 河川等の氾濫、浸水の状況
- (エ) がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- (オ) 避難の必要の有無、避難の状況
- (カ) 道路、交通機関の被害状況
- (キ) 電気、上下水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- (ク) 119番通報の殺到状況
- (ケ) その他災害の応急活動対策活動に必要な事項

(2) 水防管理者（町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員（職員等）に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては、次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防法の規定により速やかに関係機関に連絡する。

ア 堤防の溢水状況

- イ 表法の水当たりの強い場所の亀裂または崩壊
- ウ 天端の亀裂または沈下
- エ 裏法の漏水、亀裂及び崩壊
- オ 樋門の両袖、または底部からの漏水および扉の締め具合
- カ 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 浸水被害の拡大防止

水防管理者（町長）は、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、消防団、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防本部の長は、直ちに

県関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

町は、次の場合には、ただちに所管土木事務所長に報告するものとする。

- ア 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- イ 消防団が出動したとき
- ウ 水防作業を開始したとき
- エ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

(2) 水防管理団体の非常配備

水防管理者（町長）が管下の水防団（消防団）を非常配備体制をとらせるための指令は、次の場合により発するものとする。

- ・水防管理者（町長）が自らの判断により必要と認める場合
- ・水防警報または、水防指令の通知をうけた場合
- ・緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

ア 本部員の非常配備

水防管理団体の本部（水防事務従事者）の非常配備については、本章第1節で定めた配備とする。

イ 消防団の非常配備

(ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- a 水防団（消防団）の部長以下団員は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画の作成
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

(ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、ただちに消防機関をあらかじめ定めた計画等に従って警戒配備につかせる。

a 第1出動

水防団（消防団）員の少数が出動して、堤防の巡視警戒にあたりるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

b 第2出動

水防団（消防団）員の一部が出動し水防活動に入る。

c 第3出動

水防団（消防団）員の全部が出動し水防活動に入る。

(3) 水防活動

町は、水防計画に基づき、関係機関と連携のもと、水防活動を実施する。

ア 水防作業

(ア) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(イ) 水防作業にあたる水防団（消防団）員は、自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

イ 警戒区域の設定

地域住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

ウ 住民に対する避難指示

水防管理者（町長）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

3 土砂災害の拡大防止

(1) 点検・応急措置の実施

町、消防機関等は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し、安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 避難対策

町、消防機関等は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

5 異常降雪時の対策

町等道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

6 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

町は、県と協力して、住民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し、石綿を含む粉塵のばく露防止について注意喚起を行う。

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用し、法に基づく応急的な救助の実施を行う場合、町は県の補助機関として救助を行う。

1 実施体制

災害によって一定規模以上の被害が生じた場合、被災者に対する災害救助法に基づき、被災者に対し応急的な救助を実施する。

町は県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害による被害が、次に掲げる基準（災害救助法施行令第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、県は災害救助法を適用し救助を実施することを決定する。

町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

(1) 住家への被害が生じた場合

ア 当該市町において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数以上のとき（1号基準）

イ 当該市町において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家の滅失世帯数が、1,500以上のとき。（2号基準）

ウ 当該市町において住家が焼失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家の滅失世帯数が、7,000以上のとき。

エ 当該市町村において住家が焼失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき（3号後段基準）

（ア）当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

（イ）被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合にあって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき（4号基準）

ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること

ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

○市町村災害救助法適用基準一覧表

市町村の人口	滅失世帯数
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上100,000人未満	80世帯以上

市町村の人口	滅失世帯数
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上	150世帯以上

- (注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。
- 2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第177条に規定する人口である。

3 災害救助法の適用手続

- (1) 次に掲げる程度の災害について、町は迅速かつ的確に被害状況を収集して県に報告する。
- ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 町は、消防防災関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、町長及び知事は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(1) 災害が発生した段階の救助

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療
- キ 助産
- ク 被災者の救出
- ケ 被災した住宅の応急修理
- コ 学用品の給与
- サ 埋葬
- シ 死体の捜索
- ス 死体の処理
- セ 障害物の除去
- ソ 応急救助のための輸送及び賃金職員等雇用費

(2) 災害が発生するおそれ段階の救助

- ア 避難所の設置
- ただし、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部）を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

5 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、町及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を町長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。
 - ア 町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
 - イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- (2) (1)により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 町は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

資料3-8 災害救助法施行細則

資料3-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第6節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため町は県、防災関係機関と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実行、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

更に、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

(1) 実施体制

避難指示等は、各法律により定めるとおり下記の者が実施する。

区分	実施者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 災害対策基本法 第56条第1項・第2項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難の指示	町長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事又はその命を受けた職員又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によつての氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項・第2項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	市町村が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき
	警察官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自衛官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる

区分	実施者	措置	実施の基準
緊急安全確保措置の指示	町長 災害対策基本法 第60条第3項	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める時
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項	緊急安全確保措置の指示	町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

町長は、『避難情報の判断・伝達マニュアル』に基づき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。

ア 高齢者避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

イ 避難指示

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

ウ 緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

資料3—10 避難情報の判断・伝達マニュアル

(3) 町への助言等

県は、町から要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。特に、町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努める。

町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

知事は、町長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる事前現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

(4) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。(警戒レベル1, 警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載)

住民は警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(自らの避難行動を確認)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保※可能な範囲で発令

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権限

	設定権者	設定の基準
1	町長 災害対策基本法 第63条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため、特に必要と認められるとき
2	水防団長、水防団員、消防職員 水防法第21条第1項	水防上緊急の必要がある場合
3	消防吏員、消防団員 消防法 第28条第1項、第36条第8項	火災の現場、水災を除く災害
4	警察官 災害対策基本法 第63条第2項 他	1、2、3の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
5	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法 第63条第3項	1、4の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

3 避難指示等の周知・誘導

(1) 高齢者等避難

町は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

(2) 住民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

ア 町防災行政無線、拡声器等による伝達

イ 町広報車による広報

ウ 町職員、消防団、自治会、自主防災組織等の組織を通じた戸別訪問等による伝達

エ テレビ、ラジオ等報道機関による伝達

オ 登録制メール、SNS等による伝達

(3) 県への報告

町は、避難の指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

(4) 関係機関相互の連絡

町その他の避難指示等実施機関は、避難の指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

(5) 避難の誘導

ア 住民の誘導

町は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させるなど速やかに避難できるよう配慮する。

イ 帰宅困難者の支援

町は、徒歩帰宅困難者等に対して、食料や水、休憩場所等の提供を行う。

4 避難所の開設

(1) 町は災害により家屋等に被害を受け又は受ける恐れがある者で避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため避難所を設置する。

(2) 町は避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し迅速な開設に努める。要配慮者については、介護機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(3) 町は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

(4) 町は避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し保護する。

(5) 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。

(6) 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

(7) 町は避難所を開設したときは、各避難所に避難部の職員を配備させ災害対策本部との連絡調整を図る。

(8) 町は避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 受入人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

5 避難所の運営

- (1) 町は自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。
- (2) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供するには確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。
また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者、外国人等への情報伝達においては音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。
- (3) 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 町は、避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (6) 町は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (7) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 町は通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (9) 町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (10) 町は、安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告したうえで、速やかに町本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (11) 町は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。
- (12) 町は、避難住民等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部との情報連絡を行う。
- (13) 町は、各避難所の運営にあたり次の記録をとる。
 - ア 収容者名簿の作成
 - イ 収容期間の状況
 - ウ 転出先の把握
 - エ 食料、物資の配給状況
- (14) 町は、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

6 要配慮者への日常生活の支援

(1) 要配慮者への日常生活の支援

町は県（保健福祉部）と連携し、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、適切な調達と派遣による円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

(2) 被災児童等への対策

町は県（保健福祉部）と連携し、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスを実施する。

(3) 外国人への対策

町及び県（保健福祉部）は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を設置する。

7 こころのケア対策

町は県と連携し、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

8 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者の避難状況の把握に努め、必要な支援を行う。また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

9 帰宅困難者対策

震災対策編第1章第11節1に準ずる。

10 町民の広域避難等

(1) 町域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者受入れが実施できない場合、町は市町村応援協定により県内他市町村に応援を要請する。

(2) 県域を越えた避難等

災害が大規模になり、県域を越えた避難・収容が必要と認められる場合、県（危機管理防災局）は、他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

(3) 広域一時滞在対策

町は、町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災した住民について、県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

11 県外避難者の受入れ

(1) 初動対応

町は、大規模災害の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として避難所を開設する等、その受入れに努める。

(2) 避難者の支援

町は県（危機管理防災局、その他部局）と連携して、自主防災組織、自治会、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者の地域コミュニティの形成

町は県（危機管理防災局）と連携して、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

12 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第7節 相互応援協力・派遣要請

町は、自力による対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他自治体に対し迅速・的確な応援要請を行い。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

1 市町村間の相互応援協力

町は応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害対策の万全を期す。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

町は、県内全市町間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、県内の他の市町に対して応援要請を行う。また、町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

町は応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町等に対して応援要請を行う。

(3) 県への応援要請

町は応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

2 消防相互応援協力

栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊については、本章第8節に定めるところによる。

3 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

(1) 町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、災害対策の万全を期する。

(2) 町は、職員の派遣の要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
- イ 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

4 ライフライン関係機関との連携

町は電気、電話などのライフライン等関係機関と連携のもと、ライフラインの迅速な復旧を図るためライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関と位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り次のような復旧方針の調整等を行う。

- (1) 町の災害応急活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

5 自衛隊の派遣要請

(1) 派遣要請の基準

- ア 災害が発生し、町及び関係機関の努力にもかかわらず住民の安全、財産の保護が困難で事態の収束が不可能な場合
- イ 災害の様相が異常で、特殊な装備等を持つ自衛隊の応援が必要な場合

(2) 派遣要請の範囲

区分	活動内容
1 被害状況の把握	車輛、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の搜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬等、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(3) 要請の依頼方法

ア 要請先

栃木県知事（危機管理防災局経由）

イ 要請方法

町は、県に対して派遣に必要な事項を文書を持って依頼する。ただし、緊急を要する場合は電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知する。

要請先	担当	電話番号	防災行政ネットワーク
栃木県知事	危機管理課	028-623-2136	500-2136
陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	第3係	028-653-1551 (内線232)	702-02又は05

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

町は災害派遣部隊が円滑に活動できるよう担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調

整を行う。

自衛隊活動拠点・・・那須町中央運動公園、余笹川ふれあい公園

イ 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舎のあっせん

町は災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱水費、電話料等

(エ) 派遣部隊の救援活動中に発生した損害（自衛隊装備に係るものを除く。）に対する賠償費

第8節 救急・救助活動

災害が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、町は地域住民、自主防災組織、消防防災関係機関と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

1 住民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 救急、救助活動

町、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

(1) 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、水防団（消防団）員は迅速かつ適切な救助活動を実施する。なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 救急活動の実施

ア 町は、直ちに地元医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

イ 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリまたはドクターカーによる搬送を要請する。

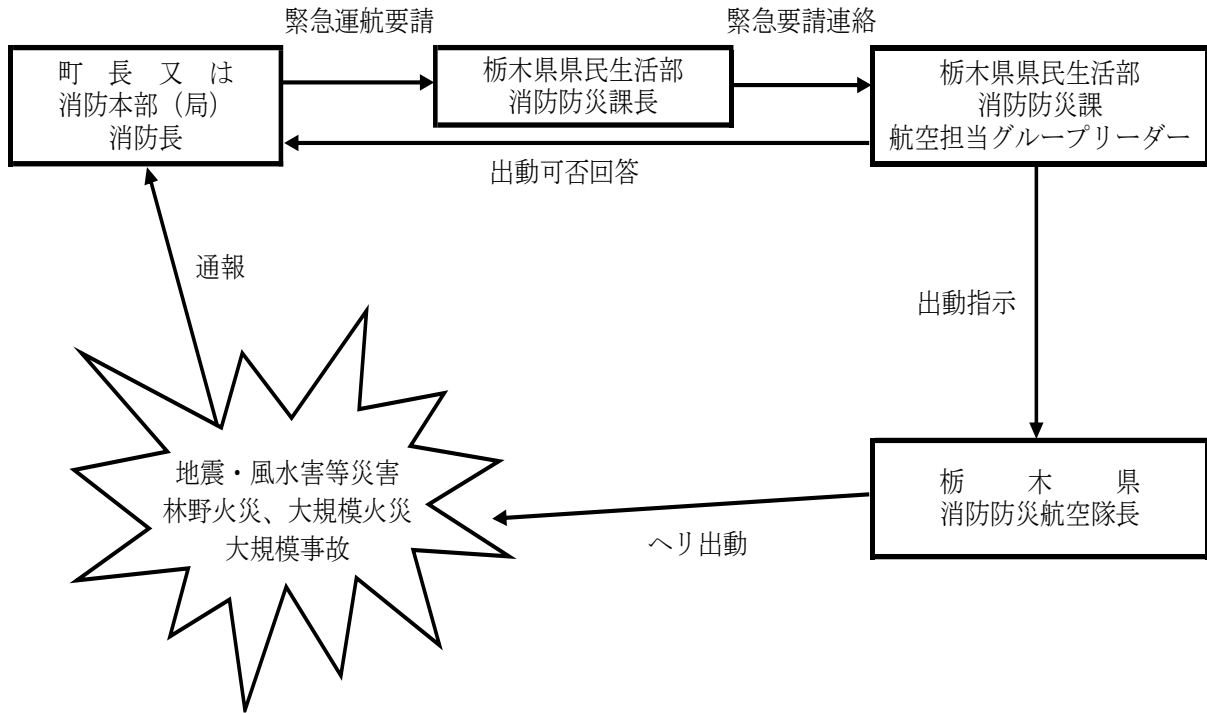
ウ 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、栃木県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

3 栃木県消防防災ヘリコプターの運航要請

災害等が発生した場合、町長又は所轄の消防本部（局）の消防長は地域、住民の生命、身体財産を保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は県に対し、県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



(1) 緊急運航の内容

ア 救急活動

- (ア) 被災地等からの救急患者の搬送
- (イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ 救助活動

被災者の捜索、救助

ウ 災害応急対策活動

- (ア) 被災状況等の調査、情報収集活動
- (イ) 食糧、衣料、その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送
- (ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ 火災防御活動

- (ア) 林野火災等における空中消火活動
- (イ) 被害状況調査、情報収集活動
- (ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 消防相互応援

一の消防機関では対応できない大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第1次応援体制

受援消防機関（災害を受け栃木県広域消防応援隊による応援を受ける消防機関をいう。以下同じ。）の出動要請に対し、地区内の他の消防機関が応援出動する体制

要請手続： 消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、受援地区代表

機関代行に応援要請する。

イ 第2次応援体制

受援消防機関の出動要請に対し、県内の他の地区の消防機関が応援出動する体制

要請手続：① 消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）及び県（危機管理防災局）に応援要請する。

② 要請を受けた県は、各消防機関の長に連絡する。

5 緊急消防援助隊

被災地消防機関（大規模災害又は特殊災害が発生した市町を管轄する消防機関をいう。）の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれない場合、県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

（1）要請手続

ア 消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、県に応援要請を行う。県は、当該要請を受けた場合、災害の状況及び県内の消防力を勘定の上、国に対し応援要請を行う。

イ 消防本部消防長は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に要請を行うものとする。

（2）指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

6 消防本部、警察、自衛隊との連携強化

町は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出、救助活動を実施する。

第9節 医療救護活動

災害時には広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は県、医療機関等と連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

1 町の実施体制

町は、被災者に対する医療助産の計画の策定を行い実施する。

(1) 町の医療救護班の編成

町は、県に準じた救護班を編成する。

災害の状況により町のみでは対応が十分でない場合は、医師会、県、関係機関に協力を要請する。

2 県の実施体制

(1) 県の組織する救護支援班の編成

健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成する。

(2) 災害拠点病院の救護班の編成

拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

災害拠点病院（県北）・・・那須赤十字病院

(3) 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、救護班を編成する。

那須郡市医師会・・・3班（医師1名、看護師4名）

(4) DMAT・LDMAT指定病院の整備

DMAT・LDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMAT・LDMATを編成する。

那須赤十字病院・・・3チーム（DMAT）

菅間記念病院・・・2チーム（LDMAT）

3 関係機関の活動

町、県をはじめ、日本赤十字社栃木県支部、栃木県医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

4 救護所の設置

県の救護班が出動したときは、町は直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所を充てる。

5 医薬品等の確保

救護に必要な医薬品、医療機器等については、備蓄しておくものとするが、一部医薬品については、医療機関及び販売業者の協力を得て在庫品の買い付けを行う。入手困難な場合は県に斡旋を依頼する。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の、医療救護、助産活動基準は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

第10節 緊急輸送活動

被災者の避難、救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に、迅速に輸送するため、町は国、県、防災関係機関と連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

1 実施体制

被災者の輸送は、町が行うものとする。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

(1) 第1段階 救出救命期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 国、県、町等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階 避難救援期

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

(3) 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

(1) 町は地域の現状に即した車両等の調達体制を整備しておく。

(2) 町は車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町村に対して車両の派遣を要請する。

(3) 町は必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

- ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量(重量)
- イ 車両等の種類、台数
- ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- エ 集結場所、日時
- オ その他必要事項

(4) 町の保有車輛を総出動させるものとするが、不足する場合は次の応援を要請し輸送の確保を図る。

- ア 輸送業者

- イ 輸送業者以外の住民
- ウ 官公署又は公的団体
- エ 自衛隊

4 輸送体制の確保

町は被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保する。

○物資集積所の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、広域・地域災害対策活動拠点（大規模公園、県立高等学校等）を物資集積所とする。

広域災害対策活動拠点	道の駅那須高原友愛の森、道の駅東山道伊王野
地域災害対策活動拠点	那須高等学校

5 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

町は県と連携を図り、県において指定している緊急輸送道路について、第1次緊急輸送道路から災害時の緊急輸送路として確保に努める。なお、緊急輸送路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保する。

資料3—11 那須町における重要物流道路及び代替・補完路、緊急輸送道路等一覧

(2) 交通整理の実施

町は、災害時において、交通の混乱が発生するため、警察署に対し緊急輸送道路の確保について要請を行い、消防団員等の協力を得て交通整理を実施する。

6 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

資料3—12 那須町におけるヘリ離着陸場

7 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

第11節 食料の調達・供給活動

町は被災者、災害応急救助従事者等に対する円滑な食料の供給を行うため、県、防災関係機関と相互に連携して供給体制を確立する。

1 実施体制

- (1) 被災者、災害応急救助従事者等に対する給食は原則として町が実施する。
町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (2) 町及び県(危機管理防災局)は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時季を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意するものとする。
- (3) 町及び県(危機管理防災局・保健福祉部)は、要配慮者への配慮を考え、特別用途食品(難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品)や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

2 供給の対象

町は次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した、品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の供給品目

町は、食料の供給を必要とする者に対して次に掲げる食料の供給を行う。

なお、乳幼児に対しては粉ミルク等を供給するものとする。

- (1) 主食(米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等)
- (2) 副食(生鮮野菜、食肉製品、調味料等)

4 食料の調達

町は、食料の供給を実施するにあたり、町備蓄品及び町内外の小売業者から食料を調達するものとする。なお、供給が間に合わない場合は県に食料供給の要請をする。

5 避難所における配分方法

町は、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、次により配分を行う。

- (1) 自治会等ごとに班を定め、班を単位として配分を行う。
- (2) 配布場所を定め、定時の配分に配慮する。
- (3) 要配慮者を優先し、不平等が生じないよう配慮する。

6 炊き出しの実施

(1) 実施方法

災害を受けない地域の婦人防火クラブ又は一般住民に対し炊き出しについての協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する。

(2) 実施場所

炊き出しは、町内小中学校の給食施設及び町内公共施設等で行う。

(3) 食料の輸送

炊き出しを実施した調理実施場所から食料（主食）を各避難所への輸送を行う。

7 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

第12節 給水活動

災害のために、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

1 実施体制

被災者に対する給水活動は町が実施するものとする。

町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 給水の対象

災害により飲料水を得ることができない者を対象とする。

3 飲料水の確保対策

町は、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

4 補給水利の種別等

○主な補給水源

水道名	給水区域 人口(人)	水源	主な給水地区	1日最大 給水量
那須上水道	11,080	フチバ水源他	湯本	14,923m ³
	9,590	小島・高津水源他	黒田原、芦野、逃室、他	4,666m ³
	50	大丸水源他	奥那須	1,006m ³
	4,610	大谷・大倉水源他	大谷、大沢、成沢、他	3,269m ³
	800	沼野井水源、	沼野井、稲沢	231m ³
	430	大畑水源	大畑、藁沢	238m ³

5 基準給水量

(1) 災害発生から3日目までは、生命の維持に最低限必要な水量として、1人1日3リットルの供給を行うものとする。

(2) 災害発生4日目以降には、飲料水のほか炊事、洗濯、トイレなど最低生活水準を維持するための必要量として1人1日10リットルの供給を目標とする。

(3) 通常の生活に必要な水量を供給できるよう給水量の順次増大に努める。

6 給水活動

避難者及び被災者に対し飲料水の供給を次の方法により行う。

(1) 給水タンク、その他の容器等を利用して、避難所、被災地に運搬供給を行う。

(2) 消火栓に仮設給水栓を設置して、応急給水を行う。

(3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の供給を行う。

7 広報活動

断水地区に対しては断水状況、復旧予定、応急給水場所等について広報車等により広報を行う。

8 給水施設の応急復旧

水道施設のある場所が被害にあったときは速やかに復旧に努める。

9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

第13節 生活必需品等の供給

被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図るため、町は県、防災関係機関と相互に連携して、生活必需品の調達、供給体制を確立する。

1 実施体制

被災者に対する生活必需品等の供給は町が行う。

町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 供給の対象

災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

3 生活必需品等の確保

町は、販売業者との協定等により生活必需品を調達し供給する。

町において調達することが困難な場合は、県に生活物資の供給を要請する。

4 救助物資集積場所

町は、県及び各市町村等から搬送される救援物資の集積場所をあらかじめ定め、その所在地を関係機関に周知し、物資の集積及び配分を行う。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用される場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は災害救助法施行細則の定めるところによる。

第14節 農林業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設に応急対策を実施し、早期に営農林体制の再開を目指す。

1 家畜伝染性疾病予防体制

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 町が実施する応急対策

- ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況を把握し県へ通報する。
- イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導を行う。
- ウ その他必要な指示の実施を行う。

(2) 県（農政部）が実施する応急対策

- ア 伝染性疾病予防対策について指導、助言
- イ 被害の程度により必要と認めた場合の畜舎、家畜の消毒等の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第16節5に準じて行う。

2 農地・農業用施設等の応急対策

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県（農政部）、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町（消防機関を含む）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

3 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所）に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町、県（農政部・環境森林部）、関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路を優先的に障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 町は県（農政部・環境森林部）と連携し、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

4 農林水産業共同利用施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

(1) 施設の点検・監視等

施設管理者は、災害発生の恐れがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

また、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、地域住民、関係機関へ連絡する。

(2) 災害応急対策

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、所管農業振興事務所及び環境森林事務所等に報告する。

第15節 保健衛生活動

被災地域における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる、心身の不調や感染症に対処するため、町は県、関係機関と協力して保健衛生対策の的確な実施を図る。

1 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。

町のみで実施が困難な場合は、県、近隣市町村等に応援を求めて実施する。

2 実施方法

町は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう検病調査、健康診断の実施を担当する検病班（救護第1班）並びに避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う衛生班（救護第3班）を編成し、適切な感染症予防活動を実施する。

また、町のみでは対応が困難である場合、県（保健福祉部）に、応援の依頼を行なうとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

（1）検病調査、健康診断の実施

緊急度に応じて計画的に発病状況・健康調査を実施し、患者、保菌者の早期発見に努める。

また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行なう。

（2）消毒の実施

被災した井戸、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

ア 床上浸水家屋

各戸に消毒液を配布し、減水後直ちに、床、壁はクレゾール石鹼液で洗浄し、器物などは消毒を行い、便所の消毒については衛生を徹底し、通風を確保するなど、衛生上の指導を徹底する。

イ 床下浸水家屋

減水し乾燥後に消毒し、通風を確保したうえで、石灰を配布し撒布を指導する。

（3）飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

（4）予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみの駆除等について指導を行なう。

第16節 遺体の搜索、処理、埋葬活動

大規模災害による被災地の人心の安定を図るため、町は防災関係機関の相互連携により死者、行方不明者の搜索、処理、埋葬を速やかに行う。

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体（災害により行方不明の状態でも周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は町が警察、消防等の関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。

なお、町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行なうよう依頼する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

2 遺体の収容・処置

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ 遺体が多数の場合は公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

○那須町における遺体収容施設

旧田中小学校体育館、旧室野井小学校体育館、旧那須小学校体育館、旧芦野小学校体育館、旧伊王野小学校体育館

※閉校となっている学校施設の体育館

ウ 搜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

3 遺体の埋葬

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県（保健福祉部）の協力を得て応急仮設火葬場を設置する。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

4 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、町は、県（保健福祉部）、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

- ア 動物の被災状況等について情報を収集する。
- イ 被災動物の救助を行うと共に、必要に応じ搬送のうえ一時保護する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の搜索については、相談窓口を設置し、犬の登録管理台帳の活用等により、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

5 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。

(2) 実施方法

- ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。
 - (ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法での埋却又は焼却処理を行う。
 - (イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理を行う。

(3) 処理方法

ア 埋 却

死体を入れてなお地表まで1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼 却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第17節 障害物等除去活動

被災住民の生活の保護と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、町は県、道路等の管理者、防災関係機関と連携し、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物を除去する。

1 住居内障害物の除去

(1) 実施体制

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

(2) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

2 河川の障害物の除去

(1) 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

(2) 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

3 道路の障害物の除去

(1) 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

ア 車輛移動等の実施

道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
- 運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

イ 土地の一時使用等

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

(2) 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

5 除雪活動

(1) 家屋等の除雪活動

家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

(2) 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第18節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、町は被災地におけるがれき、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理する。

1 災害廃棄物・し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理

(1) 実施体制

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、庁内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で処理する。

町のみで対処できない場合は、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

(2) 排出量の推計

町は、災害による廃棄物等について、平時に把握した災害廃棄物等の発生見込量や被災地の戸数、避難者数等から、災害廃棄物等の排出量を推計し、その処理体制を整備する。

(3) 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報共有する。

(4) 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場からの仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

(5) 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況並びに災害時支援協定等を踏まえ、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(6) 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

(7) 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、町が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、町自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

2 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、町は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に対応する。

(1) 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

(2) 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬用車両には平積みダンプ等を使用する。

(3) 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。

腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

(4) 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

3 国庫補助制度の積極的活用

県は、被災市町等に対し、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金等）の積極的活用を促すとともに、災害報告書の作成、補助申請等に係る支援を行うことにより、適切な処理を図る。

第19節 文教対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、町は必要な措置を講じる。

1 実施体制

災害時における児童・生徒の安全確保及び応急時の教育は町が実施する。

2 応急措置

- (1) 校長等は状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に報告する。
- (3) 校長等は、災害時の状況により町教育委員会と連絡の上、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

3 応急時の教育施設の確保

- (1) 町教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次の表のような方法により、授業が長期的中断することのないよう、応急時の教育施設の予定場所選定について対策を立てる。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
全部の校舎が被害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、無災害の学校、公民館等公共施設等 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

4 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 町内に災害が発生した場合、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会に教員確保の要請を行う。

5 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町長に協力する。

6 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

7 文化財の保護

(1) 災害発生の措置（通報）

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに町または県教育委員会に報告する。

(2) 応急対策

文化財に災害が発生した場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

8 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれのある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

9 社会教育施設における応急対策

(1) 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は町教育委員会に報告する。

第20節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、町は関係機関と連携し、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、被害家屋の応急修理を行う。

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として町が行う。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

2 住宅等の一時供給

住宅の一時供給は、原則として既設の町営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

(1) 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- ア 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- イ 居住する住家がないこと
- ウ 自己の資力では住宅を確保することができないこと

(2) 供給する公営住宅等の確保

- ア 町は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。
- イ 町のみでは確保できない場合、県に県営住宅等の供給の要請を行う。

3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、災害救助法施行細則の定めるところによる。なお、供給にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

(1) 設置予定場所

- 町において決定するものとする。
- なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

(2) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

第21節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等町民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

1 道路施設対策

(1) 被害情報の収集

町は災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、所轄の警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

エ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、所管消防機関に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めるときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

3 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所ので安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

(ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(イ) 復旧資材、作業員の確保

(ウ) 技術者の確保

(エ) 復旧財源の措置

4 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)は、被害情報、停電に関する情報等の

把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合における各電力会社間の電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

町、消防機関は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)に対して送電の停止を要請する。同社は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二時災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

(ア) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(3) 広報

東京電力パワーグリッド(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ等も活用した情報提供を実施する。

第2.2節 広報活動

災害時において、住民及び観光客に迅速かつ的確な情報を提供し、町民生活の安心確保を図るため、県、防災関係機関と相互に連携して町民のニーズに対応した広報活動を行う。

1 広報活動内容

町は県、防災関係機関と連携し災害の規模、様態に応じて町民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利権を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する状況
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 住民・観光客に対する災害情報等の提供

住民及び観光客に対しては、生活の混乱を防止するため、関係機関と連携を図り、次の広報活動により災害情報や生活情報等をきめ細かに提供する。

- (1) 防災行政無線、町広報車、消防団車輛及び消防団員、自主防災組織等の人的ネットワーク等による広範囲で組織的な情報の提供
- (2) 避難場所等への公共掲示板の設置ポスターの掲示等による各種情報の周知
- (3) 災害情報等に関する広報紙、チラシ、びら等を作成・配布
- (4) 各種情報の新聞広告掲載
- (5) テレビ、ラジオを利用した定時放送
- (6) パソコン通信、インターネットを活用した情報提供

3 要配慮者等への配慮

町は、視覚障害者や外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、ボランティア等の協力を得て的確な情報提供を行う。

4 報道機関に対する情報の発表

災害対策本部で収集した災害情報及び会議で決定した災害応急対策の情報は、すみやかに各報道機関に発表する。

5 記録写真等の収集

町は災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保存する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第23節 自発的支援の受入

災害時において、救援救護活動、被災者の生活支援を効果的に進めるため町は、県及び関係機関と連携を図りボランティア活動を支援する。

1 災害時におけるボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 障害物の除去
- (8) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (9) 災害応急対策事務の補助
- (10) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

○町及び町社会福祉協議会の活動

町は、町地域防災計画に基づき、社会福祉協議会等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に運営できるよう被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど町民やボランティアへの周知を図る。

3 義援物資の受入・配分

(1) 義援物資の受入

町は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

また、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

町は、県と連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

町は、物資集積所に職員を派遣するとともに、必要に応じてボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

4 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。
(町、県、日本赤十字社栃木県支部、町及び県社会福祉協議会、義援金受付機関等)

(2) 義援金の受入

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に強い町土づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

1 基本方向の決定

(1) 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

県及び町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

2 計画的復興の推進

(1) 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県をはじめとした関係機関と連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

(2) 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、県は国の復興基本方針に則して都道府県復興方針を、町にあっては、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

(3) 都市復興計画

県及び町による都市復興計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

(ア) 河川の治水安全度の向上

(イ) 土砂災害に対する安全性の確保

(ウ) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備

(エ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(オ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(カ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 新たなまちづくりの展望、作成の手続き、スケジュール、被災者側への様々な選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うこと。

第2節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

1 被災者のための相談、支援

町及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

2 罹災証明書の発行

町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町税の特例措置

町は、災害の状況に応じて、法令、条例の規定に基づき町税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県（農政部）は町に対し基準の範囲で、次の助成を行う。

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%	1/2以内
	果樹 桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%	
	果樹 桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
被害果実の選果等作業費補助	果 樹	30%以上	1/2以内
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助金	農作物、きのこと類に係る農作物育成管理用施設等	70%以上	

5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

(1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、崖崩れ、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害

ウ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害

エ 県内のいずれかの市町において、ア又はイに規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

オ 本県に隣接する都道府県で、ウ又はエに規定する被害が発生している場合で、アからウに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る）

カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

(2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

ア 居住する住宅が全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 居住する住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

（単位：万円）

	世帯人員	合計支給限度額	基礎支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊、解体、長期避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50

大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50
中規模半壊	単数	75	—	75	37.5	18.75
	複数	100	—	100	50	25

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

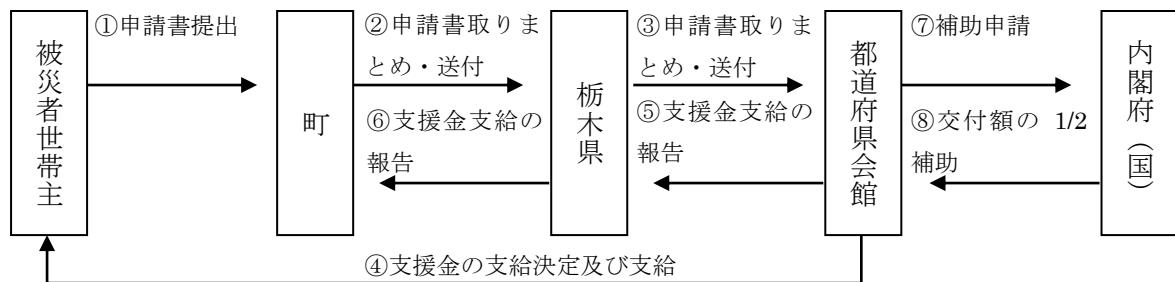
※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

(4) 支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県（危機管理防災局）に提出する。県（危機管理防災局）は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

○支援金支給事務手続



6 那須町被災者再建支援制度

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害を対象とし、同法と同一の支援金を被災世帯に支給する。

○支援金支給事務手続



資料4-1 那須町被災者生活再建支援金支給要綱

7 融資・貸付・その他資金等の支援

町及び県（県民生活部、環境森林部、保健福祉部、産業労働観光部、農政部、県土整備部）は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。

○融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対 象 者	町相談窓口	県担当課
支給	災害弔意金	災害により死亡した者の遺族	保健福祉課	危機管理課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	保健福祉課	危機管理課
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	保健福祉課	危機管理課
	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	保健福祉課 町社会福祉協議会	保健福祉課
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	観光商工課	労働政策課
	中小企業融資	災害により被害を受けた中 小企業者	観光商工課	経営支援課
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	ふるさと定住課	住 宅 課
貸付	災害条例資金制度 （災害経営資金） （施設復旧資金） （家畜再生産資金）	災害条例の適用町長の認定を受けた被害農漁業者	農林振興課 農業協同組合等	経済流通課
	農業近代化資金 （災害復旧支援資金）	町長の認定を受けた被害農業者	農林振興課 農業協同組合等	経済流通課
	災害により被害を受けた中小企業向け融資 ・国民生活事業「災害貸付」 ・中小企業事業「災害普及貸付」	町長の認定を受けた被害農林漁業者	農林振興課	経済流通課
補助金	土砂災害による土砂撤去事業費補助金	被災土地所有者又は被災宅地、住居等の所有者で町内に住民票を有する者	総務課	—

- 資料4—2 那須町災害弔慰金の支給等に関する条例
- 資料4—3 那須町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 資料4—4 那須町被災者義援金配分委員会設置要綱
- 資料4—5 那須町災害見舞金支給要綱
- 資料4—6 那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付要綱
- 資料4—7 那須町土砂災害による土砂撤去事業費補助金交付要綱

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、町は県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査・把握し、早期に復旧事業を実施する。

1 迅速な原状復旧

町は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁	県 担 当 課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1) 河川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設 (5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道 路 (7) 下水道 (8) 公 園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 都市整備課・河川課 都市整備課・河川課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地整備課 林業木材産業課・森林整備課 環境森林部・農政部

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁	県担当課
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚災害法） (3) 公立社会教育施設（激甚災害法） (4) 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	施設課 文書学事課・こども政策課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化財課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 健康増進課 感染症対策課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 こども政策課 高齢対策課 障害福祉課
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	資源循環推進課
7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省	医療政策課 医療政策課
8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	生活衛生課
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） (1) 街路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	住宅課 住宅課 住宅課
11 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特） (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課
12 その他の災害復旧事業等 (1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 (3) その他の復旧作業	国土交通省 " (関係省庁)	交通政策課 (各事業所管課) (関係課)

3 災害復旧事業実施方針

(1) 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

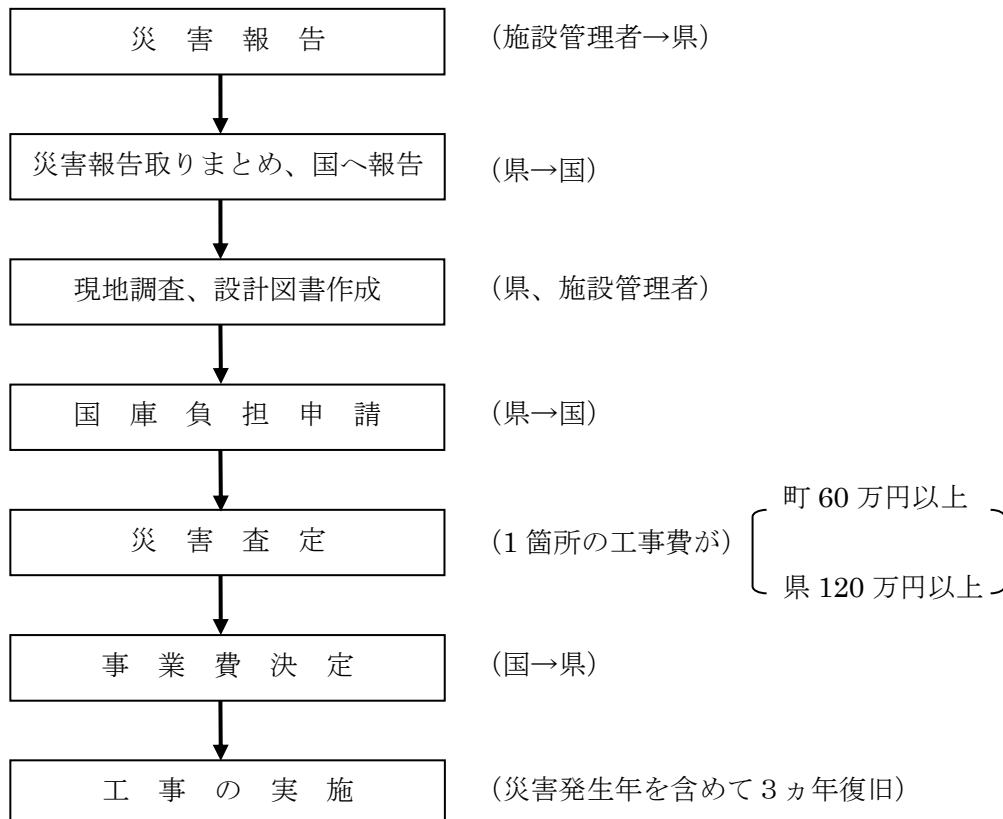
(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

4 災害復旧事業事務手続き

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続きは次のとおりである。

○公共土木施設災害復旧事業事務手続



5 激甚災害の指定に関する計画

(1) 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

(2) 激甚災害に関する調査

ア 県（各部）は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害（本激）、局地激甚災害（局激）の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部署で必要な調査を実施する

イ 県の関係各部署は、激甚法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

ウ 町は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

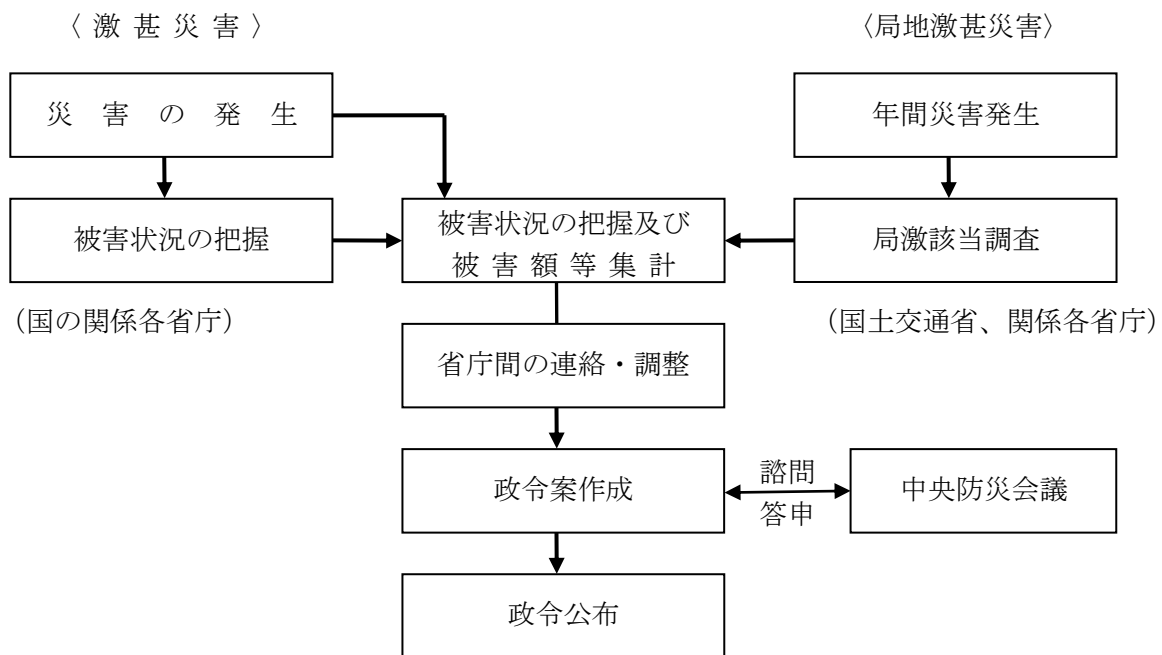
(3) 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けべきと判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

(4) 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

○激甚災害指定手順



(注) 局地激甚災害は、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年（1月～2月頃）手続きを行う。

6 適用措置と指定基準

(1) 激甚災害

適用措置	指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>[B基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>1 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 2.5%</p> <p>2 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5%</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>[B基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>1 都道府県の事業費査定見込額 > 都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4%</p> <p>2 都道府県の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例 〈法第6条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得額 × 1.5% で 激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第8条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>[A基準] 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>[B基準] 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>

適用措置	指 定 基 準
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準] 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） ＞当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね5%</p> <p>[B基準] 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.5%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60%</p> <p>2 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0%</p>
<p>中小企業信用保険による災害関係保証の特例 〈法第12条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準] 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率で推計した額）×0.2%</p> <p>[B基準] 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>2 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置を講じることがある。</p>
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈法第16条〉</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈法第17条〉</p> <p>市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 〈法第19条〉</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

適用措置	指 定 基 準
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (法第22条)	次のいずれかに該当する災害 [A基準] 滅失住宅戸数>4,000戸以上 [B基準] 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある 1 被災地全域の滅失住宅戸数>2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

(2) 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第3条、第4条)	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×50% (査定事業額が1000万円未満のものを除く。) 2 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×20% 3 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60% ただし、1～3に該当する市町村ごとの査定事業額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 4 1～3の公共施設災害復旧事業費等の事業費の査定見込額からみて1～3に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)

適用措置	指 定 基 準
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (法第6条)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1000円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5000万円未満である場合を除く。</p> <p>2 1の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて1に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 (法第11条の2)</p>	<p>林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ) >当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5倍</p> <p>ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。</p> <p>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>1 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村</p> <p>2 その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積> 当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る)×おおむね25%</p>
<p>中小企業信用保険による災害関係保証の特例 (法第12条)</p>	<p>中小企業被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1000万円未満の場合を除く)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額が概ね5000万円未満の場合は除かれる。</p>
<p>小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 (法第24条)</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>

火災災害対策編

第1章 災害予防

第1節 町民等の防災活動の促進

町民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

1 火災予防対策の推進

(1) 地域住民に対する指導

町、消防本部、消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、災害における火災の防止と消火の徹底を図る。

(2) 防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

(3) 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法」（昭和23年法律第186号）等防火に関する規定に基づき建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人数に応じた適正な設置をするよう指導を行う。

(4) 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法の規定に基づき、山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、町内の消防対象物の状況を常に把握するとともに、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

(5) 入山者等への防火意識の啓発

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、消防本部及び町は、県と連携して林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の高揚を図るための啓発を実施する。

(6) 防災知識の普及啓発推進

消防本部は、春季（3月1日～7日）・秋季（11月9日～15日）の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火チラシの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や町民が防火について正しい知識と技術を身につけられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

また、県と連携して、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）の啓発活動等により、林野火災防止の意識高揚を図る。

2 地域防災力の強化

(1) 自主防災組織の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節2に準ずる。

(2) 婦人防火クラブ等の育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節5に準ずる。

3 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節4に準ずる。

4 人的ネットワークづくりの推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節7に準ずる。

5 企業、事業所等の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節3に準ずる。

第2節 火災に強い町づくり

火災に強いまちづくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

1 火災に強いまちづくり

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第6節1に準ずる。

2 火災に強い都市構造の形成

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第6節2に準ずる。

3 火災延焼防止のための緑地整備

町は、避難場所として利用される公共施設及び学校等緑化に関しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

4 野外堆積物対策

消防本部は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県及び町等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

5 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

町及び県は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置推進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

6 火災に対する建築物等の安全化

(1) 消防用設備等の設置と適切な維持管理

消防本部、県及び事業者は多数の人が出入りする事務所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建物火災安全対策の充実

消防本部、県及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い建物構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

(3) 一般住宅の火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正（平成18年6月1日施行）され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、消防本部は、火災警報器の設置及び維持管理に関する条例を設け、町と連携して火災警報器の設置促進を図る。

(4) 文化財等の安全対策の促進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第19節7に準ずる。

第3節 応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、町と県消防防災ヘリ・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備

(1) 火災警報発令等情報の収集

町及び消防本部は、宇都宮地方気象台が発表する火災気象通報等の情報を適時・的確に把握し、火災警報を発表するなど大規模な火事災害防止に努める。

(2) 情報の収集・伝達

ア 町、消防本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 町、消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

ウ 町、消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

町、消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(4) 多様な情報収集体制の整備

町は、民間企業、報道機関、町民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(5) 通信確保対策

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡可能な通信機器の整備を促進する。

2 防災関係機関との連携

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、町、県、消防本部及びその他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

(2) 町及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

(3) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

3 消防力の強化

(1) 消防組織の充実強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第14節1に準ずる。

(2) 消防施設等の整備充実

町は、「消防力の整備指針」等により、消防施設等の整備を計画的に推進し、消防・救急・救助体制の充実を図る。

(3) 消防水利の確保・整備

町は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

ア 大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利の確保に努める。

(ア) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(イ) 耐震性貯水槽・防火水槽等の整備

町及び県は、庁舎等の災害活動拠点、公立学校等の公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

(ウ) 河川水の緊急利用

本町を流れる小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

イ 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

ウ 町及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

(4) 消防用資機材等の整備

町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。また、災害現場での消防団員の活動時の安全を確保するための装備の充実を図る。

(5) 空中消火活動拠点の確保

町及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となるヘリコプターの緊急離着陸場の確保に努める。

4 救急・救助車両・資機材等の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第14節2に準ずる。

5 医療機関との連携強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第14節4に準ずる。

6 避難収容活動への備え

町は、都市公園、河川敷、学校等公共施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火災を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底に努める。

7 関係機関の防災訓練の実施

町は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関と相互に連携して実施する。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

火災（大規模火災・林野火災）が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

1 町の活動体制

(1) 災害警戒本部の設置

大規模な火災が発生した場合、町は災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- ア 火災に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 関係課等へ通報
- エ 町長等への報告
- オ 災害情報に関する広報
- カ 災害応急活動の実施・調整
- キ 災害対策本部設置の検討

(2) 災害対策本部の設置

火災による被害が拡大した場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

○火災における配備体制

配備の種類	災害の様態	体制	対応
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者及び避難の必要が発生するおそれのある場合	大規模火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	災害警戒本部を設置し、総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、生涯学習課、保健福祉課職員は、災害応急対策を実施する。
非常体制	大規模な火災により多数の死傷者及び避難の必要が発生した場合	全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	災害対策本部が設置され、全職員が登庁し、災害応急対策を実施する。

2 休日または勤務時間外の体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節2に準ずる。

第2節 災害対策本部の運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章 第2節に準ずる。

第3節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や町民の避難等に必要な情報伝達を行う。

1 大規模火災

(1) 町及び消防本部の情報収集・伝達

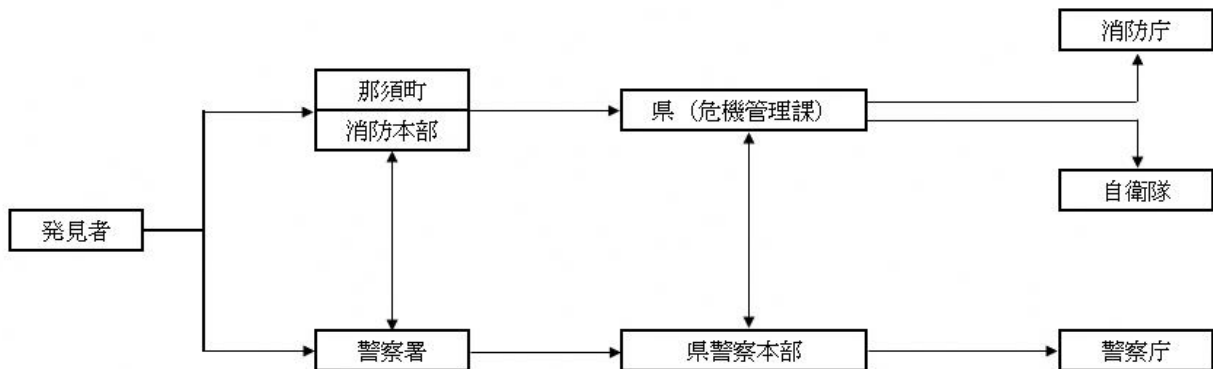
町及び消防本部は、大規模火災発生により、町内で栃木県火災・災害等速報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



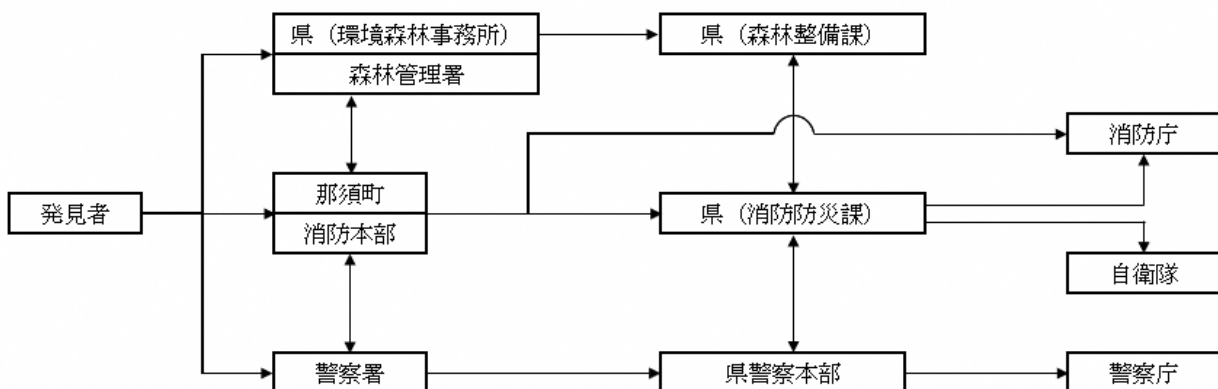
2 林野火災

(1) 町及び消防本部の情報収集・伝達

本節1. (1)に準ずる。

(2) 情報収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第3節4に準ずる。

第4節 災害救助法の適用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第5節に準ずる。

第5節 消火活動及び救助・救急活動

火災が発生した場合に被害を軽減するため、消防機関は町民等の協力のもと、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してより的確で効果的な対策を実施する。

1 消防関係機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携のもと、「警防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携のうえ、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

イ 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

ウ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

エ 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携のうえ、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

(2) 消防団の活動

「警防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、町民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

2 町及び県の活動

(1) 消防相互応援・広域応援等の要請

消防相互応援等の要請については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節4に準ずる。

自衛隊の災害派遣要請については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第7節5に準ずる。

3 大規模火災対策

(1) 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

(2) 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

4 林野火災対策

(1) 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプ自動車による消火活動のほか、背負い式水のうち等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 現地指揮本部の設置

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を設置し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

(3) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

(4) 空中消火活動の実施

町及び消防本部は、県と十分協議のうえ、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第6節 避難対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、町及び消防機関等関係機関と連携して、町民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

1 避難指示

(1) 実施体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節1(1)に準ずる。

(2) 避難指示の発令

災害に係る避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。

知事は、町長に対し、避難指示の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき

イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき

ウ その他特に必要があると認められるとき

(3) 避難指示の内容

避難の指示をする際は、次の事項を明示して避難の指示を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

2 警戒区域の設定

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節2に準ずる。

3 避難指示等の周知・誘導

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節3に準ずる。

4 避難所の開設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節4に準ずる。

5 避難所の運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節5に準ずる。

6 要配慮者への日常生活の支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節6に準ずる。

7 こころのケア対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節7に準ずる。

8 避難所外避難者への支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節8に準ずる。

9 帰宅困難者対策

震災対策編第1章第11節1に準ずる。

10 町民の広域避難等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節10に準ずる。

11 県外避難者の受入れ

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節11に準ずる。

12 被災者台帳の作成

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節12に準ずる。

第7節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、町民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

町及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第8節 広報対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章 第22節に準ずる。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興

火災により被災した公共施設や林野等の原状回復を図るため、県及び関係機関と連携して、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

1 施設の復旧

町は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力してあらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

なお、復旧事業の実施にあたっては、町民等に対して、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努める。

2 林野の荒廃の復旧

町は、県及び関係機関と連携して林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意し、二次災害の防止に努める。

震災対策編

第1章 災害予防

第1節 防災意識の高揚

災害発生時において、町全体が協力して円滑かつ効果的に災害対策活動が行われるよう、防災上重要な管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

1 町民に対する防災意識の高揚

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第1節1に準ずる。

2 防災知識の普及啓発推進

(1) 普及啓発活動

ア 町民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページの「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、総務省消防庁ホームページの「地震に自信を」を活用する。

ウ 主な普及啓発活動

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第1節2（1）アに準ずる。

エ 消防団員等による巡回指導

町は消防団員等による地域の巡回を促進するとともに、家具の固定、避難口等の点検、避難場所の周知、地震発生の対応時の指導を行い、防災知識の普及を図る。

オ 効果的な防災情報の提供

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第1節2（1）ウに準ずる。

(2) 啓発強化期間

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第1節2（2）に準ずる。

3 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第1節3に準ずる。

4 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第1節4に準ずる。

5 職員に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第1節5に準ずる。

6 防災に関する調査研究

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第1節6に準ずる。

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第1節7に準ずる。

8 言い伝えや教訓の継承

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第1節8に準ずる。

9 職員向け災害救助法の研修の実施

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第1節9に準ずる。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助・互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

1 町民個人の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節1に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

○町民個人が行う主な災害対策

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 震度、マグニチュード等の知識
- イ 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

2 自主防災組織の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節2に準ずる。

3 企業、事業所等の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節3に準ずる。

4 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節4に準ずる。

5 婦人防火クラブ等の育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節5に準ずる。

6 災害関係ボランティアの環境整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節6に準ずる。

7 人的ネットワークづくりの推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節7に準ずる。

8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第2節8に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

1 消防訓練

町は、消防本部と協力し、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

その他水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第3節に準ずる。

なお、震災対策の総合防災訓練には、消火訓練を追加する。

第4節 避難行動要支援者対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第4節に準ずる。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第5節に準ずる。

第6節 震災に強い町づくり

震災に強い町づくりを行うため町は、国、県等の都市整備に関する各種機関と協力して、道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤としての公共施設整備を推進し、総合的な施策を展開する。

1 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第6節1（1）に準ずる。

2 都市計画マスタープランの推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第6節1（2）に準ずる。

また、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第6節3に準ずる。

4 火災延焼防止のための緑地整備

火災災害対策編第1章第2節3に準ずる。

5 再生可能エネルギーの利活用促進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第6節4に準ずる。

6 臨時ヘリポートの整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第6節6に準ずる。

第7節 土砂災害・山地災害予防対策

大規模な地震を誘因とした土砂災害から町民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令に基づき計画的な災害予防対策を実施する。

1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第7節2に準ずる。

2 宅地造成地災害防止対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第7節3に準ずる。なお、「豪雨・長雨等」は「地震」と読み替える。

また、震災対策においては、次の事項を追加する。

(1) 大規模盛土造成地

県は、公表した大規模盛土造成地について、町と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組みを実施するとともに、災害防止に努める。

3 被災宅地危険度判定制度の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第7節4に準ずる。

4 地すべり防止対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第7節5に準ずる。

5 山地災害防止対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第7節6に準ずる。

6 急傾斜地崩壊対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第7節7に準ずる。

7 土石流防止対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第7節8に準ずる。

8 盛土等による災害防止に向けた対応

県は、危険な盛土等が確認された場合には、各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

9 軟弱地盤対策

県、町及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

(1) 宅地造成に係る液状化対策について

県は、町が実施する液状化マップの作成・公表に向けた取組みが円滑に進められるよう支援を行う。

第8節 農林業関係災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第10節に準ずる。

第9節 地震情報収集体制

地震発生時において震度情報を確実に収集し、早期の対策に役立てるため、町は地震情報収集設備の維持管理に努める。

1 宇都宮地方気象台の観測及び情報伝達

宇都宮地方気象台は、気象庁が設置している計測震度計に対し、適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行うこととなっている。

また、県及び関係機関に地震情報を迅速かつ的確に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努めることとなっている。

○気象庁が発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測し	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。

情報の種類	発表基準	内 容
	た場合。	
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

○気象庁が発表する緊急地震速報の種類

区分	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 震度情報ネットワークの管理

町は、県が、県内各地の震度情報（検出時刻、計測震度、震度階級、最大加速度等）をリアルタイムに把握し、その情報を基に被害が予想される地域、規模等の推定を行うことにより、早期の応急対策を実施する体制を確立するため、平成8年度に庁舎内（1階）に整備した「栃木県震度情報ネットワークシステム」の適切な維持管理について必要な協力を行う。

第10節 情報通信・放送網の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第12節に準ずる。

第11節 避難体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第13節に準ずる。

また、震災対策においては、東日本大震災の経験を踏まえるほか、次の事項を併せて実施する。

1 帰宅困難者対策

(1) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県、県警察、町、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、県主宰の「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

(2) 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

ア 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

(ア) 従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保

(イ) 従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保

(ウ) 従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言版等の家族等との安否確認手段の周知

イ 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

ウ 町民等への周知

町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を町民へ周知するとともに、企業等への啓発を図る。

(3) 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、町所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設も指定するよう努める。

町は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

(4) 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。

第12節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害未然防止・被害軽減のため、町は消防機関と連携して火災予防の徹底に努める。

また、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、町は平常時から消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

1 火災予防の徹底

(1) 地域住民に対する指導

火災災害対策編第1章第1節1(1)に準ずる。

また、町及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織「婦人防火クラブ」、「幼少年消防クラブ」の育成、指導を強化する。

(2) 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、県、消防本部、婦人防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

(3) 防火管理者の育成

火災災害対策編第1章第1節1(2)に準ずる。

2 消防力の整備強化

火災災害対策編第1章第3節3に準ずる。

3 関係機関の防災訓練の実施

火災災害対策編第1章第3節7に準ずる。

4 救急・救助車両・資機材等の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第14節2に準ずる。

5 地域防災力の向上

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第14節3に準ずる。

6 医療機関との連携強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第14節4に準ずる。

7 避難収容活動への備え

火災災害対策編第1章第3節6に準ずる。

8 応援受入・連携体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第14節5に準ずる。

第13節 医療救護・防疫体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編・第1章第15節に準ずる。

第14節 防災拠点の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第16節に準ずる。

第15節 建築物災害予防対策

震災時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を講じる。

1 民間建築物の耐震性の強化

(1) 耐震診断、耐震改修の促進指導

町及び県（県土整備部）は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、県耐震改修促進計画により策定された既存建築物の耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、特定行政庁と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

(2) 耐震性に関する知識の普及

町及び県（県土整備部）は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

2 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または、避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

(1) 役場庁舎等の整備

町は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う本庁舎等について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

町教育委員会は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建設された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他重要な防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 町営住宅

町は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、新耐震基準導入前に建設された町営住宅の耐震性を調査・診断し、必要に応じて補修、補強を行う。

3 一般建築物への予防対策

(1) ブロック塀等の倒壊防止

町は、県と連携し、ブロック塀等の倒壊防止のため、町民に対して十分な啓発活動を行い、安全対策を推進する。

(2) 窓ガラス等の落下防止

町は、県と連携し、地震による落下物からの危害を防止するため、商店街における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下防止対策について、町民に対し啓発活動を行う。

(3) 家具転落防止

町は一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転落や棚上げ物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、町民に対し家具等の安全対策の普及啓発を図る。

4 震災建築物応急危険度判定体制の整備

町は、余震等による二次災害に対する安全性を確保するため、県と連携し、地震により被災した建築物について応急危険度判定を実施する体制の整備に努める。

資料2-22 那須町震災建築物応急危険度判定要綱

5 石綿含有建材使用建築物への予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第17節4に準ずる。

第16節 公共施設等災害予防対策

道路、上・下水道等の公共施設は、災害時における応急対策活動の実施や町民生活の安定に重要な役割を果たすため、震災時においてもその機能が確保できるよう公共施設の管理者は、耐震性を強化した施設整備に努める。

1 道路施設

(1) 道路の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第18節1(1)に準ずる。

(2) 橋りょうの整備

道路施設のうち橋りょうは被災を受けた場合において交通に重要な影響を与えるため、東日本大震災の教訓に基づいた「道路橋仕方書V耐震設計編」(平成24年3月)の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、既設橋りょうについても、震災点検結果等に基づき、補強等の対策が必要な橋りょうについては、緊急性の高い橋りょうから順次対策を実施する。

2 上水道施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第18節2に準ずる。

3 下水道施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第18節3に準ずる。

第17節 文教対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第19節に準ずる。

第18節 防災関係機関相互応援・受援体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第20節に準ずる。

第19節 孤立集落災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第21節に準ずる。

第20節 災害廃棄物等の処理体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第1章第22節に準ずる。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

町に大規模な地震が発生した場合、被災者の救出・救護等を迅速かつ的確に実施するため、町は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携した応急活動体制を確立する。

1 町の活動体制

災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害対策を迅速かつ的確に進めるべき必要な職員の活動体制を確立するとともに、災害の種類、内容等により次の配置をとる。

(1) 注意体制（震度4の地震発生）

震度4の地震が発生した場合は、総務課職員（防災担当）は自宅待機とする。

なお、総務課長から指示があった場合は、総務課職員（防災担当）は直ちに登庁し、注意体制として被害状況の収集等、次の措置を講じる。

- ア 地震に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 必要に応じて関係課等への通報
- エ 必要に応じて町長等への連絡

(2) 災害警戒本部の設置（警戒体制）（震度5弱・強または最大長周期地震動階級3の地震発生）

震度5（弱・強）の地震が発生した場合に、町は災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を自動的に設置し、次の災害対策業務を実施する。

- ア 地震に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 関係課等への通報
- エ 町長等への報告
- オ 災害情報に関する広報
- カ 災害応急活動の実施・調整
- キ 災害対策本部設置の検討

資料3-1 那須町災害警戒本部設置要綱

(3) 災害対策本部の設置（非常体制）（震度6弱以上または最大長周期地震動階級4の地震発生）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

資料3-2 那須町災害対策本部条例

○地震における配備体制

震度等	配備の種類	災害の様態	体制	対応
震度4	注意体制	小規模の災害の発生のおそれがある場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う	自宅待機。 総務課長から指示があった場合には、総務

震度等	配備の種類	災害の様態	体制	対応
				課職員は直ちに登庁し、被害情報の収集にあたる
震度5弱・強 または最大長周期地震動階級3	警戒体制	災害発生のおそれがある場合又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。	総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、生涯学習課、保健福祉課職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
震度6弱以上または最大長周期地震動階級4	非常体制	災害が拡大し、大規模な災害となるおそれがある場合又は大規模な災害が発生した場合。	災害対策本部が自動的に設置され、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が登庁し、災害応急対策を実施

(注) 震度5弱・強の場合、被害の状況によっては警戒体制から非常体制へ移行する。

2 職員の動員

地震発生時において、配備体制の区分に従い、総務課長が次の参集基準で連絡することとする。

○震度参集基準

震度 1	自宅待機
震度 2～3	〃
震度 4	自宅待機。 総務課長から指示があった場合、総務課職員登庁 (総務課長→総務課職員)
震度5弱・強または最大長周期地震動階級3	総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、生涯学習課、保健福祉課職員登庁 (総務課長→関係課長→関係課職員)
震度6弱または最大長周期地震動階級4	全職員登庁 (総務課長→全課(局)長→全課(局)職員または自ら登庁)

3 休日又は勤務時間外の体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節2に準ずる。

第2節 災害対策本部の運営

災害対策本部（本部長・町長）は総括する事務局を総務課に置き全ての指揮命令は総務部で行う。また、災害対策基本法第24条の規定に基づき、政府の非常災害対策本部が設置されたとき、及び県の現地災害対策本部が設置されたときは、お互いの情報交換を密にし、連携をとりながら迅速かつ最善の対策を行う。

1 災害対策本部の設置

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節1に準ずる。ただし、震災対策における「災害対策本部の設置基準」は次のとおりとする。

ア 震度6弱以上または最大長周期地震動階級4の地震が発生したとき（自動的に設置）

イ 大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

ウ 町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合で町長が必要と認めるとき

2 関係機関への通報

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節2に準ずる。

3 災害対策本部の組織

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節3に準ずる。

4 災害対策本部の運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節4に準ずる。

5 指揮命令系統

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節5に準ずる。

6 業務継続計画

町は、大規模な地震により職員等も被災し、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況下において、応急業務等を実施するとともに、中断することができない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定して、優先的に取り組む業務（非常時優先業務）を選定し、必要な人員や資源の確保策等をあらかじめ検討・準備する。

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとする。

7 業務継続性の確保

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節6に準ずる。

第3節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第3節に準ずる。

第4節 災害救助法の適用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第5節に準ずる。

第5節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため町は県、防災関係機関と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実行、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

更に、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

1 避難指示

(1) 実施体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節1(1)に準ずる。

(2) 避難指示の発令

災害に係る避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。

知事は、町長に対し、避難指示の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき

イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき

ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

エ 工作物等の倒壊の危険があるとき

オ その他特に必要があると認められるとき

(3) 避難指示の内容

避難の指示をする際は、次の事項を明示して避難の指示を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

2 警戒区域の設定

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節2に準ずる。

3 避難指示等の周知・誘導

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節3に準ずる。

4 避難所の開設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節4に準ずる。

5 避難所の運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節5に準ずる。

6 要配慮者への日常生活の支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節6に準ずる。

7 こころのケア対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節7に準ずる。

8 避難所外避難者への支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節8に準ずる。

9 帰宅困難者対策

震災対策編第1章第11節1に準ずる。

10 町民の広域避難等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節10に準ずる。

11 県外避難者の受入れ

(1) 初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として避難所を開設する等、その受入れに努める。

県は、住民の被災状況を考慮して、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

ア 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図ったうえで、町と調整のうえ、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

イ 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

町は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

ウ 避難所の運営

町は、原則として県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

エ 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

(ア) テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

(イ) 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

(ウ) 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

(エ) 県外広域避難所に関する情報提供

(オ) その他必要と認められる措置

オ 避難環境の整備

県は、災害時の状況に応じて、町及び関係機関と調整のうえで、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

(ア) 県営住宅、町営住宅

(イ) ホテル、旅館等

(ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）

(エ) 雇用促進住宅その他国有施設

(2) 避難者の支援

ア 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

イ 県外避難者への総合的な支援

県及び町は、自主防災組織、自治会、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努める。

ウ 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

エ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

町は県（県民生活部）と連携して、社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

12 被災者台帳の作成

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節12に準ずる。

第6節 相互応援協力・派遣要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第7節に準ずる。

第7節 救急・救助及び消火活動

災害が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、町は地域住民、自主防災組織、消防防災関係機関と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

1 住民及び自主防災組織の活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節1に準ずる。

(1) 消火活動

ア 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクのもとバルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 火災が発生した家庭の措置

- a 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- b 消防機関に通報する。
- c 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

(イ) 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関（消防署、消防団）が到着したときは消防機関の指示に従う。

2 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 防火管理者等の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。
- イ 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

3 町、消防機関の活動

(1) 救急、救助活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節2に準ずる。

(2) 消火活動

ア 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信施設及び消防水利の活用可能状況

イ 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

- (ア) 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- (イ) 多数の延焼火災が発生している地区については、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行う。
- (ウ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれがある地区は、火災警戒区域を設定し、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (オ) 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

4 栃木県消防防災ヘリコプターの運航要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節3に準ずる。

5 消防相互応援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節4に準ずる。

6 緊急消防援助隊

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節5に準ずる。

7 消防本部、警察、自衛隊との連携強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節6に準ずる。

第8節 医療救護活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第9節に準ずる。

第9節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を講じる。

1 水害の二次災害防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第4節1及び2に準ずる。

2 土砂災害の拡大防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第4節3に準ずる。

3 建築物・構造物の倒壊防止

(1) 点検の実施

町は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険程度の判定、表示等を行う震災建築物応急危険度判定を実施する。

(2) 二次災害防止

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

4 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第4節6に準ずる。

第10節 緊急輸送活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第10節に準ずる。

第11節 食料の調達・供給活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第11節に準ずる。

第12節 給水活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節に準ずる。

第13節 生活必需品等の供給

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節に準ずる。

第14節 農林業関係対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第14節に準ずる。

第15節 保健衛生活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第15節に準じる。

第16節 遺体の搜索、処理、埋葬活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第16節に準じる。

第17節 障害物等除去活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第17節に準じる。

第18節 廃棄物処理活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第18節に準ずる。

第19節 文教対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第19節に準ずる。

第20節 住宅応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第20節に準ずる。

第21節 公共施設等応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第21節に準ずる。

第22節 広報活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第22節に準ずる。

第23節 自発的支援の受入

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第23節に準ずる。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節に準ずる。

第2節 民生の安定化対策及び公共施設復旧対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節及び第3節に準ずる。
また、震災対策においては、次の事項を追加する。

1 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、県、町等は、その制度の普及促進に努める。

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定時期

那須町・・・令和4年10月3日内閣府告示第99号

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務の大綱

総論第2節2に準ずる。

第2節 地震発生時の応急対策

1 活動体制の確立

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は、当該地震と判断されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、震災対策編第2章第1節に準じ活動体制を確立する。

2 災害対策本部の運営

震災対策編第2章第2節に準ずる。

3 情報の収集・伝達及び通信確保対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第3節に準ずる。

4 避難対策

震災対策編第2章第5節に準ずる。

5 相互応援協力・派遣要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第7節に準ずる。

6 救急、救助及び消火活動

震災対策編第2章第7節に準ずる。

7 医療救護活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第9節に準ずる。

8 二次災害の防止

震災対策編第2章第9節に準ずる。

9 緊急輸送活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第10節に準ずる。

10 物資調達

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第11節・12節・13節に準ずる。

11 保健衛生活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第15節に準ずる。

12 遺体の捜索、処理、埋葬活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第16節に準ずる。

13 障害物等除去活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第17節に準ずる。

14 廃棄物処理活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第18節に準ずる。

15 施設の緊急点検・巡視

町は、防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定している施設の緊急点検・巡視等を実施し、被害状況等の収集把握に努める。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

震災対策編第1章第15節及び第16節に準ずる。

なお、施設等の整備にあたっては、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第4節 防災訓練計画

震災対策編第1章第3節に準ずる。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 町職員に対する教育

町は、平時から地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項における職員向けの研修会を開催する等必要な防災教育を行う。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (6) 地震対策として今後取り組む必要がある課題

2 住民に対する教育・広報

町は、住民一人ひとりが正しい知識と技術を身につけられるようパンフレットやチラシの配布等により、次の事項における教育・広報を実施する。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 住民等自らが実施し得る生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (10) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

火山災害対策編

第1章 災害予防対策

第1節 防災意識の高揚

災害発生時において、町全体が協力して円滑かつ効果的に災害対策活動が行われるよう、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努める。

また、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

1 町民に対する防災意識の高揚

自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、噴火発生時には、長期の避難生活等が予想されることから、近隣の要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、町、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は町民に対し自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識及び火山に関する知識の普及啓発の推進

町は防災週間や防災関連行事等を通じ、町民、観光客、登山者等に対し火山災害の危険性を周知するとともに、その危険性だけではなく恩恵をもたらすことも理解しながら、火山を適切に恐れ、災害に備えるための正しい知識と技術を身につけられるよう、ビジターセンター等の案内施設や観光施設、関係事業者と連携して防災知識及び火山に関する知識の普及啓発を推進する。

(1) 普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第1節2(1)アに準ずる。

イ 火山防災マップ等による普及啓発活動

町は、那須岳火山防災マップ及びハンドブックを防災関係機関と連携して、町民のみならず別荘利用者、観光客、登山者等に広く配布し、火山災害対策に関する知識の普及啓発に努める。

ウ 効果的な防災情報の提供

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第1節2(1)ウに準ずる。

(2) 普及すべき防災知識・技術及び火山に関する知識

ア 那須岳の成り立ちや歴史、文化

イ 那須岳の火山活動状況

ウ 火山災害発生時の心得

エ 避難経路、避難場所、避難手段

オ 火山災害に関する知識（火山活動による直接的災害、二次的現象、噴火等発生の前兆現象）

カ 応急・救護方法

キ 家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検）

ク 気象庁の発表する火山情報の種類

ケ 要配慮者に対する対応

コ 消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性

サ 避難生活時の心得 等

(3) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、二次的災害防止に関する総合的な知識の普及啓発に努める。

ア 防災週間（8月30日から9月5日）

イ 防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）

（4）防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第1節7に準ずる。

3 防災に関する教育

（1）職員に対する防災意識啓発

町長は、職員に対して火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

（2）地域住民の防災知識

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第1節5（2）に準ずる。

（3）児童・生徒に対する防災教育

児童、生徒等に対しては、学校教育やその他学習会の中で、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどの火山防災の知識を普及させ、火山災害に対する教育の推進を図る。また、火山災害時は長期の避難が予想され、地域住民同士で助け合うことが必要になるため、ボランティア活動を通して、自助と共助の必要性を学び、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

4 地域防災の充実・ボランティア連携強化

（1）自主防災組織の育成強化

町は、水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第2節2に準じて、噴火警報時等の円滑な避難に資する自主防災組織の育成、強化を図る。

（2）消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第2節4に準ずる。

（3）災害ボランティアの環境整備

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第2節6（1）に準ずる。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第2節8に準ずる。

6 企業防災の促進

（1）避難確保計画

那須町地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表及び当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

町は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

資料2—20 町内施設における避難促進施設の指定状況（火山警戒区域）

（2）事業継続計画（BCP）

水害・台風、竜巻等風害雪害対策編第1章第2節3に準ずる。

第2節 火山災害に強い町づくり

那須岳の火山活動は、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、町民の生命・財産を守るため、火山災害に強い町づくりを進める。

1 火山観測体制の整備

(1) 気象庁及び関係研究機関等による観測体制整備

気象庁は、関係研究機関等による協力の下、那須岳の火山観測を行い、その成果を住民、登山者等及び関係機関に周知し、火山災害の予防に資する。また、必要に応じて、観測点の増設、観測頻度の増加、観測機器の高度化に努め、火山観測体制の充実強化を図る。

(2) 火山観測の種類

観測の種類		那 須 岳
常 時 観 測	火山性震動観測	地震計による観測
	表面現象の観測	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視カメラによる観測 ・ 空振計により、火山噴火に伴う空気振動を観測
	地殻変動観測	<ul style="list-style-type: none"> ・ GNSSにより、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮を観測 ・ 傾斜計により傾斜変化等の地殻変動を観測
機 動 観 測		火山活動をより詳細把握するために、現地で行う調査・観測又は観測装置の設置。平常時の状態を把握するための観測と、火山現象に異常が発生した場合に臨時で行う観測がある。

(3) 観測システム概要



※1 広域地震計

(4) 栃木県那須岳火山観測システムの整備

県（県土整備部）は、対策の必要性の高い活火山に対して、地域住民、観光客、登山者等の安全確保及び警戒避難体制の強化・拡充を図るため、火山活動の状況、雨量計、監視カメラ等の観測システムの整備・拡充を図る。

那須岳については、那須岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき観測態勢の整備を図る。

○那須岳火山監視システムの概要

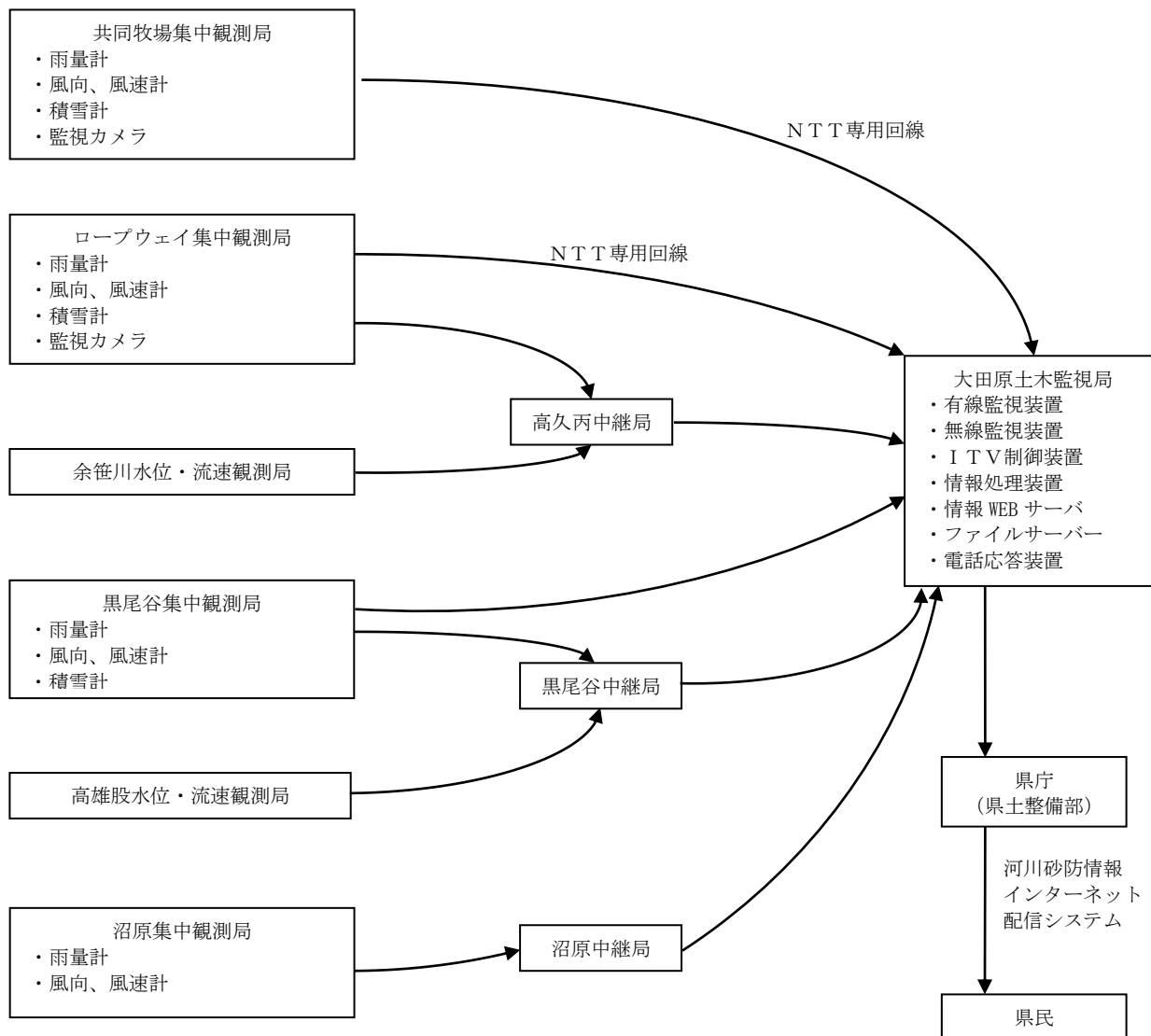
那須岳火山噴火警戒避難対策整備事業の中で、地域住民、観光客、登山者等の警戒避難体制の支援を図るため、静穏期の観測機器を設置している。雨量と風向、風速、監視カメラの画像は、インターネットでリアルタイム配信している。

〈機器構成〉

- ・大田原土木監視局
- ・監視カメラ

- ・ 水位流速計、雨量計、積雪計、風向風速計
- ・ 情報伝達装置（インターネット等）

〈システム概要図〉



2 交通の強化

県、町及びその他公共交通関係機関は、噴石、降灰等各種現象を考慮し、適切な道路整備や公共交通機関等の整備を行うとともに、道路情報ネットワークシステム等を通じて、安全性、信頼性の高い交通網の整備を図り、火山災害時の交通機能の強化に努める。

3 通信機能（防災行政無線）の促進

火山災害は、泥石流や火砕流等のスピードが速いという特性があるため、短時間の内に、多数の住民や観光客、登山者等に情報や避難の指示等を伝達できる体制が必要となることから、町は、住民や観光客、登山者等に同報系を中心とした防災行政無線により情報の伝達を行う。

4 施設の整備

(1) 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、県、町及びその他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために不燃堅牢化を推進する。

- ア 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署）
- エ 避難場所、物資集積所等になる建物（学校、公民館）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）
- カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設
- キ 砂防施設

（2）ライフライン施設等の安全化

県、町及び公共事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

5 退避壕、その他の退避施設の整備

県、町及び関係施設管理者等はハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難場所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

火山災害に備えた関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練等の対策を実施する。また、県、町及び関係機関は地域住民のほか、観光客や登山者等の安全を確保するための対策を実施する。

1 本町の火山災害警戒地域

「常時観測火山」のうち、周辺に住民や観光客、登山者等が存在する火山について、噴火による影響の範囲に係る県及び市町村を、特に警戒避難体制を整備すべき地域（火山災害警戒地域）として、活動火山対策特別措置法（以下、本節について「法」という。）に基づき内閣総理大臣が指定している。

本町の常時観測火山に係る火山災害警戒地域は表のとおりである。

常時観測火山	火山災害警戒地域		指定時期
	県	市町村	
那須岳	栃木県 福島県	那須塩原市・那須町 下郷町・西郷村	H28. 2. 22 内閣府告示 第14号

2 火山防災協議会等の設置

火山災害は、噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

このため、火山災害警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、防災関係機関、火山専門家等を構成員とし、火山防災協議会を共同で設置する。

協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- (1) 噴火に伴う現象及び影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響の範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 「火山防災マップ」に関する事項
- (6) 県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (8) 住民、観光客、登山者等に対する情報提供に関する事項
- (9) 火山防災意識の普及活動に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

なお、那須岳においては、火山防災協議会が設置されており、上記(1)～(5)の協議を経て火山防災マップ等を作成している。

資料2—31 那須岳火山防災協議会設置運営要綱

3 火山防災マップ等の周知

町は、県と連携し、地域住民のみならず、観光客や別荘所有者の安全確保を図るため、那須岳火山防災マップ及びハンドブックを積極的な広報活動等により、広く周知に努める。

また、効果的な火山防災マップにするため、関係機関連携のもと、不足する情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。

4 関係機関及び機関相互の情報伝達の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、関係機関は連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

○気象庁の発表する火山に関する防災情報

火山情報	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報 (臨時)	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達してない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるもの	火山活動の状況に応じて適時発表
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表するもの	火山活動の状況に応じて適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて火山活動の状況や警戒事項について、定期的又は臨時にとりまとめたもの	毎月上旬又は必要に応じて発表
月間火山概況	前月一ヶ月の月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎月上旬に発表
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に知らせるもの	臨時発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時発表
火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせるもの	随時発表
噴火警報	噴火によって発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間がほとんどない現象）の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は、「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は、「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	

(噴火警報つづき)	(発表時期) 火山活動の状況に応じて適時発表	
噴火予報	火山活動の状況が平穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 (発表時期) 火山活動の状況に応じて適時発表	

○降灰情報

火山情報	内 容
降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に発表。 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。

○気象庁の発表する噴火警報・予報（那須岳の噴火警戒レベル）

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地区 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。	危険な居住地域からの避難等が必要。
			レベル4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで の広い範 囲の火口 周辺	レベル3 (入山規 制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。
		火口から 少し離れ た所まで の火口周 辺	レベル2 (火口周 辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。 火口周辺への立入規制等。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山で あること に留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によつて、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。

5 住民や観光客、登山者等への情報伝達体制

町は、地域住民や観光客、登山者等に対し、気象庁の発表する噴火警報や避難の指示等を速やかにかつ確実に伝達するため、本章第2節4のとおり、防災行政無線での伝達、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール、町や県で実施する登録制防災メール、火口周辺施設等を介した情報伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

6 地域住民等からの通報体制の確立

町は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、延滞なく町または警察、消防に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

7 警戒体制、避難計画等の整備及び住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発

(1) 町における警戒避難体制、避難計画の整備

ア 法第6条に基づき町防災会議では、次の事項について町地域防災計画に定める。

- (ア) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - (イ) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について町長が行う通報及び警告に関する事項
 - (ウ) 避難場所及び避難経路に関する事項
 - (エ) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
 - (オ) 救助に関する事項
 - (カ) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
 - (キ) その他必要な警戒避難体制に関する事項
- イ また、アの内容及び避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難手段などを「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画」に定めるものとする。なお、本避難計画は、今後の国の取組みや防災訓練による検証等を踏まえ、随時、修正するものとする。

資料2—32 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画

(2) 住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発

- ア 町及び県は、住民や観光客、登山者等に対し、当該警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について周知・啓発を行う。
- イ 町は、火山災害の危険性及び防災上の必要な対応について周知・啓発を図るため、町地域防災計画に基づき、住民や観光客、登山者等に必要な防災情報を記載した火山防災マップを配布する。具体的には、紙による配布のほか、登山道や登山口周辺の集客施設への備え付けによる登山者・観光客への配布、インターネットによる公表などにより行うものとする。

(3) 登山届等の提出の周知・啓発

- 町、県及び警察は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関と連携し、火山への登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出及び携帯電話等による登録制防災メールについて周知・啓発を図るものとする。
- また、登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等に努めるものとする。

8 交通規制区域の事前調査

火山災害時の輸送体制を確保するとともに、住民、観光客、登山者等の生命を守るため、警察は、県及び町と連携し、火山防災マップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火等各種事象が発生又は発生のおそれがある場合に、交通規制すべき区域について、事前に調査しておく。

9 避難体制の整備

(1) 避難場所等の指定（那須岳噴火を想定した指定避難所）

- 町は、風水害や地震時の緊急避難場所及び避難所との区別を明らかにし、指定緊急避難場所（以下「避難所」という。）の指定を行うこととするが、火山災害は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、火山防災協議会等における共同検討を通じて、それぞれの事象に応じた施設又は場所を選定するよう努める。
- また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難経路の指定について検討するものとする。

(2) 地域住民への周知徹底

町、県及び警察は、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品等避難に必要な知識の周知徹底に努めることとする。特に、以下の点に留意して周

知を行うものとする。

- ア 緊急避難場所の中には、他の災害時においては安全であるが、火山災害においては危険地域に含まれ使用することができない場所があること
- イ 一度噴火すれば、即座に生命や身体に危害を及ぼす可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること
- ウ 他の災害よりも避難生活が長期に及ぶ可能性があること
- エ 長期に警戒区域が設定される可能性があり、その場合には家に帰ることができないこと

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(3) 避難実施・誘導體制の整備

火山災害時には被害が予想される地区の全住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難時の行動において支援を必要とする避難行動要支援者に対する対策の強化を図る。

このため、町は、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

(4) 避難所管理・運営体制の整備

火山災害時には避難が長期間に及ぶことを考慮し、長期にわたり適切な運営体制を確保できる体制の整備に努める。

○噴火警戒レベル2・3の場合

避難所名	住 所	電話番号	収 容 地 区 名
高原公民館	湯本 199-14	76-2027	湯本本町、大町、見晴町、旭町、元湯町、奥那須、川向町
旧那須小学校	湯本 201-1	76-2027	東町、那須高原、占勝園、西町、湯本仲町
旧室野井小学校	高久乙 3371-3	-	上半俵、下半俵、蕪中、室野井、宇田島、六斗地、横沢、遅山町、ロイヤル
那須中学校	高久丙 1-1	78-0520	喰木原、広谷地、守子、伊藤台、一ツ樅
田代友愛小学校	高久乙 196-3	62-1803	大日向
那須高原小学校	高久丙 1482	76-2491	池田、ロイヤルバレー、小深堀
旧大沢小学校	高久丙 2799-6	-	大沢、大深堀、北沢、大谷
学びの森小学校	大島 18-1	72-0140	大島、中原

○噴火警戒レベル4・5の場合

避難所名	住 所	電話番号	収 容 地 区 名
スポーツセンター	寺子乙 2516-36	72-5959	湯本本町、大町、見晴町、旭町、東町
文化センター	寺子乙 2567-10	72-6565	那須高原、占勝園、西町
旧田中小学校	寺子乙 1240-1	-	元湯町、奥那須、湯本仲町、川向町
那須中央中学校	寺子丙 92	72-0059	上半俵、下半俵、蕪中、室野井、宇田島、六斗地、横沢、遅山町、ロイヤル
那須高等学校	寺子乙 3932-48	72-0075	喰木原、大日向、広谷地、守子、伊藤台、
黒田原小学校	寺子乙 3968-1	72-0004	池田、ロイヤルバレー、小深堀、一ツ樅
旧朝日小学校	豊原丙 1340	-	大沢、大深堀、北沢
学びの森小学校	大島 18-1	72-0140	大島、中原

(5) 登山者、観光客の避難対策

町は、那須岳火山災害警戒市町と緊密に情報を共有するとともに、エリアメールや安全安心メール、ホームページ、SNS等の媒体を活用し、警戒情報、避難先等を周知する。

関係市町においても同様の体制とする。

10 登山者・観光客・別荘利用者保護対策

(1) 登山規制・立入規制時の対策

町は、観光客・登山者等に対し火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について火山防災協議会等で関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

(2) 観光客・登山客・別荘利用者への普及啓発活動

事前の普及啓発活動が困難であり、また、予備知識も少ないと考えられる観光客や登山者、別荘利用者の安全確保を図るため、町は周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、火山防災マップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

また、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外の火山防災マップ、パンフレット等について作成するよう努める。

(3) 別荘地区における対策

町は、別荘利用者に対する安全確保を図るため、火山防災マップや避難場所等・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の戸別配布に努めるとともに、火山情報の発表や避難の指示等の重要な情報を別荘地区に対して速やかに伝達が行える体制の整備に努める。

また、別荘が被災を受けた場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、別荘管理会社等と連携を図る。

11 火山防災訓練の実施

(1) 火山防災訓練の実施

町は、県、消防機関、警察、自衛隊やライフライン関係機関などの防災関係機関と協力し、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、火山情報伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合、観光客、登山者等も含め、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び県は、訓練を行うに当たっては、火山防災マップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火、火山活動に起因する土砂災害等各事象を想定して実施するとともに、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画・体制・火山防災マップ等の改善を行うよう努める。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

那須岳の噴火の可能性がある場合に、被害の軽減と迅速な災害応急対策を実施するため、町は活動体制を計画し、県、防災機関と相互に連携して火山防災体制を確立する。

1 町の活動体制

那須岳の火口周辺警報（噴火警戒レベル2～3）、噴火警報（噴火警戒レベル4～5）が発表され、那須岳の噴火のおそれがある場合において、災害対策を迅速かつ的確に進めるべき必要な職員の活動体制を確立する。

（1）災害警戒本部の設置（警戒体制）（火口周辺警報（噴火警戒レベル2、3）が発表）

気象庁から火口周辺警報（噴火警戒レベル2、3）が発表された場合、町は火山災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- ア 火山活動に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 関係機関等への情報の伝達
- エ 災害応急対策の検討

資料3—1 那須町災害警戒本部設置要綱

（2）災害対策本部の設置（非常体制1、2）（噴火警報（噴火警戒レベル4、5）が発表）

気象庁から噴火警報（噴火警戒レベル4、5）が発表された場合、町は災害対策本部を設置し、次の措置を講じる。また、那須岳が噴火した場合は、全職員をあげて災害応急活動を実施する。

- ア 火山活動に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 関係機関等への情報の伝達
- エ 住民への応急対策等の情報の伝達
- オ 災害応急対策の実施

資料3—2 那須町災害対策本部条例

○那須岳噴火における配備体制

火山情報	配備の種類	火山の状況	体制	対応
噴火警戒レベル2、3	警戒体制	異常現象の発生や火口周辺警報（噴火警戒レベル2、3）が発表されるなど噴火（爆発）が予想され、警戒態勢を必要とするとき	火山に関する情報の収集、関係機関との連絡調整その他の処置が円滑に実施しうる体制	災害警戒本部を設置して、情報の収集に努め、関係機関と連携し、災害応急対策について検討する。

火山情報	配備の種類	火山の状況	体制	対応
噴火警戒 レベル4、5	第1次非常 体制	噴火警報（噴火警戒レ ベル4、5）が発表さ れ、噴火（爆発）によ り人的及び物的被害 の発生のおそれがある 場合又は軽微な被害 が発生し、警戒体制を 必要とするとき また、引き続き恐れが あるとき	被害情報の収集・ 応急対策その他 所要の処置が円 滑に実施しうる 体制	災害対策本部を設置 し、関係機関と連携 して災害応急対策を 実施する。
	第2次非常 体制	大噴火（爆発）が発生 した場合 被害が重大と認めら れるとき	全組織をあげて 災害応急対策を 実施する体制	災害対策本部を設置 し、全職員による災 害応急対策を実施す る。

（3）休日又は勤務時間外の体制

日直者又は防災担当者は、消防本部その他からの通報により火山活動の情報が入ったときは、直ちに総務課長に連絡して指示を仰ぎ必要に応じて関係課長に連絡する。

2 災害対策本部の設置

那須岳の噴火の恐れがあり大規模な災害発生のおそれのある場合で、災害の応急対策の必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、次の基準により那須町災害対策本部を設置する。

（1）設置の基準

那須岳噴火により広範囲な地域にわたる災害が発生する恐れがあるときは、災害対策本部を設置し、災害応急活動を実施する。

ア 噴火警報（噴火警戒レベル4、5）が発令され、噴火の恐れが発生したとき

イ 火口周辺警報（噴火警戒レベル2、3）が発令され、総合的な火山防災対策を講じる必要があるとき

ウ 前各号のほか特に必要があるとき

（2）設置の決定

災害対策本部の設置は、町長が決定する。また、噴火警報等が発令された場合に、町長から設置についての命令指示等を受けることが不可能な場合には、次の定めにより災害対策本部を設置する。

ア 町長が不在の場合は、副町長の命により災害対策本部を設置する。

イ 副町長が設置の決定を下すことができない場合は、総務課長の命により災害対策本部を設置する。

（3）設置場所

災害対策本部の設置場所は那須町役場（本庁）内とするが、災害の発生状況及び被害状況によって適宜な場所に設置する。

3 災害対策本部の組織・運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節に準ずる。

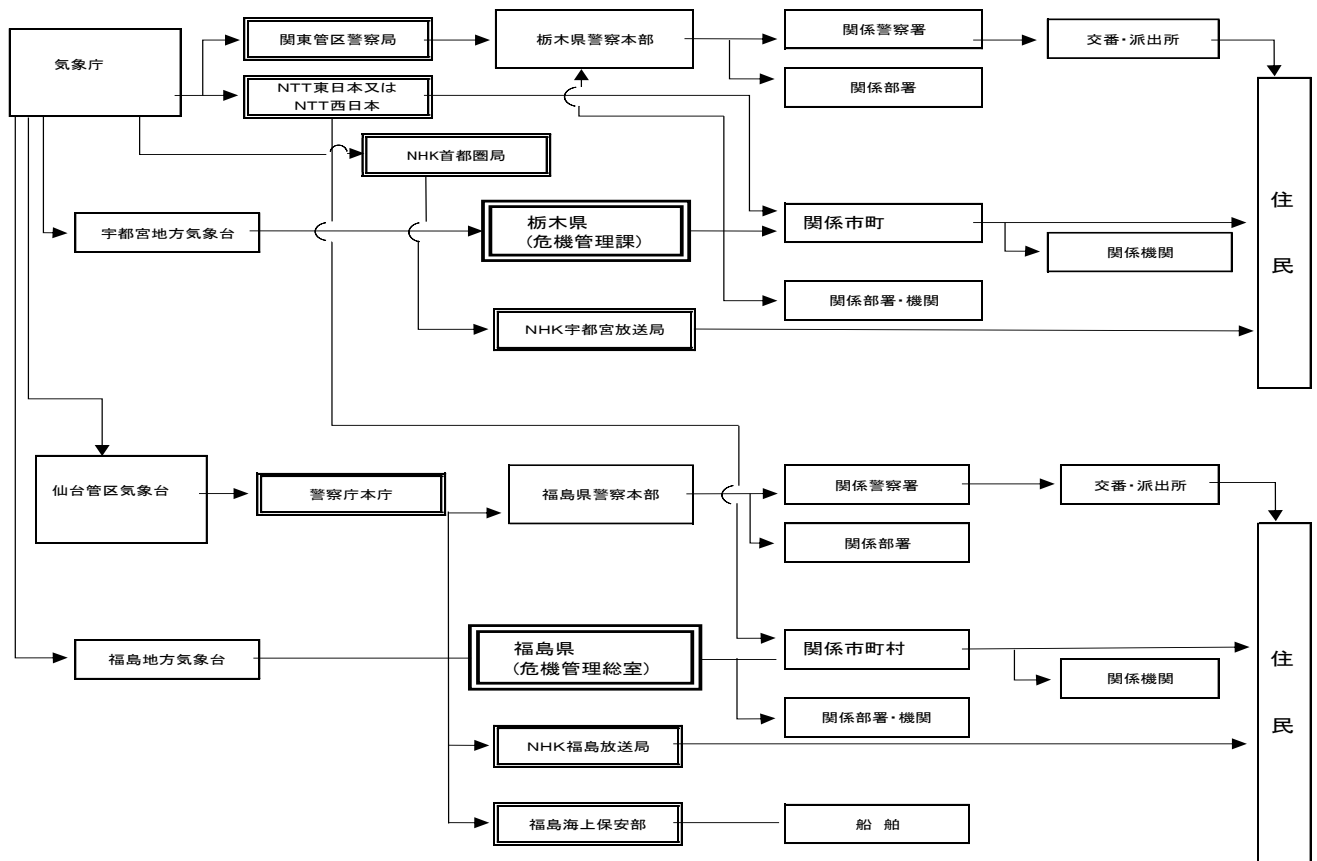
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

火山現象に関する災害から地域住民の生命、身体、財産を保護するため、町は県、関係機関と緊密な連携のもと、迅速な火山情報の収集・伝達に努める。

1 火山災害に関する情報の収集・伝達

- (1) 宇都宮地方気象台は、噴火警報・予報の発表があったときは速やかに関係機関に伝達し、その周知に努める。
- (2) 県は、宇都宮地方気象台から噴火警報・予報の伝達を受けたときは、その内容、予想される災害の事態、それに対して探るべき措置等を関係機関に伝達する。
- (3) 町は、県から火山現象に関する予報及び警報等の伝達を受けたときは、その伝達を受けた事項について防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メール、火口周辺施設等を介した情報伝達手段等により関係機関や住民、登山者等に伝達する。

○噴火警報・予報の伝達系統図



資料2—32 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画

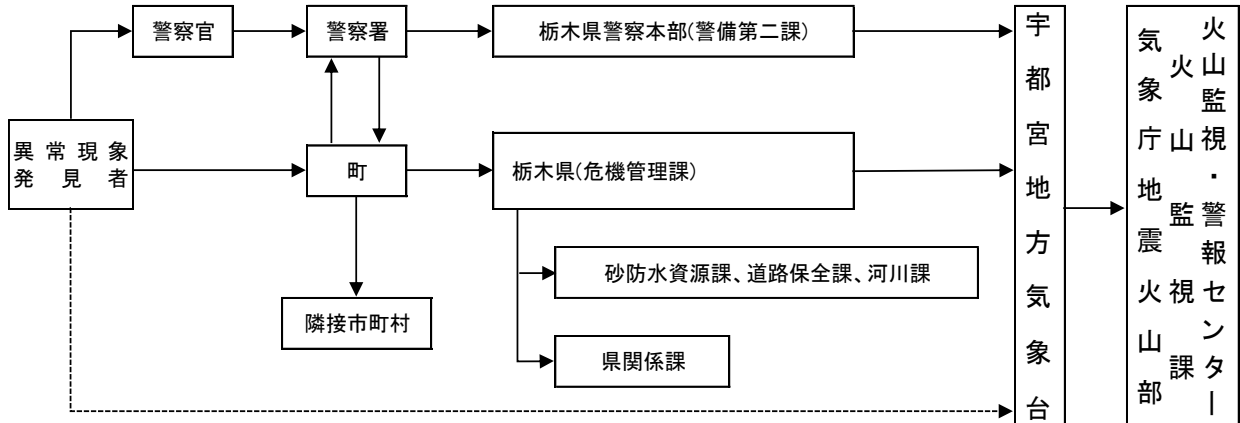
2 異常現象発見者の通報

- (1) 次のような異常現象を発見した者は、町又は警察官に通報する。なお、これにより難しい場合には、宇都宮地方気象台に通報する。
 - ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化
 - イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
 - ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

- エ 噴気孔の新生・拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化
- オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等
- キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常現象発見者から通報を受けた町又は警察署は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

○異常現象発見者からの情報伝達系統図



3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 町及び県、警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

(ア) 町、警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

(イ) 県の情報収集

- a 栃木県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集

イ 町は、火山災害により町の区域内で栃木県火災・災害等即報要領の既報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

ウ 宇都宮地方気象台は、異常現象発見者からの通報を受けた場合は、必要により気象庁火山機動観測班に臨時の機動観測を要請する等、火山現象の把握に努める。

(2) 災害情報の広報

県、町は、噴火警報の伝達を受けたときは、防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メール、SNS 等による広報活動を行い、地域住民、観光客、登山者等に対する周知に努める。

4 火山災害に関する通信確保対策

噴火警報が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水雪対策編第2章第3節に準ずる。

第3節 二次災害防災活動

火山の噴火に伴い周辺地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

1 土砂災害等の防止

(1) 土砂災害の防止

ア 点検・応急措置の実施

町、県、消防機関等関係機関は、周辺地域において火山性地震、土石流、火山泥流等による二次災害の防止のため、火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき国土交通省等の関係機関と連携して、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努めるとともに、許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設構造物の設置等の応急措置を行う。

イ 避難対策

町、県、消防機関等関係機関は、二次災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第5章の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

(2) 水害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第21節5に定めるところに準ずる。

(3) 火山防災マップの活用

町及び関係機関は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止にあたり、那須岳火山防災マップを活用するものとする。

2 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 点検の実施

町は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、火山性地震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う被災建築物応急危険度判定を実施する。

(2) 二次災害防止

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

3 災害発生時の社会秩序の維持

町は、被災地やその周辺において警察署が実施するパトロールに際し、得られた当該区域の諸情報について、警察署と情報を共有する。

また、町は、情報伝達ツールを活用し、生活安全に関する的確な情報を町民等に提供する。

特に、避難指示が行われている区域、警戒区域等において、無人となっている家屋等に係る窃盗事犯や、災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の防止に努める。

第4節 災害救助法の適用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第5節に準ずる。

第5節 避難対策

火山災害による人的被害を軽減するため、町及び県は防災関係機関と連携して避難行動要支援者への配慮をしながら適切な避難誘導を行うとともに避難所での生活支援を行う。

1 避難指示及び警戒区域の設定

(1) 避難の準備

町は、火口周辺警報(レベル3)が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域における通常の住民生活は可能であるものの、特に高齢者等の避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警報(レベル4)が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備を呼びかけるものとする。(第1章第3節4の表を参照)

(2) 避難の指示及び警戒区域の設定

町長が行う避難の指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節に準ずる。

なお、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、噴火警報等に対応した入山規制、避難指示、警戒区域の設定を行うものとする。

(3) 避難の指示等の基準

町長が発令する火山災害に係る避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の住民、観光客、登山者及び滞在者その他の者に対して行う。

- ア 気象台から噴火警報が発表され、避難を要すると認められるとき
- イ 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
- ウ 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
- エ 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
- オ 避難経路を断たれる危険があるとき
- カ 噴火が発生し、再噴火による被害のおそれがあるとき
- キ 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害のおそれがあるとき
- ク その他特に必要があると認められるとき

(4) 登山の規制等の実施

町は、関係機関と連携し、避難の指示等に準じて、必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

2 避難誘導

(1) 住民への周知

避難の指示を実施したときは、町は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

- ア 防災行政無線(同報系)による伝達
- イ 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話、緊急速報メール、登録制防災メール等による伝達
- ウ 広報車による伝達
- エ テレビ、ラジオ、有線放送等による伝達

(2) 滞在者への周知

避難の指示を実施したときは、町は、住民に周知を図ると同様に、観光客、登山者、別荘利用者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

(3) 避難経路

町は、火山防災マップや噴火警戒レベルを踏まえた適切な避難経路について、火山防災協議会の意見聴取を経た上で、町の地域防災計画に定めるものとする。なお、火山活動の特殊性を踏まえ、複数の避難経路の確保に努める。

住民等の避難経路については、避難対象地区ごとの避難対象人員数を把握した上で、火山活動の状況に応じた避難経路をあらかじめ定めるものとする。

登山者等の避難経路については、地点別の避難ルート（緊急退避・緊急下山）についてあらかじめ定めるものとする。いずれの場合においても、避難経路については看板やパンフレット等で事前の周知を図るものとする。

資料2—32 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画 別記登山者・観光客の避難対策

(4) 避難の誘導

ア 住民・滞在者の誘導

避難の指示を実施したときは、町は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう誘導する。滞行者に対しても、避難が確実に行われるよう誘導について配慮するものとする。町は、遠く離れた避難先への避難を指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。また、避難誘導にあたっては特に避難行動要支援者の避難に配慮する。

イ 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(5) 避難者情報の収集

町は、住民・滞行者に対し避難の誘導を実施したときは、避難者名簿を作成するなど、関係機関と連携して避難者名等の情報収集を行うものとする。特に滞行者については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、救助者名簿等との照合も併せて行うものとする。

3 避難施設

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、火山災害が発生した際に、住民が災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間避難生活を送るための指定避難所とをそれぞれ指定しておくものとする。

(2) 避難所の開設

ア 町は、火山災害により家屋等に被害を受け又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容し、保護するため、避難所を開設する。

イ 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じて、あらかじめ定めた施設において、避難所の速やかな開設に努める。避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。避難行動要支援者については、必要に応じて、介護機能を備えた福祉避難所等に收容する。

ウ 町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に收容する者を誘導し、保護する。

エ 町は、避難所を開設した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。

(ア) 避難所開設の日時、場所

(イ) 收容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) その他必要な事項

オ 避難所での必要な物資等については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編に準じ、確保及び供給することとする。

4 応急仮設住宅等

県及び町は、避難生活が中長期化すると認められる場合は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第20節（住宅応急対策）に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

5 避難行動要支援者への生活支援

県及び町は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節（避難対策）に準じ、避難行動要支援者への生活支援を行う。

第6節 救急・救助、医療及び消火活動

火山災害による人的被害があった場合、町及び県は防災関係機関と連携して、救急・救助、医療及び消火活動を行う。

1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節に定めるところに準じて行うものとし、火山災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救助活動及び負傷者の保護を行う。

また、消防本部、消防団その他の防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切な救急・救助活動を安全管理に主眼を置き実施する。

なお、火山災害の特殊性から、救急・救助活動における救助部隊の活動基準を、関係機関との協議のうえ定めることとする。

- (1) 天候や火山の状態に応じた活動（中止）基準
- (2) 再噴火に対する避難方法
- (3) 必要な資機材及び救出方法

2 医療活動

火山災害に係る医療活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第9節に定めるところに準じて行う。

3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節に定めるところに準じて行う。

4 要救助者及び被災者情報の収集

(1) 要救助者情報

町は、住民・滞在者に対し救急・救助活動を実施したときは、要救助者名簿を作成するなど、要救助者名等の情報収集を行う。

(2) 被災者情報

町は、住民の安否確認や要救助者情報等に基づき、行方不明者など被災者情報の把握に努めるものとする。特に滞在者の安否確認については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、避難者名簿等との照合などの方法により行うものとする。また、これらの被災者情報について県及び他市町村、関係機関との情報共有に努めるものとする。

5 町域を超えた救急・救助活動

町及び県は、本節に掲げる活動にあたり町域を超えた救助が必要と判断した場合は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第8節に定めるところに準じ、県、市町、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等が連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第7節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に、迅速に輸送するため、関係機関は連携して火山災害の各段階に応じて緊急輸送対策を実施する。

1 実施体制

被災者の輸送は、原則として町が行うものとする。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

火山災害時の緊急輸送活動については、本節に定める他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第10節（緊急輸送活動）に準ずる。

2 交通路の確保

県警察は、次により交通路の確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用のカメラ等あらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 交通規制の実施

ア 火山災害の発生が予想されるとき

火山防災マップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、県外からの物流を制限するため、隣接県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

イ 火山災害が発生したとき

上記（1）に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先とする。また、火山活動の拡大の状況に応じ、火山防災マップ等により危険が予想される区域への侵入を制限する。併せて、積雪の状況により、融雪型火山泥流危険区域への進入制限を検討する。規制区域が、高速道路、国道等、物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

3 町の対応

(1) 町は、集団避難のために乗合自動車等を使用する場合、警察と緊密に連絡をとり、迅速かつ円滑な避難に努めるものとする。

(2) 町は、住民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

第8節 降灰等対策

被災住民の生活の確保のため、関係機関は、火山灰等の障害物対策を実施する。

1 農林水産業対策

(1) 実施体制

町は、県及び農業協同組合等関係機関と連携して、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

(2) 農林水産業対策

町は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

- ア 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。
- イ 火山灰が付着している水田は深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること
- ウ 果樹は散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。
- エ 野菜・花きは散水・水洗いを行い火山灰の除去を図ること。
- オ 水産物については、養殖場に流入した火山灰はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐこと。
- カ 畜産業者は、放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、降雨により火山灰を落としての収穫に努めること。
- キ 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。
- ク 倒木や損傷した木材、製材品については二次災害の拡大のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努めること。

2 住宅等の降灰対策

(1) 火山灰の除去

町は、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等については必要に応じ、近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかけるものとする。

(2) 集積場所の確保

町は、適当な場所に住民が除去した火山灰の集積場所を確保する。

第9節 施設・設備の応急対策

火山災害時に、関係機関と連携して公共施設の応急対策を迅速に行う。

1 公共施設

(1) 公共施設の応急対策

ア 火山灰等の除去

町は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を、関係機関と連絡を密にし、安全を確認の上除去する。

除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所を選定して確保するものとする。

イ 被災施設の応急復旧

町は、道路の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型火山泥流による埋没箇所について、関係機関と連携を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

また、町は、管理する施設の点検を実施し、破損箇所等が確認された場合は、速やかな応急復旧に努める。

2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第21節2～4に定めるところに準ずる。

第10節 広報活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第22節に準ずる。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧又は、さらなる強い町土づくりを図るための計画的復興について早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

1 基本方向の決定

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節1に準ずる。また、火山災害対策においては、次の事項を追加する。

(1) 実施体制

火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案し、必要と認めたときは、復旧・復興の段階に移行又は応急対策と並行して復旧・復興活動を実施する。

2 迅速な原状復旧

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節2に準ずる。また、火山災害対策においては、次の事項を追加する。

- (1) 降灰や地盤の緩み等により土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (2) 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時避難施設の整備を行うこと。
- (3) 火山災害の状況に応じて、融雪型火山泥流、土石流対策等、適切な安全確保策を講ずること。
- (4) 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めること。

3 計画的復興の推進

(1) 復興計画の策定

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

(2) 復興計画策定上の留意事項

復興計画の策定にあたっては、風水害等対策編第3章第1節に定める他、次の点に留意する。

- ア 必要に応じて、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
- イ 火山活動が継続中の場合にあつては、避難対策・安全確保対策について配慮すること。
- ウ 火山が形成する雄大な自然景観や自然現象を利活用するための保全等について、住民と火山の共生に配慮すること。

第2節 民生の安定化及び公共施設等復旧対策

火山災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。また、公共施設の早期復旧を図るため、県、町、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

1 民生の安定化

火山災害に係る復旧事業における民生の安定化対策については、活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号。以下、本節において「活火山法」という。）に基づく降灰防除地域の指定による事業等がある。

(1) 降灰防除地域の指定

降灰防除地域は、火山の噴火に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域で、当該支障を防止し又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域について、内閣総理大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである。（活火山法第23条）

○降灰防除地域内の下表のような事業について国庫補助等の措置を受けることができる。

対象者	対象事業等	補助等の内容
学校、保育所等教育施設、社会福祉施設	降灰による支障を防止し又は軽減するための施設の整備	費用の3分の2以内の補助
病院等医療施設	降灰による支障を防止し又は軽減するための施設の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置
中小企業者	降灰による支障を防止し又は軽減するための事業経営上の施設・設備の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置

(2) 被害農林漁業者に対する資金の融通

国、地方公共団体は、避難施設緊急整備地域（本節第2参照）及びその周辺で火山の噴火により被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする（活火山法第21条）。

2 公共施設等災害復旧対策

火山災害に係る公共施設等災害復旧対策については、活火山法に基づく次のような事業がある。

(1) 避難施設緊急整備地域の指定

避難施設緊急整備地域は、火山の噴火により住民等の生命及び身体に被害を生じ、又は生じらるおそれのある地域であって、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域で、内閣総理大臣が中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである。（活火山法第13条）

(2) 避難施設緊急整備計画の実施

ア 避難施設緊急整備計画の作成、実施

県は、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、避難施設緊急整備計画を作成する。

同計画は、次の事項について定める。同計画に基づく事業は、当該事業に関する法律の規定に従い国、県その他の者が実施するものとされているものを除き、町が実施する。

- (ア) 道路の整備に関する事項
- (イ) 広場の整備に関する事項
- (ウ) 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項
- (エ) 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項
- (オ) その他政令で定める事項

イ 補助等

(ア) 補助金の交付

国は、同計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、補助金を交付し、必要な資金を融通し又はあっせんし、その他必要と認める措置をとる。

(イ) 起債の特例

同計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債をもってその財源とすることができる。

(3) 防災営農施設整備計画の実施

ア 防災営農施設整備計画等の作成

県は、避難施設緊急整備区域又はその周辺の地域で火山の噴火によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画等）を作成する。

なお、作成にあたっては、あらかじめ町、関係農林漁業団体の意見を聴き、農林水産大臣に報告する（活火山法第19条）。

イ 補助等

国は、同計画に基づく事業を実施されるよう補助等の措置をとる。

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、本町においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、経済や町民の生活等に多大な影響を及ぼした。

本町には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する町の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、町民の安全・安心を確保することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、那須町防災会議が作成する「那須町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「那須町地域防災計画（震災対策編）」に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成28年3月1日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第2節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、必要な防護措置について整備する。

1 防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）必要があるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、後述するEALに応じて、即時非難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action Planning Zone)

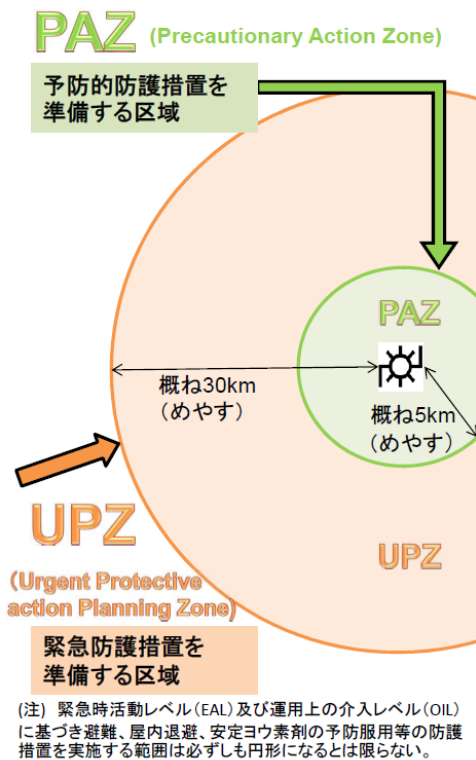
UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

※栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、本県に該当する区域は無い。

2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

原子力災害対策重点区域



海

PAZ

(予防的防護措置を準備する区域：施設から概ね半径5 km)
 緊急事態の判断基準(EAL)に基づき、放射性物質放出前における即時避難等を、予防的に準備する区域。

UPZ

(緊急防護措置を準備する区域：施設から概ね半径30km)
 防護措置実施の判断基準(OIL)や緊急事態の判断基準(EAL)に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL（Emergency Action Level）として整理された。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。

(1) 警戒事態（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。

国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、延滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のPAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。

国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、延滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態用避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。

(3) 全面緊急事態（EAL3）

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。

国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、延滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

国及び地方公共団体は、PAZ 内において、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。また、UPZ 内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ 内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。

第4節 運用上の介入レベル

対策指針においては、全面緊急事態に至り、放射性物質拡散後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてO I L (Operational Intervention Level) が設定された。

1 運用上の介入レベル (O I L)

運用上の介入レベル (O I L) とは、放射性物質拡散後、被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

(1) 防護措置

ア 避難等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準	500 μ SV/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ SV/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

イ 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線 : 13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

ウ 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ SV/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32km、那須町境から約65kmの位置関係にある。

○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約82km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所	
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社	
所在地	福島県楡葉町・富岡町				茨城県東海村	
距離	約77km				32km	
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—	
熱出力	329.3万kw				329.3万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11	
備考	停止中				定期検査中	

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約93km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

2 原子力災害の想定

(1) 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも本町の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

(2) 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

3 予測される影響

(1) 町における具体的影響、想定等

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき那須町を含む8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活と本県産業に大きな影響を与えた。

イ 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。県及び市町は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

県においては環境放射能モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

第6節 リスクコミュニケーションの充実

町民が合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

1 リスクコミュニケーションの実施方策

放射性物質が拡散し、町内が汚染した場合、放射線に対する健康不安、農林水産物等の出荷制限、観光業等への風評被害など、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異な災害である。

このため、町は、町民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

(1) 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

ア 町民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、ホームページの充実やパネル展示等に努める。

イ 学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

(2) 迅速な情報収集と住民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、国、原子力事業者等からモニタリング情報、事故情報等を迅速に把握し、住民等に的確に伝達するよう努める。

(3) 環境放射能モニタリング結果及び飲食物に係る放射性物質モニタリング検査結果の情報提供

環境放射能に係るホームページの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

(4) 町民生活への影響にかかる説明

(2) 及び (3) で町民に提供する情報について町民生活にどのような影響があるか、専門家や国等の助言を受けながら県民に分かりやすく説明するよう努める。

(5) 相談体制の整備

重大な事故が発生した場合、住民等からの問い合わせに対応ができるよう、総合的な問合せ窓口を設置するとともに、国及び県や専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制整備に努める。

第2章 災害予防

第1節 初動体制の整備

町は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、県と連携して、国、近隣県、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

1 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、町、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間において、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実に努める。

(1) 国・近隣県

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築する。

また、近隣県との間で、原子力発電所等における異常事態の連絡や平常時の意見交換のほか、地域防災計画の整合を図るなど、情報収集体制・情報共有体制の整備・充実に努める。

(2) 町

町は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

(3) 原子力事業者

県は、近隣県における原子力事業者と、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に係る覚書等を締結し、緊急時における通報体制や平常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

(4) 連絡要員の指定・連絡体制の整備

町は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

2 情報の分析整理

(1) 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

(2) 人材の育成・確保

町は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理にあたり、必要に応じ、県等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

3 通信手段の確保等

(1) 通信連絡網等の整備

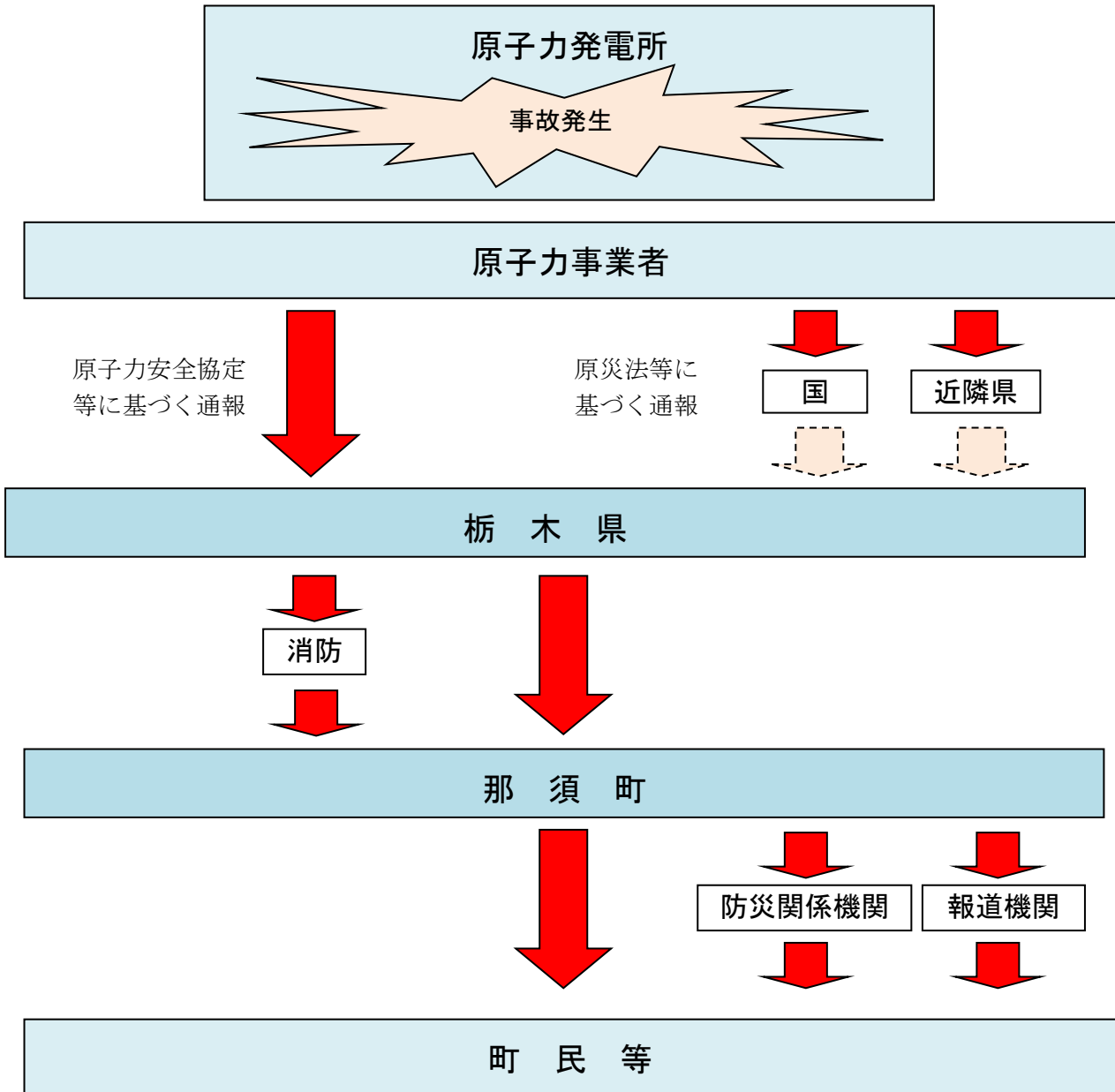
町は、県及び防災関係機関と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣県及び防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

(2) 複合災害への備え

町は、県及び防災関係機関との連携及び原子力事業者の協力を得て、現在ある防災行政無線、

緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

○緊急時における流れ



第2節 住民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、町民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

1 情報伝達体制の整備

町は県と連携し、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、広報車、町ホームページ、緊急速報メール、登録制メール、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

2 要配慮者等への情報伝達

町は、県警察、消防機関や自主防災組織、福祉団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、町民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

県は、町が行う要配慮者等への情報伝達について、必要な支援を行う。

3 相談窓口の設置

町は、警察、消防、防災関係機関等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

4 情報提供項目

町は、警察、消防、防災関係機関等と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第3節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

1 避難体制等の整備

(1) 避難等の準備

町は屋内退避の指示が出された場合を想定し、県と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

なお、避難等の準備にあたっては、医療機関、社会福祉施設等要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

(2) 避難所の指定等

ア 避難所の設置及び資機材の整備

町は、学校、公民館、ゆめプラザ・那須等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。

県は、町に対し、避難所及び福祉避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

イ 避難誘導用資機材

町及び消防機関は、県と連携し町民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

(3) 避難所、避難方法等の周知

町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から町民への周知徹底に努める。

県は、町に対し、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から町民への周知徹底に努めるよう助言する。

(4) 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

本県における防護措置は屋内退避を基本とするが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、町及び県としては、国の備蓄や配布方法等の検討状況を踏まえ、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

2 避難指示の判断

(1) 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、OILに基づき避難の指示が発出される。

○【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準	500 μ SV/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難なもの一時屋内退避を含む。)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ SV/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(2) 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた町及び県は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

町及び県は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

3 警戒区域設定の判断基準

町は、県と連携し、原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

4 要配慮者等への対応

町は、県と連携し、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するための計画等の整備に努める。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 モニタリングによる監視の実施等

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から国と連携し、環境放射能モニタリングを実施するとともに、同実施計画書に基づき、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、環境放射能モニタリング強化時の調査等を国と連携して行う。

また、町は、町内の放射線の影響を把握するため、保育園、小・中学校等の公共施設の放射線量を測定し、町ホームページ等により公表する。

2 モニタリング体制

(1) 体制の整備

ア 機器等の整備・維持

県は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

また、町は、サーベイメータ等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持に努める。

イ 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、町は、万一モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

ウ 空間放射線量測定器の貸出し

町は、町民が身近な生活環境等の放射線量を把握することができるよう、町所有の空間放射線量測定器の貸出しを行う。

(2) 要員の確保・育成等

県は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、県は、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

3 関係機関との協力体制の整備

町は、県、原子力事業者、近隣市町村等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5節 住民等の健康対策

住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

1 資機材の整備等

(1) 活動用資機材の整備

県は、国や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、町や関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

さらに、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県は、国及び町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から国、町、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

2 医療救護活動の整備

(1) 基本方針

町は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査(放射性サーベイ検査)、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

(2) 関係機関の協力の確保

ア 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

イ 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受け入れに関して協力する。

(3) 情報提供システムの充実・活用

ア 広域災害救急医療情報システム(EMIS)の充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害救急医療情報システム(EMIS)の充実に努める。

イ 情報提供システムの充実・活用

県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの充実・活用に努める。

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う町民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

1 検査体制の整備

(1) 農林水産物・加工食品等

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本町においても、野菜類、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

町は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

(2) 自家消費食品等

町は、販売を目的としない自家消費用に栽培、採取された農林水産物等について、食の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

第7節 児童生徒等の安全対策

児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう学校等設置者や関係機関等と連携し、防災体制を整備する。

1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、原子力災害に備え、原子力災害時における教職員等の共通理解を図り、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期することが重要であるため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、保護者及び関係者への周知に努める。

町及び町教育委員会は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第8節 緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

1 緊急輸送の意義、必要性

町は、原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

町は、県と連携し、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ確保することにより、迅速な災害対策を実施する。事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

また、県は、事故状況や対策区域の設定によっては、物流が停滞する可能性があり、特に緊急車両などの燃料については各種対策に支障が生じることのないよう十分な量が確保できる体制を整備する。

2 道路交通管理体制の整備

町及び警察は、町が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。また、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、県と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ、交通誘導を実施するための体制等、応急対策業務の整備に努める。

第9節 住民等に対する普及・啓発活動

災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

1 住民等に対する普及・啓発

町は、県、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に国、県、町等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

町は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ県や関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に、国、県、町等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

第10節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

1 訓練計画の策定及び実施

町は、警察、国、県・消防機関、原子力事業者等と連携し、国、専門家等の支援のもと、総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。

- (1) 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時のモニタリング訓練
- (4) 住民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

2 国、県等が実施する防災訓練への参加

町は、必要に応じて、国や県が企画・実施する防災訓練に参加する。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部等の設置

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部等を設置し、県、国及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様		体制の概要	対応
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	自宅待機。 総務課長からの指示があった場合には、総務課職員（防災担当）は、直ちに登庁し、被害情報の収集にあたる。
警戒体制	①原子力防災管理者から県を通じて原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ②副町長が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課、環境課、建設課、農林振興課、上下水道課、生涯学習課、保健福祉課の職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
非常体制	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3） ②町長が必要と認めた場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合 ③大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制、かつ全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

2 注意体制

町は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。総務課長からの指示があった場合には、総務課職員（防災担当）は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 県及び防災関係機関との連絡調整
- (3) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所

- イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (4) 必要に応じて県、消防等関係機関への通報
- (5) 必要に応じて副町長、町長等への報告
- (6) 災害応急対策

3 災害警戒本部の設置

町は、県から特定事象発生の通報を受けた場合又は特定事象発生のおそれがあると連絡を受けた場合（EAL2）は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、副町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害警戒本部の設置、解散の時期

ア 災害警戒本部の設置基準

次のいずれかに該当する場合において、副町長が必要と認めるとき

- (ア) 県に対し原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき
- (イ) 県が原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき
- (ウ) 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- (エ) その他副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

イ 設置場所

災害警戒本部は、那須町役場（本庁）内に設置する。本庁内に災害警戒本部を設置することができない場合は、町長の指定する場所に設置する。

ウ 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- (ア) 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- (イ) 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- (ウ) 災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として那須町災害警戒本部設置要綱の定めるところによるものとし、必要に応じて、防災関係機関を加えるものとする。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ア 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び原子力災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- イ 災害対策本部の設置に関すること
- ウ 災害応急対策の実施に関すること

(4) 代決者

本部長（副町長）不在時等の意思決定は、副本部長（教育長）が、本部長、副部長とも不在時等の場合には、総務課長が行う。

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、県から原子力緊急事態発生（EAL3）の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると連絡を受けた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、次の災害対策

業務を実施する。

ア 設置基準

次の各号に掲げる場合において、町長が必要と認めるとき

- (ア) 県に対し、原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があったとき
- (イ) 県が原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- (ウ) 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき(2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る)。
- (エ) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
- (オ) その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

イ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、那須町役場(本庁)内とするが、災害の発生状況及び被害状況によっては、災害対策活動拠点である那須消防署に設置する。

ウ 県への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに県に報告する。

エ 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- (イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

(2) 県への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに県に報告する。

(3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、那須町災害対策本部条例の定めるところによることとし、必要に応じて防災関係機関を加えるものとする。

本部事務局及び各部・各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全職員のローテーションを確保するよう努める。

また、災害時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために事務局及び各部・各班の業務について定める「那須町災害対策本部事務分掌」について必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全職員体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

(4) 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- ア 災害救助法の実施に関すること
- イ 災害応急対策の実施、調整
- ウ 本部の活動体制に関すること
- エ 県、国、他の都道府県への応援要請
- オ 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- カ 応援に関すること
- キ 災害広報に関すること
- ク 災害対策本部の解散
- ケ その他重要な事項に関すること

(5) 代決者

本部長（町長）不在時等の意思決定は副本部長（副町長、教育長）が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、総務課長が行う。

資料3-2 那須町災害対策本部条例

5 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

6 専門家、国、他県への支援の要請

(1) 専門家に対する支援要請

県は、特定事象の発生等に伴う影響を把握するため、及び原子力災害に関する応急対策の検討及び実施にあたって、必要に応じて、栃木県原子力災害対策専門委員会など、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を要請する。

(2) 県に対する支援要請

ア 町は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じて、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。

イ 町は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

7 防災業務関係者の安全確保

町、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防護対策

町は、必要に応じてその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県に対して、防災資機材の提供等必要な支援を要請する。

(2) 防災業務関係者の被ばく線量管理

ア 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

(ア) 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSvを上限とする。

(イ) 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

イ 町は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

ウ 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、町では原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、近隣市町、県、国等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて消防等関係機関等への通報や住民等への周知を行う。

2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

県は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努める。

3 応急対策活動情報の連絡

（1）特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- ア 施設の状況
- イ 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- ウ 被害の状況等

町は、県や近隣市町村、原子力事業者等から入手した情報を、防災関係機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

（2）原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

ア 要員の確保

町及び県は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

イ 情報の収集等

町は、県や近隣市町村、原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県や近隣市町村の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について活用する。

4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

町及び県は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情

報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第3節 住民等への情報伝達

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎあるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等に対する情報伝達

- ア 町及び県は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- イ 町は、防災行政無線等により町民に迅速に情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- ウ 町及び県は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、町及び県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

(2) 住民等に対する伝達手段

住民等への警報等の伝達は、次の手段により行う。

- ア 音声告知放送及び屋外拡声装置による伝達
- イ サイレン等の使用による伝達
- ウ 町広報車の使用による伝達
- エ 消防団車両の使用による伝達
- オ 町職員の戸別訪問による伝達
- カ 消防団員の戸別訪問による伝達

(3) 情報伝達の内容等

ア 情報伝達にあたっての留意事項

町及び県は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。

また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

イ 要配慮者への配慮

町及び県は、住民等への情報伝達にあたっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

ウ 情報伝達内容

- (ア) 事故・災害等の概況
- (イ) 災害応急対策の実施状況
- (ウ) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (エ) 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

エ 広報内容の確認

- (ア) 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う
- (イ) 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関

及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(ウ) 誤情報の拡散への対処

町及び県は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 相談窓口の設置

町は、緊急時には県等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手順に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

また、町は、必要に応じて、「ワンストップ相談窓口」を設置し、各種情報に基づき、住民からの問い合わせ・相談等に対応するほか、併せて住民からの要望・苦情等を各部局・防災関係機関等に伝達し適切な対応に努める。

「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、インターネットメール等の設備を確保するとともに職員を配置する。

町は、町に相談窓口が設置された場合は、速やかに町民に周知するよう努める。

(2) 情報の収集・整理

町は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

町及び県は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

1 避難等措置の実施主体

町は、町民の避難等の措置を講じるにあたっては、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、町民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

2 屋内退避、避難等の実施

(1) 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、町及び県は、住民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

(2) 避難誘導等

ア 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、町に対し、町民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

イ 町は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、町民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

ウ 町は、県及び県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

(3) 避難状況の確認

町及び県は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布については、町及び県は、国及び関係機関と連携して対応する。

4 避難所等の開設、運営

(1) 避難所の開設

町は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、県の協力を得て、町民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

県は、町に対し必要な支援、調整を行う。

(2) 避難所の管理・運営

ア 町及び県は、各避難所の管理・運営にあたり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

イ 町及び県は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ち

に配備できるよう準備しておくものとする。

ウ 町は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

(3) 飲食物、生活必需品等の供給

ア 町は、避難所等の町民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

イ 県は、町から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

5 県外からの避難者の受入

(1) 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本県に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ 内にある茨城県常陸大宮市と那須町を含む県北東部7市町で次のとおり協定が締結されている。

避難元市町	避難先市町	協定締結日
常陸大宮市	那須町、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町	H29. 9. 28

町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定められた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

県は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入所者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、町及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者等の受け入れ搬送にあたり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

(2) 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

県は、可能な範囲で、茨城県が行う避難帯域時検査及び簡易除染への協力を行う。

6 要配慮者等への配慮

町及び県は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

町は、県と連携しながら、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

町は、町内における影響を把握するため、県が設置したモニタリングポストの監視及び町独自のモニタリングを強化し、関係機関と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、町民に対して広く公表する。

2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

町は、町内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、町関係機関に対し必要に応じ連絡する。

また、特に必要な場合は、安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡する。

さらに、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始する。

3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

ア 県は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、町、関係機関等に連絡する。

イ 県は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施にあたっては、原子力災害対策指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

第6節 医療活動等

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

1 住民等を対象とする健康相談等の実施

(1) 避難者等に対する健康相談等の実施

町は、県等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

(2) 相談窓口の設置

町及び県は、保健センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。

また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

2 被災者を対象とする医療活動の実施

(1) 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

県は、必要に応じて、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。

また、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療活動を行う。

(2) 医療救護活動

町及び県は、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護機関で対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、住民に対して広く周知する。

1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

町は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

また、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の可否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

□飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ SV/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム 及ぶ超ウラン 元素のアルファ各種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

2 食品等の出荷自粛要請及び解除等

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、町は、速やかに県及び関係団体を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、町ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って町民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国から出荷制限の指示があった場合は、速やかに関係事業者に要請するとともに、町民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び町民等へも広く周知する。

3 飲料水の安全対策の実施

県は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとるよう町に要請する。

また、水道水の安全対策のため、水道事業者等に事故の状況を直ちに伝えるとともに必要な指導等を行う。実施にあたっては、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して指導等を行う。

なお、県は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備するとともに、町においても飲料水の備蓄等に努める。

4 食品等の供給

町は、県から食品等の摂取制限等の措置の指示を受けた場合、県と協力して備蓄品等を供給するなど町民への応急措置を講じる。

第8節 児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

1 児童生徒等の安全の確保

- (1) 学校等の所属長は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童・生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。
- (2) 学校等の所属長は、災害の状況により、町教育委員会と連携のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全を確保に努める。
- (3) 町は、県や関係機関と連携して、学校等の所属長に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。
さらに、児童・生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第9節 緊急輸送活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第10節1～3に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 住民等の健康対策

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

1 住民への対応

町は、県と協力し、町民等の不安を払拭するため、町民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

2 健康影響調査

(1) 調査の検討

町は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の町民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

(2) 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

(3) メンタルヘルス対策

町は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

(4) 飲料水・食品の安全確認

町は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

(1) 健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童・生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。

特に児童・生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

(2) 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童・生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

町は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

(3) その他

ア 学校の設置者等は、原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童・生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、園庭や校庭など児童・生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

町は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

イ 学校等の設置者等は、児童・生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

町は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

第2節 風評被害対策

町は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

1 農林水産物、工業製品等に係る対策

(1) 基本方針

ア 農林水産物

町は、県と連携し、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

イ 工業製品等

町は、県と連携し、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

(2) 具体的方法

町は、県と連携し、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を町内外に対して積極的に発信する。

2 観光業に係る対策

(1) 情報の発信

町は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、県と連携し、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を町内外に対して積極的に発信する。

(2) 観光客等への説明

町は、本町を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本町が安全であることを発信してもらうよう努める。

3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、町及び県は、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

町及び県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

1 基本方針

町及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、町等に対し、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、町等の要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

2 除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、町、県等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

なお、町は、除染を実施する際は、町の状況を勘案するとともに、町民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮する。また、除去土壌等はその他の物と混同するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して(※)、収集、運搬、保管および処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

- (※) 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会)

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ①処理に伴って周辺住民の受ける線量が1mSv/年を越えないようにする。

②処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り 1 mSv/年を越えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。

③処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が 10 μ Sv/年以下とする。

(5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

(1) 国が処理する廃棄物

町、県、排出事業者は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管するとともに、保管、処分にあたって関係者の理解を得るため国への協力をを行う。

(2) 町及び排出事業者が処理する廃棄物

町、県、排出事業者は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(3) その他

町及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、発生した廃棄物を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

町及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償

町及び県は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

1 事業者等への支援

(1) 損害状況等の情報収集

ア 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、町及び県は、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

イ 町及び県は、原子力災害により、県内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

ウ 町は、町内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

(2) 事業者等への支援内容

ア 原子力災害により、町内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、町及び県は、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。

(ア) テレビ、ラジオ等の県政広報番組やホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知

(イ) 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催

(ウ) 相談窓口の設置

イ 町及び県は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

2 自治体による請求

町及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

町及び県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

1 状況の把握及び解除の指示

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を町、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認するものとする。

用語集

用語	説明
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても¹³¹I（ヨウ素 131）が甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果大きい。</p>
EAL	<p>緊急時活動レベル（Emergency Action Level）。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p>
EPZ	<p>原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれの目安とされている。</p>
OIL	<p>運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。</p> <p>緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p>
オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。</p>

用語	説明
	オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。
確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさと共に増大し、影響の現れない、しきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でも、しきい値に達しないようにすることが必要である。
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響で、しきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることが挙げられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。
原子力防災管理者	原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキヤニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している人体各組織に対しては、職業人に対して 500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRP の 2007 年勧告では、水晶体に対して 15mSv/年、皮膚に対して 50mSv/年としている。

用語	説明
特定事象	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 管理区域以外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 輸送容器から 1m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること等
内部被ばく	<p>生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つまたは幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。</p>
P A Z	<p>予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のE A Lに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から $3 \sim 5 \text{km}$ の間で設定すること（5km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。</p>
ベクレル(Bq)	<p>放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。</p>
放射性物質	<p>放射性核種を含む物質の一般的総称。</p>
放射性プルーム	<p>気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。</p>
放射線	<p>X線、γ線などの電磁波（光子）並びにα線、β線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。</p>
放射能	<p>放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。</p>
U P Z	<p>緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective action Planning Zone)。U P Zとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から $5 \sim 30 \text{km}$ の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。</p>

用 語	説 明
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

参考文献

- 原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）
- （財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- 文部科学省 原子力防災基礎用語集

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)
(発電用原子炉(第2②③(i)ただし書の場合を除く。))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

事業者	PAZ(半径約500m)				UPZ(半径約3000m)				放射線防護や電力が必要と判断された範囲に限る。			
	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・緊急時モニタリングの準備	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等)	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備	-	-	-	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等)
国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・地方公共団体への情報伝達 ・住民等への情報提供	・モニタリング情報の取 得 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等)の指示	・地方公共団体への参集要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・モニタリング情報の取 得 ・緊急時モニタリングの準備	-	・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	-	-	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの準備	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	・要員追加参集 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報伝達 ・住民等への情報提供	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安否ヨウ素剤】 ・安否ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安否ヨウ素剤】 ・安否ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・モニタリング情報の取 得 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの準備	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	・要員追加参集 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報伝達 ・住民等への情報提供	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安否ヨウ素剤】 ・安否ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・モニタリング情報の取 得 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安否ヨウ素剤】 ・安否ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・モニタリング情報の取 得 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要員参集準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(発電用原子炉(第2(3)②(i))ただし書の場合を除く。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をなすこととする。

	PAZ(～おおむね500m)			UPZ(～おおむね300m)			UPZ外(おおむね300m～)		
	体制整備	情報提供	モニタリング	体制整備	情報提供	モニタリング	体制整備	情報提供	モニタリング
O I L 1 原子力事業者 国 地方公共団体	-	-	-	-	【甲狀腺線状被曝モニタリング】 ・甲狀腺線状被曝モニタリングへの協力	-	-	-	【甲狀腺線状被曝モニタリング】 ・甲狀腺線状被曝モニタリングへの協力 【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施
	-	-	-	-	【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	-	-	【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施
	-	-	-	-	【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	-	-	【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施
O I L 4 原子力事業者 国 地方公共団体	-	-	-	-	【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	-	-	【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施
	-	-	-	-	【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	-	-	【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施
	-	-	-	-	【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	-	-	【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施
O I L 6 原子力事業者 国 地方公共団体	-	-	-	-	【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	-	-	【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施
	-	-	-	-	【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	-	-	【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施
	-	-	-	-	【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 【避難】 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	-	-	【避難】 ・(甲)避難の要請 ・(乙)避難の実施 【甲狀腺線状被曝モニタリングの実施】 ・(甲)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施 ・(乙)甲狀腺線状被曝モニタリングの実施

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの。 ※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(1)ただし書の場合に限る。))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ			UPZ外				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L 1	原子力事業者	-	-	-	【甲状腺癌ばく露モニタリング】 ・甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力	-	-	-	甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力 ・(注)甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力
	国	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・甲状腺癌ばく露モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・(注)避難の実施 ・(注)避難の実施
	地方公共団体	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・甲状腺癌ばく露モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・(注)避難の実施 ・(注)避難の実施
O I L 4	原子力事業者	-	-	-	【甲状腺癌ばく露モニタリング】 ・甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力	-	-	-	【甲状腺癌ばく露モニタリング】 ・甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力
	国	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・甲状腺癌ばく露モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・(注)避難の実施 ・(注)避難の実施
	地方公共団体	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・甲状腺癌ばく露モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・(注)避難の実施 ・(注)避難の実施
O I L 2	原子力事業者	-	-	-	【甲状腺癌ばく露モニタリング】 ・甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力	-	-	-	【甲状腺癌ばく露モニタリング】 ・甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力
	国	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・甲状腺癌ばく露モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・(注)避難の実施 ・(注)避難の実施
	地方公共団体	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・甲状腺癌ばく露モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・(注)避難の実施 ・(注)避難の実施
O I L 6	原子力事業者	-	-	-	【甲状腺癌ばく露モニタリング】 ・甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力	-	-	-	【甲状腺癌ばく露モニタリング】 ・甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力
	国	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・甲状腺癌ばく露モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・(注)避難の実施 ・(注)避難の実施
	地方公共団体	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・甲状腺癌ばく露モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・避難の実施 ・(注)避難の実施 ・(注)避難の実施

※ 第2(3)②(1)～(4)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの。※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		当該原子力事業者が所在する地方公共団体等 (原子力施設活動における責任主体) ※地域の実情に応じ、関係府県庁を指す。			防護措置
		体制整備	情報提供	モニタリング	
事業者 原子力 事業者 各地方 公共団体	原子力 事業者	・職員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・緊急時モニタリングの実施	-
	各地方 公共団体	・職員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	-
	国	・職員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・輸送機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-
事業者 原子力 事業者 各地方 公共団体	原子力 事業者	・職員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施 及び支援	-
	各地方 公共団体	・職員追加参集 ・国及び他の地方公共団体 へ出張要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等 への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	-
	国	・職員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・輸送機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	-
事業者 原子力 事業者 各地方 公共団体	原子力 事業者	・職員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施 及び支援	-
	各地方 公共団体	・職員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-
	国	・職員追加参集 ・現地派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・輸送機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	-

※ 第2(3)(2)(v)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの。※))

(注)本イメージは、各主体の一般的な行動を示しており、各地域において、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)					
【原子力災害対策重点区域(原子力災害対策重点区域)】 ※実施の実態に応じて、実施方針を定める。					
事業者	国	地方公共団体	情報提供	モニタリング	防護措置
○ 1 1	○ 1 1	○ 1 1	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの取集、分析及び支援	【甲状腺癌ばく露モニタリング】 -甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力 【避難】 -避難の実施 -甲状腺癌ばく露モニタリングの実施
○ 1 2	○ 1 2	○ 1 2	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の取集、分析 ・緊急時モニタリングの実施 及び支援	【避難】 -避難の実施 -甲状腺癌ばく露モニタリングの実施 【甲状腺癌ばく露モニタリング】 -甲状腺癌ばく露モニタリングの実施 -地方公共団体に甲状腺癌ばく露モニタリングの実施を指示
○ 1 3	○ 1 3	○ 1 3	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施 及び支援	-
○ 1 4	○ 1 4	○ 1 4	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の取集、分析 ・緊急時モニタリングの実施 及び支援	【飲食物摂取制限】 -個別品目の放射性物質の濃度測定 【緊急時モニタリング】 -甲状腺癌ばく露モニタリングの実施 -地方公共団体に甲状腺癌ばく露モニタリングの実施を指示
○ 1 5	○ 1 5	○ 1 5	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施 及び支援	【避難】 -避難の実施 -甲状腺癌ばく露モニタリングの実施 【甲状腺癌ばく露モニタリング】 -甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力
○ 1 6	○ 1 6	○ 1 6	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の取集、分析 ・緊急時モニタリングの実施 及び支援	【飲食物摂取制限】 -個別品目の放射性物質の濃度測定 【緊急時モニタリング】 -甲状腺癌ばく露モニタリングの実施 -地方公共団体に甲状腺癌ばく露モニタリングの実施を指示
○ 1 7	○ 1 7	○ 1 7	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施 及び支援	【避難】 -避難の実施 -甲状腺癌ばく露モニタリングの実施 【甲状腺癌ばく露モニタリング】 -甲状腺癌ばく露モニタリングへの協力
○ 1 8	○ 1 8	○ 1 8	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の取集、分析 ・緊急時モニタリングの実施 及び支援	【飲食物摂取制限】 -個別品目の放射性物質の濃度測定 【緊急時モニタリング】 -甲状腺癌ばく露モニタリングの実施 -地方公共団体に甲状腺癌ばく露モニタリングの実施を指示

※ 第2(3)②(イ)に掲げるもの。

図1 防護措置等の実施フローの例

